# 【保育課・少子化総合対策室関係】

## １．幼児教育・保育の無償化について

### （１）子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について

（関連資料１～４参照）

幼児教育・保育（以下「幼児教育」という。）の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）においてその方針が示されてきたところ。平成30年12月28日の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）を受け、平成31年２月12日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今通常国会に提出されている。

幼児教育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑みて実施するものである。

法律により幼児教育の質が制度的に担保された施設であり、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育等を利用する３歳から５歳までの子供たちの利用料及び住民税非課税世帯の０歳から２歳までの子供たちの利用料を無償化することとしている。

また、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された３歳から５歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化することとしている。（認可外保育施設の無償化については、後述の（３）参照。）

幼児教育無償化には、消費税率引き上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用することとしており、平年度化すると約8,000億円の財源が必要となる。財源負担については国１／２、都道府県１／４、市町村１／４（公立保育所等については、市町村等10／10）とされているが、初年度（2019年度）については、地方消費税の増収分がわずかであることを踏まえ、全額国費で負担することとしている。

また、幼児教育無償化の実施に当たっては、

- 初年度（2019年度）及び２年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する
- 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる
- システム改修経費については、平成30年度予算（192億円）及び平

成31年度予算（62億円）を活用して対応することとし、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努める

こととしている。

さらに、今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとしている。

幼児教育の無償化の実施に当たっては、市区町村において保育の必要性の認定事務や給付事務などの事務が新たに発生することとなる。国としては、こうした施行に当たっての事務フロー等についても速やかにお示ししていきたいと考えており、本年10月から円滑な実施に向けて、ご準備・ご協力をお願いする。

**（２）食材料費の取り扱いについて（関連資料５、６参照）**

今般の幼児教育の無償化では、保護者が直接負担している費用（通園送迎費、行事費など）は、無償化の対象外とされている。

特に食材料費については、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきていたことから、幼児教育の無償化においてもこの考え方を維持することを基本としている。

具体的には、

- １号認定子ども（幼稚園等）・２号認定子ども（保育所等の３～５歳）は、主食費・副食費ともに、施設による徴収を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
- 生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、副食費の免除対象者を年収360万円相当世帯まで拡充する。
- ３号認定子ども（保育所等の０～２歳）は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続（主食費・副食費ともに、保育料の一部として原則として保護者が負担）する。

こととしている。

なお、こうした方針に対して、子ども・子育て会議等では、保育現場の懸念として、以下のような点が据置されている。

- 保護者に対する制度の改正内容の説明を、施設任せにせず、行政が責任を持って行うこと
- 施設によって、極端に高額な実費や、過度に廉価な実費を徴収する事案が生じる懸念があること

・　保護者から、徴収額の根拠の説明とともに、額の引下げを求められ、食事の質を確保できなくなる懸念があること
・　アレルギー食など配慮が必要な場合の食材料費負担の考え方
・　土曜日や病欠した場合における食材料費負担の考え方
・　食材料費の滞納者に対する対応と行政の関与

こうした懸念点に対し、今後、国としては、保護者向けの分かり易い広報資料を作成するとともに、施設の徴収額に関する考え方（現在公定価格に積算している月額4,500円が目安となる等）、アレルギー除去食など特別食の取扱い、土曜日や欠席時の取扱いなどに関する通知の発出などを行う予定なので、これらを活用し、保護者や事業者への丁寧な説明をお願いしたい。

また、食材料費の滞納については、各施設の徴収努力に加え、より確実な費用徴収を担保する観点から、利用者との契約の主体であり、保育所に委託している市町村に、どのように関与していただく方法があるか、市町村のご意見も聞きながら検討しているところであり、今後具体策がまとまればお示ししたい。

２号認定子どもの副食費を施設において徴収することとしたことに伴い、先述のとおり、国としては、できるだけ世帯負担が増えることがないよう、年収360万円未満相当世帯（第４階層以下の階層）等について、公定価格上の加算で副食費を免除することとしている。

一方で、自治体によっては、現行制度の下で、大幅な地方単独事業による保育料減免を行っており、第４階層以上の階層で4,500円より低い額の保育料を設定しているところもあるのではないかと考えている。こうした減免を受けている場合、地方単独事業による負担軽減が今般の無償化措置に当たって全てなくなると、負担増となる可能性がある。

今回の無償化に伴い、現行の地方単独事業が国制度に置き換わりその分の財源が不要となるが、

・社会保障と税の一体改革では、子育て支援の充実を柱の１つとして住民の消費税の負担増をお願いしていることや、
・地方単独事業による保育料の大幅な減免を行ってきた自治体はこれまで極めて熱心に子育て支援に取り組んでこられた自治体であるという経緯

も踏まえ、不要となる財源の一部を活用して、世帯負担が増えないような対応をしていただくことをご検討いただくようお願いする。

### （３）認可外保育施設の無償化について（関連資料７参照）

代替的な措置として無償化の対象とする認可外保育施設については、

原則、児童福祉法に基づく都道府県等への届出を行った施設であって、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設が幼児教育無償化の対象となる（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の本則規定）が、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、５年間の猶予期間を設けることとしている。

この経過措置について、地域によって待機児童の状況や認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市町村の取組の状況等が異なることから、市区町村が、地域の保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案し、特に必要であると認める場合に条例を定め、対象範囲を定めることができることとしている。（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の附則規定）

なお、条例制定は、あくまでも５年間の経過措置期間中における認可外保育施設の対象範囲に係るものであることから、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の本則に規定する、「指導監督基準を満たす施設」以上に対象範囲を限定することはできない。

## ２．認可外保育施設の質の確保・向上について

### （１）認可外保育施設の指導監督の充実等について

（関連資料８～10参照）

今般の幼児教育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることは重要なことであり、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下、本事項において同じ。）の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。

- 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知
  （例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
- 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
- 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
- ベビーシッターの指導監督基準の創設

これらの取組の具体化に向けては、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村による検討の場で、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討を行い、必要な措置を検討することとしており、それぞれ詳細が決まり次第お示ししてまいりたい。

国においては、平成31年度予算案において、

① 認可保育所などに移行を希望する施設への運営費補助の拡充（（４）参照）

② 認可化移行調査事業の支援対象に、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう継続的な助言・指導する場合を追加

③ 認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う「巡回支援指導員」の配置の拡充

などの予算を計上している。

また、児童福祉事務に従事する職員の配置に要する費用については、地方交付税の積算基礎とされているところであるが、認可外保育施設の指導監督の強化を目的として、平成31年度から標準団体につき、担当職員１名が増員される予定であり、これらの措置をご活用いただき、認可外保育施設の質の確保・向上にあたっていただくようお願いする。

## （２）認可外保育施設に関する情報共有について（関連資料11参照）

各都道府県は、児童福祉法に基づき、認可外保育施設の届出や運営状況の報告等の情報を管内市町村に通知することとされているが、現行では、各都道府県で情報共有の内容や頻度が異なるなど、情報共有に関するルールや仕組みの構築が十分でない状況がある。

幼児教育無償化の実施にあたり、市町村は他の都道府県の認可外保育施設の情報(※)を利用して認可外保育施設の利用料に関する給付事務を行う場合があるため、速やかに、都道府県の圏域を越えた情報共有の仕組みを構築する必要がある。

(※)給付事務に必要となる情報の例

・施設基本情報(例：施設名、所在地)

・指導監督基準適合証明書交付の有無

・サービス内容(例：開所時間、サービス種別)　など

このため、市町村において圏域を越えて認可外保育施設の情報が確認可能となるような情報共有システムを2019(平成31)年度中に構築することとしており、当該システムを活用して、都道府県・市町村間の情報共有を図っていただきたい。

なお、当該システムが構築されるまでの間の取り扱いについては、当省ホームページ上に、保護者への情報提供を目的とした全国の認可外保育施設の窓口情報一覧を作成・掲載することを予定しており、当該情報を活用いただきたい。

本件に関しては、先日、各自治体に対して、各自治体のホームページにおいて認可外保育施設に関する情報を公表しているページのＵＲＬを

報告するよう依頼したところであるので、ご協力いただくようお願いする。

### （３）認可外保育施設の届出対象範囲の変更等について

（関連資料12参照）

認可外保育施設の設置者は、児童福祉法の規定に基づき、その事業の開始の日から１月以内に都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下、本項目において同じ。）に届出を行うこととされているが、児童福祉法施行規則において、親族間の預かり等届出対象外となる施設を定めている。

認可外の事業所内保育施設については、現行、雇用する労働者以外の監護する乳幼児を保育する施設や、事業所内保育施設の一類型である企業主導型保育事業は届出を義務付けているが、雇用する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設は届出対象外とされている。しかし、近年、地域枠を設けるなど、事業所内保育施設の中にも様々な運営がなされている施設があることから、その果たしている役割に鑑み、児童の福祉の観点から一律に行政が把握することを可能とするため、年度内を目途に児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を公布し、本年７月１日から事業所内保育施設を届出対象施設とする予定である。なお、

① 現に認可外事業所内保育施設を運営しており、新たに届出の対象となる施設の設置者は９月30日までに届出を行えばよい

② 既に児童福祉法に基づく届出事項に相当する事項を都道府県に届出している施設については、改めての届出は不要とする

旨の経過措置を設ける予定であるので、ご了知いただきたい。

併せて、認可外保育施設の設置者には、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられているが、認可外保育施設も月額3.7万円を上限として無償化の対象となることを踏まえ、新たな掲示事項として、サービスの内容及び利用料の変更があった場合には、変更の内容及びその理由を掲示しなければならない旨の改正も予定しており、こちらについては、本年４月１日の施行を予定している。

今般の無償化においては、認可外保育施設の利用料に関しても、食事代や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外である。認可外保育施設の利用料については、認可外保育施設の届出、運営状況報告、保護者への書面交付、施設での掲示の事項の一つとなっており、無償化対象外経費について、区分して届出等することについても年度内目途に児童福祉法施行規則を改正予定であったが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案において、認可外保育施設を含めた今般の無償化給付である「施

設等利用費」の対象施設全体について、無償化対象外経費の範囲が内閣府令に委任されているため、内閣府令の今後の検討も踏まえた上で対応を検討したいと考えている。

なお、各種学校の認可を受けている施設については、認可外保育施設に該当せず、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第１条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならない」とされている。各種学校担当部局とも連携の上、今後とも適切に対応していただきたい。

## （４）認可外保育施設の認可化移行や質の向上の促進について

**（関連資料13～15参照）**

保育の受け皿確保に当たっては、保育の質が確保されている認可保育所等を増やして対応していくことが基本であるが、現状においては、認可外保育施設が認可保育所等では受けきることができない多様な保育ニーズに応えている側面がある。

このため、国においては、認可外保育施設について、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等への移行を支援しており、移行を希望する施設には、課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行っている。

2019（平成31）年度予算案においては、認可外保育施設の認可化移行を更に推進するため、認可化移行運営費支援事業について、

- 補助基準額を、公定価格ベースの２／３相当から公定価格に準じた水準（保育士の配置割合に応じた減額調整あり）まで引き上げる。
- 公定価格に準じた各種加算を創設する。
- 認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、新たに「９割以上」等の補助区分を創設する。
- 保育士の配置割合が基準の「９割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料を設定する。

等の拡充を図ることとしている。

各地方自治体におかれては、本事業等の活用により、認可外保育施設の認可保育所等への移行を促進していただくようお願いする。

また、2019（平成31）年度より「認可化移行調査・助言指導事業」において、指導監督基準を満たしていない保育施設が、指導監督基準を満

たすために必要な助言・指導を継続的に行うための費用を補助することとしている（３．（３）⑥参照）。経過措置期間中の認可外保育施設の質の向上のため、積極的に活用していただきたい。

## ３．多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

### （１）待機児童解消に向けた取組状況と「子育て安心プラン」について

（関連資料16、17参照）

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、やれることは全てやるという姿勢で、待機児童解消に向けた取組を進めてきたところである。

「待機児童解消加速化プラン」による各自治体の積極的な整備と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大により、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度末までの５年間で、約53.5万人分の保育の受け皿を確保し、政府目標50万人分を達成した。

しかしながら、2018（平成30）年４月１日時点で待機児童数は減少に転じたものの、依然として19,895人となっており、引き続き、解消に向けた取組を続けていくことが必要である。国としては、「子育て安心プラン」に基づき、女性の就業率８割に対応し、待機児童解消するため、32万人分の受け皿整備を2020（平成32）年度末までに行うことが必要と考えている。

一方、この、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿拡大量について、現時点の各地方自治体の計画を積み上げでは、2018年から2020年度末までの３年間で約29.3万人分の拡大が見込まれいる。この見込みは国の推計する32万人に届いていないが、各地方自治体の計画では現時点で見込み切れていない潜在ニーズもあると考えられる。女性の就業率の上昇等も踏まえた潜在ニーズの把握ができているか改めて確認し、必要に応じて計画を見直していただきたい。

具体的には、実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育コンシェルジュ等を活用しながら保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

国としては、今年度より、各地方自治体の「市区町村」、「保育提供区域」ごとに作成された「子育て安心プラン実施計画」を厚生労働省ホ

ームページに公表し「見える化」を行ったところである。

来年度についても、子育て安心プランの採択を行うこととしているため、保育ニーズの実態を適正に踏まえた計画を作成していただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうかを十分に精査していただくようお願いする。

遅くとも2020年度末までに待機児童の解消に向けて取組の更なる強化・徹底を図っていただくよう、切にお願いする。

### （２）待機児童対策協議会について（関連資料18、19参照）

待機児童対策の一層の推進を図るため、2017（平成29）年11月の規制改革推進会議の第２次答申を踏まえ、子ども・子育て支援法を改正し、保育所等の広域利用の推進、待機児童解消等の取組について、都道府県等が関係市区町村等と協議する場（待機児童対策協議会（以下、「協議会」という。））を設置できることとした。

協議会は昨年12月末時点で、11都府県において設置されている。各都道府県が、2020年度末までの待機児童の解消に向けて、協議会を設置し、積極的に参画できる環境を整備することにより、都道府県による市区町村の取組の支援がより実効的なものとなると考えられる。待機児童が存在していながら協議会を設置していない都道府県におかれては、設置を検討いただきたい。

その際、国としては、更なる協議会の設置及び取組を支援するため、2019（平成31）年度予算案において、「受け皿確保等」、「保育人材の確保」、「各自治体からの提案型事業」等に対する支援を盛り込み、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援することとしている。

上記支援策の実施主体、実施要件及び留意事項については、各実施要綱（案）を参照の上、各事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお、上記支援策のうち、各地方自治体からの提案型事業については、補助金の交付申請を行う前に、事業を募集し、審査の上、採択を行う予定としているので、実施を希望する地方自治体におかれては準備願いたい。

### （３）2019（平成31）年度の主な保育対策関係予算について

#### ①　保育所等整備交付金等について（関連資料20、21参照）

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、2018（平成30）年度第２次補正予算及び2019（平成31）年度予算案に

おいて、合計７万人分の受け皿整備に必要な予算を計上するとともに、保育の受け皿増が必要な地域における施設整備や改修に係る国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３）を引き続き行い、意欲のある市区町村の取組を支援することとしている。

また、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、2018（平成30）年度における交付基準額から3.4％増の補助単価の改定を行う予定であるので、各市区町村におかれては、積極的な保育の受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

### ②　保育人材確保に係る新規・拡充事業について

**（関連資料29～33参照）**

保育人材確保関係事業の2019（平成31）年度予算案においては、

- 潜在保育士等の保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施するため、保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用の補助
- 長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用などを補助などを盛り込んでいる。

これらの事業を活用することにより、引き続き、保育人材確保に努めていただくようお願いする。

### ③　「医療的ケア児保育支援モデル事業」について

**（関連資22、23参照）**

保育所等における医療的ケア児の受入れについては、2017（平成29）年度より、医療的ケアを行う看護師等の配置や、保育士の喀痰吸引等研修の受講支援などの体制整備を行うモデル事業を創設したところである。

2019（平成31）年度予算案においては、新たに、

- 管内の保育所等に対して、医療的ケアに関する支援・助言を行う「医療的ケア児保育支援者」の配置
- 市町村等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定

に必要な補助を行うこととしており、地域における支援体制の構築のため、事業の積極的な実施を検討いただきたい。

併せて、現在、保育士の喀痰吸引等研修の受講が低調であるが、本事業において、研修受講費用や研修期間中の代替保育士の配置に係る費用等を補助対象としているため、積極的に活用いただくとともに、受講促進に向けた周知・啓発をお願いする。

また、現在、みずほ情報総研株式会社において、厚生労働省の調査研究事業を活用し、「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」の策定に向け、有識者等と検討を重ねているところである。

本ガイドラインは、医療的ケア児の保育所での受入れにあたり必要となる基本的な事項や留意事項等をお示しするものであり、４月以降に各自治体に周知する予定であるため、積極的にご活用いただき、医療的ケア児の保育ニーズの把握や受入体制の整備に努めていただくようお願いする。

なお、障害保健福祉部所管の地域生活支援促進事業において、地方自治体の支援体制の充実や、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する「医療的ケア児等総合支援事業」を2019（平成31）年度より新たにを実施するので積極的に活用いただきたい。

※　モデル事業の実施にあたっては、補助金の交付申請を受付ける前に、事前協議を行い、補助対象自治体を選定する予定。

※　モデル事業に係る地方負担分については、引き続き地方財政措置が講じられる予定。

**④　「広域的保育所等利用事業」について（関連資料24参照）**

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助しているところである。

2019（平成31）年度予算案においては、事業の実施要件である「登録児童６人以上」の要件を撤廃するとともに、事業の対象となる家庭について、居住地と保育所等が離れている家庭のほか、保護者による送迎が困難な家庭を補助対象に加えることとしているので、各市区町村におかれては、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

**⑤　「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業」について（関連資料25参照）**

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業」（旧「保育所等の事故防止の取組強化事業）については、2019（平成31）年度より、従来の事故防止に関する内容に加え、保育所等が守るべき基準の内容についても助言等を行うこととしており、これに伴って、「巡回支援指導員」の配置を拡充することとしている。

本事業において配置可能な「巡回支援指導員」については、例えば、指導監督部門と十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげるなど、保育所等の質

の確保・向上に資するものであることから、各自治体におかれては、当該事業を積極的に実施していただくようお願いする。

⑥　「認可化移行調査・助言指導事業」について（関連資料26参照）

認可化移行調査・助言指導事業(旧「認可化移行調査費等支援事業」)については、2019（平成31）年度より、実施要綱案のとおり、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が、指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助することとしているので、各自治体におかれては、本事業の実施により、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設が指導監督基準を満たし、さらに、認可化移行可能性調査支援事業や認可化移行助言指導支援事業を積極的に実施していただくことで、認可保育所等への移行が進むよう、ご協力をお願いする。

⑦　行政手続きコストの削減に係る標準様式について

「平成29年度規制改革実施計画」（2017（平成29）年６月９日閣議決定）において、事業者が行う行政手続きに係るコストを2020年までに20％削減することとされており、「保育対策総合支援事業費補助金」のうち、「保育士宿舎借り上げ支援事業」についても、行政手続きコストの削減を図ることとしている。

ついては、今般、事業実施自治体と調整の上、標準様式の案を作成した。改めて、近日中に正式版を事務連絡で送付するので、各自治体におかれては、事業者等からの補助金の申請に際しては、積極的に同様式をご活用いただき、行政手続きコストの削減に努めていただきたい。

また、2019（平成31）年度に行政手続きコストを測定する際には、ご協力のほど、よろしく御願いしたい。

## （４）保育所等の連携施設の確保について

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の事業者は、①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を行うこととしている。ただし、子ども・子育て支援法の施行日から５年を経過する日までの間は、経過措置として、連携施設を確保しなくてもよいこととされている。

平成30年４月１日時点において、上記①～③全てについて、連携施設を設定できている家庭的保育事業者等は、全体の46％であった。

こうしたことを踏まえ、以下の対応を行うこととしている。また、必

要な省令改正については年度内に公布し、来年度から施行することとしている。

・　当該経過措置について５年間延長する。
・　定員が20名以上であって、市区町村が適当と認める、①企業主導型保育施設、②運営費支援等を行っている認可外保育施設について、卒園後の受け皿としての連携施設として位置付ける
・　保育所型事業所内保育事業においては、①規模（定員が20人以上）や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること、②３～５歳児を受け入れている事業所も存在すること等を踏まえ、市町村が認める場合には、卒園後の受け皿の確保を不要とする
・　現下の連携施設の設定状況を踏まえ、自治体における運用状況等を調査した上で、連携施設の確保の促進策について更なる検討を行っていく。

各自治体におかれても、引き続き、連携施設の確保に向けた取組をお願いする。

## （５）企業主導型保育事業と市町村計画との連携について

企業主導型保育事業（2016（平成28）年度創設）については、2018（平成30）年度末までに行う約９万人分の整備に加え、2019（平成31）年度予算案において「子育て安心プラン」に基づき、新たに約２万人分の整備を実施することとしている。

「子育て安心プラン」においては、保育の受け皿として企業主導型保育事業（従業員枠・地域枠）を含めていることから、企業主導型保育事業による保育の受け皿整備と市区町村による整備計画の連携が適切に図られるよう、2018（平成30）年度においては、

・設置事業者に対して、地域枠を設定する場合には、申請前に予め市区町村に相談を行うよう要請
・設置事業者から申請があった際には、公募団体から都道府県を通じて申請状況を各市区町村に情報提供
・企業主導型保育施設を利用する児童情報（保護者の同意を得られたもの）について、公募団体から児童居住市区町村に対して情報提供

を行ったところである。

現在、内閣府の「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」において、自治体との連携のあり方についても検討が行われている。

今後、この検討結果を踏まえ、具体的な対応をお示しすることとしており、各市区町村におかれては、市区町村計画の作成等に当たって、引き続き企業主導型保育事業との適切な連携を図っていただくようお願い

する。

**（６）病児保育事業の推進について（関連資料27参照）**

病児保育事業は、就労している保護者の多様な保育ニーズに対応するために重要な事業であるが、感染症の流行や、病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きく、運営が不安定になる等の状況が生じている。

このため、2018（平成30）年度予算において、

・　利用児童数に関わらず交付される運営費の基本単価について、より事業の安定につながるよう、補助の仕組みを見直すとともに、

・　利用児童数が2,000人を超えると一定だった加算単価について、2,000人を超えた場合においても、利用児童数に応じた単価を設定する

等の拡充を図っている。

各市区町村におかれては、安定的な事業の実施のために、委託や補助の方式に関わらず、上記拡充内容を踏まえた事業費となるよう、必要な財政措置等を講じていただくとともに、地域の保育ニーズに対応できるよう、病児保育事業の普及に積極的に取り組んでいただきたい。

**（７）障害児保育の推進について（関連資料28参照）**

厚生労働省で実施した調査では、2016（平成28）年度における保育所等で受け入れている障害児の数は約65,000人と、10年前と比較し約２倍となっている。

こうした状況を踏まえ、2018（平成30）年度の地方交付税では、これまで400億円であった当該予算を880億円に拡充するとともに、各市区町村の障害児保育に係る財政需要を的確に反映するため、各市区町村の保育所等における「実際の受入障害児数」に応じて地方交付税を算定することとされた。

障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で実施される必要があることや、家庭や関係機関と連携した支援が必要であることから、各市区町村におかれては、概ね障害児２名に対し、保育士１名を水準としつつ、適切に保育士を配置し、引き続き障害児保育を推進していただくようお願いする。

## ４．保育人材確保について

### （１）総合的な保育人材確保策の推進について（関連資料29～33参照）

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、新規の保育士資格取得や就業継続､離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むこととしている。

まず、処遇改善については、これまでの処遇改善に加え、

・　2018（平成30）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均＋0.8%）を、本年度の公定価格を2018（平成30）年４月に遡及して改定し、2019（平成31）年度の公定価格にも反映するとともに、

・　「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2019（平成31）年４月から更に１％（月3000円相当）の処遇改善を行うこととしている。

これらにより、2019（平成31）年度予算が成立すれば、2013（平成25）年以降で約13%の処遇改善となる。なお、今後、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」において、処遇改善の実態についても調査を行うこととしている。

また、各自治体における保育人材確保を支援するため、2018（平成30）年度補正予算及び2019（平成31）年度予算案において、下記の事業を盛り込んでいる。

【平成30年度第二次補正予算】

・保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の補助

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業における、貸付原資等の不足分の積み増しや、新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

・保育所等におけるＩＣＴ化の推進

平成29年度補正予算に引き続き、保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のＩＣＴ化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【平成31年度当初予算案】

・「保育士・保育所支援センター設置運営事業の拡充

保育士・保育所支援センター事業の拡充として、平成３１年度から当該センターにマッチングシステムを導入する際の補助を行

う。

これにより、センター業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングが実施できるように支援を行う。

また、当事業では、マッチングの効果を高めるため、マッチングシステム導入月以降の求人・求職件数の年度内の合計を目標値とし、前年度同月以降の件数の合計を上回ることとし、これを達成した場合、補助額に若干傾斜をつけている。

各自治体におかれては、当事業を活用いただき、引き続き潜在保育士の掘り起こしを進めていただきたい。

・潜在保育士再就職支援事業の創設

平成31年度新規事業として、離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介（マッチング）により、保育所等が潜在保育士を試行的に雇用する際に、園で実施する研修等の費用を補助する。

具体的には、潜在保育士が現場に慣れるための支援として、保育所等において主任保育士がOJTを行う際に、その業務を代替する職員を雇い上げるための費用の補助や、園内研修を実施する際に外部講師を呼んだ場合の費用の補助などを想定しているところであり、積極的にご活用いただきたい

予算関係以外でも、保育人材確保に関する取組を行っているので、ご活用及びご参考にしていただきたい。

・保育士・保育所支援センターの事例集の活用について

平成30年10月26日付け事務連絡「保育士・保育所支援センターの事例集について」において、各自治体における事例を紹介した。保育士・保育所支援センターを社会福祉協議会等に委託して実施している場合は、情報共有の上、積極的に事例を参考にしていただきたい。

・「保育士確保集中取組キャンペーン」について

先日もご連絡し、ご協力いただいているところであるが、保育士確保集中取組キャンペーンとして、新規資格取得者等への処遇改善等に関する取組を紹介したチラシの配布や、当省の広報誌である「月刊厚生労働」３月号に、保育人材確保に関する取組の記事の掲載などを実施している。併せて、映画とのタイアップも実施しているところであるので、各自治体における広報と合わせてご活用いただきたい。

各都道府県におかれては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、保育士の子どもの保育所への優先入所等の取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう、周知等についても御配意願いたい。

## （２）保育士等の処遇改善について（関連資料34～36参照）

保育士等の処遇改善については、上記（１）に記載のとおり、2018（平成30）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善を行うこととしている。

また、2017（平成29）年度より実施している技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）については、2018（平成30）年度より以下のとおり加算額の配分方法の見直しを行っている。

① 副主任保育士等の賃金改善のための加算額については、月額４万円の賃金改善を「人数Ａ÷２（一人未満の端数切り捨て）」人の副主任保育士等に対して行った上で、残りの加算額については、従来は職務分野別リーダー等への配分を認めていなかったところ、職務分野別リーダーに配分することを可能とすること

② ①により職務分野別リーダーに配分を行う場合には、職務分野別リーダーの賃金改善のための加算について、

・ 配分人数について、従来は「人数Ｂ」（定員90人（職員17人（※））の保育所モデルの場合は３人）に固定されていたところ、「人数Ｂ」を超えてもよいこと

※ 園長１人、主任保育士１人、保育士12人、調理員等３人

・ 賃金改善額については、従来は月額５千円に固定されていたところ、副主任保育士等に対する賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲内で月額５千円を超えてもよいこと

を可能とすること

③ 処遇改善等加算Ⅱの加算額については、同一事業者内の施設・事業所をまたぐ配分を認めていなかったが、2022年度までの時限措置として、処遇改善等加算Ⅱによる加算額の総額の20％については、同一事業者内で施設・事業所をまたぐ配分を可能とすること

なお、処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修の受講に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件を課さないこととしており、こうした点

も踏まえてご対応願いたい。ただし、この研修受講要件の必須化については、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、判断することとしている。

各地方自治体におかれては、保育人材の処遇改善のため、制度を十分に理解いただき、各事業者による加算取得の促進を図っていただくとともに、保育士等の職員給与が適切な水準となるよう、保育所等に対する周知・指導にご協力いただきたい。

### （３）保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備について

#### ①　研修の実施状況及び計画の作成

2017（平成29）年度から保育士等キャリアアップ研修を開始したところであるが、各都道府県におかれては、引き続き、受講ニーズに対応した研修の実施体制の整備をお願いしたい。

また、処遇改善等加算Ⅱの加算要件として、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととしたことを踏まえ、今後、研修の実施体制の整備を計画的に進めていく必要があることから、来年度においても、各都道府県に対して2021年度までの分野別の研修実施計画の提出を求めるとともに、計画のフォローアップを行う予定であるのでご留意願いたい。

#### ②　研修の実施体制整備について

キャリアアップ研修の実施体制整備にあたり、2018（平成30）年度において、eラーニングによる実施方法に関する調査研究事業を実施しているところである。

報告書がまとまり次第、周知する予定であるので、各地方自治体におかれては、内容を参考にしていただき、研修実施体制の充実に努めていただきたい。

## ５．2019（平成31）年度公定価格の対応について

**（関連資料37～39参照）**

2019（平成31）年度における公定価格の対応は、４月に加え、消費税率10％への引上げや幼児教育の無償化がスタートする予定である10月にも行われる予定である。具体的には、４月には①保育士等の処遇改善、②居宅訪問型保育事業における給付方法の見直しが、10月には③食材料費（副食費）減免の実施、④チーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡

充等が行われる予定である。

なお、上記以外の事項については、2019（平成31）年度に内閣府において実施予定の経営実態調査の結果等に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行後５年の見直しの議論も加味し、2020年度以降の公定価格における対応を検討していくこととしている。

また、公定価格における各種加算については、人材確保や施設の運営等の観点から重要と考えられるため、各地方自治体におかれては、保育所等に対する各種加算の内容や取得要件等を周知するなど、積極的な対応をお願いする。

**＜2019（平成31）年度公定価格の対応＞**

**（４月に実施する事項）**

**①　保育士等の処遇改善（前掲４（２）参照）**

**②　居宅訪問型保育事業における給付方法の見直し**

居宅訪問型保育事業の給付方法について、集団保育と異なる特性を踏まえつつ、保育所等との均衡に鑑み、「常態的に土曜日に閉所する場合の調整」と同様の調整を他の曜日にも適用し、固定経費に配慮した単価設定とする。具体的には、子どもが利用しない日が予め決まっている場合に、上記調整を適用することとする。

**（10月に実施する事項）**

**③　食材料費（副食費）減免の実施（前掲１（２）参照）**

**④　チーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充**

2019（平成31）年10月より、保育所等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。

（拡充内容）

- チーム保育推進加算の要件について、「職員の平均勤続年数が15年以上」を「職員の平均勤続年数が12年以上」に拡充する。
- 栄養管理加算について、嘱託職員分の費用を措置（0.7兆円メニュー）しているものを、非常勤職員に係る費用の措置（0.3兆円超メニューの一部）まで拡充する。

**⑤　その他**

2019（平成31）年10月からの消費税率引上げ（８％から10％）に伴う物価上昇に対応するため、公定価格の引上げを行う。

## ６．保育事故防止対策の推進について（関連資料40、41参照）

保育所等における事故防止の取組については、2016(平成28)年３月末に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づき実施していただいているところである。

また、死亡事故等における事後の検証については、2016(平成28)年３月末に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき実施していただいており、2017（平成29）年には、あらためて事務連絡により、

・死亡事故については、すべて検証すること
・明らかな病死であっても、発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であること
・まだ検証委員会を開いていない自治体においては、早急に検証委員会を開催し、検証を進めること

についてお願いしたところである。

各都道府県におかれては、管内市区町村を通じて、各施設・事業者に対してこれらを再度周知徹底するようお願いしたい。

2018(平成30)年７月に、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）において、保育所等における直近の死亡事故や骨折等の負傷事故の傾向を分析するとともに、自治体からの事故報告や死亡事故に関する検証報告の内容を踏まえ、全国の施設・事業者、自治体及び国に対して重大事故防止に関する注意喚起・提言を盛り込んだ「年次報告」がとりまとめられた。各自治体におかれては、本報告書について関係部署や管内の保育施設等に周知をお願いしたい。

さらに、2018(平成30)年11月に総務省行政評価局より当省及び内閣府に対し、「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告があった。この勧告は、保育施設における重大事故対策や、それに関する監査の実施方法等に対して行政評価の視点から指摘があったものであり、具体的には、

・重大事故対策の重要性の周知徹底、監査の機会等を通じた適切な指摘について要請すること。
・重大事故の範囲の明確化、監査の機会等を通じた重大事故の報告状況の確認について要請すること。
・監査の機会等を通じて情報開示の重要性・制度内容の周知を要請すること。

などの勧告を受けている。

厚生労働省としては、本勧告を受けて、関係府省と連携し、

① 睡眠中など重大事故が発生しやすい場面での事故防止対策の実施

② 事故が発生した場合の施設から自治体への報告義務の周知徹底

③ 自治体が監査を行う際、保育施設における重大事故対策の実施状況や重大事故の報告状況を確認し、指導を行うするよう要請

するなど、安全な保育環境の確保を行うこととしており、今後、具体的な対応策についてお示しする予定である。

2018（平成30）年度第２次補正予算において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上しているので、各自治体におかれては、本事業について積極的に活用願いたい。

【関連通知等】

※ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline.pdf

（施設・事業者向け）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline-1.pdf

（自治体向け）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline-2.pdf

（発生時対応）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/taiou.pdf

※ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（事務連絡）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s69.pdf

※ 有識者会議 年次報告

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/houkoku/jiko_houkoku.pdf

※ 今回の「子育て支援に関する行政評価・監視」に関する詳細

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_181109.html

## ７．地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について（関連資料42、43参照）

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）において、保育分野の関係では関連資料42のとおり決定されている。

このうち、育児休業・給付については、その延長に当たっての挙証資料として入所保留通知書を求めているところであるが、当面復職の意思がなく、当初から育児休業の延長を希望する方が入所保留通知書の入手を目的として入園申込みを行い、市町村の事務手続に混乱が生じており、また真に入園を希望する方に不利益が生じているとの意見があったことを踏まえ、下記のとおり決定された。

・　保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高いものを優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体あて2018年度中に通知する

・　育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる

これを踏まえ、先般、関連資料43のとおり、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（平成31年２月７日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）において、市町村の選択による、公平な利用調整の実現等を図るための、保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項をお示しているので、参照願いたい。

また、その他の事項についても、その対応について整理しているところであり、追ってお示しすることとする。

## ８．子ども・子育て支援法の施行から５年後の見直しについて（関連資料44参照）

子ども・子育て支援法の施行後、５年間で経過措置の期限が到来する項目のうち、下記の保育関係のものについては、子ども・子育て会議における議論を踏まえ、下記のとおり対応することとしている。

①　幼保連携型認定子ども園における保育教諭について、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているところ、子ども・子育て支援法施行後５年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。

また、いずれか一方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験を有する者については、大学等で一定の単位を履修すること等により、もう一方の免許状・資格を取得できる特例を設けている。

これらの特例については、第198回国会に提出予定の地方分権一括法案において、認定こども園法一部改正法及び教育職員免許法を改正し、特例期間を５年間延長することを盛り込んでいる。また、保育士資格の取得に係る特例についても、告示の改正により５年間延長することを予定している。

② 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）における食事の提供については、自園調理を基本としているが、子ども・子育て支援法の施行日から５年を経過する日までの間は、自園調理でなくてもよいとされている。

この経過措置について、現在の自園調理の実施状況や外部搬入の状況を踏まえ、

・ 自宅以外の場所における家庭的保育事業に係る経過措置については、５年間延長する省令改正を行う（なお、自宅における家庭的保育事業に係る経過措置については、既に５年間延長済みである。）
・ それ以外の、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る経過措置については、延長しないこととする。

③ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の事業者は、（ⅰ）保育内容の支援、（ⅱ）代替保育の提供、（ⅲ）卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を行うこととしているが、子ども・子育て支援法の施行日から５年を経過する日までに間は、経過措置として、連携施設を確保しなくてもよいこととされている。

この経過措置について、３．（４）のとおり、更に５年間延長するほか、連携施設の要件緩和等の措置を行う。

④ 小規模保育事業Ｂ型及び事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）で従事する者は、保育従事者（保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修をした者（子育て支援員））とされているが、子ども・子育て支援法の施行日から５年を経過する日までの間は、経過措置として、家庭的保育者又は家庭的保育補助者について、保育従事者とみなすこととされている。

この経過措置について、家庭的保育者又は家庭的保育補助者の子育て支援員研修等の修了状況に鑑み、延長しないこととする。

⑤　小規模保育事業Ｃ型の利用定員は６人以上10人以下とすることが原則だが、子ども・子育て支援法の施行日から５年を経過する日までの間は、その利用定員を６人以上15人以下とすることができるとされている。

この経過措置について、大部分の小規模北事業Ｃ型の事業所において定員が10人以下となっていることから、延長しないこととする。

## ９．その他

### （１）保育所の耐震化の促進について

#### ①　耐震化の状況

保育所の耐震化については、全国的な取組状況をみると、2017（平成29）年３月31日現在の保育所の耐震化率は、87.7％となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体の取組により、全ての施設で耐震化が実施されている自治体から、耐震化率が60％弱に留まっている自治体まで大きな差が生じており、設置主体別にみても、公立保育所の耐震化率は85.0％、私立保育所の耐震化率は89.3％と差が生じている。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが明記（※）されるなど、今後、想定される南海トラフ地震に備え、引き続き、未耐震化施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題である。

※　「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐震化率を2020年度までに約95％まで向上することを達成目標としている。

こうした状況を踏まえ、各都道府県におかれては、管内市町村に対して下記②に記載した情報を提供いただき、公立・私立ともに保育所の耐震化の促進に努めていただきたい。

#### ②　耐震化工事について

##### ア　耐震化のための整備について

私立保育所の施設整備については、保育所等整備交付金により財政支援を行っているところであるが、耐震化工事については、大規模修繕等の整備区分を適用し､国庫補助を行っているところであり、各地方自治体におかれては、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育所の施設整備については、2006（平成18）年度に税源移譲と合わせて一般財源化されているので、各地方自治体において積極的な対応をお願いしているところであるが、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。

これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100％に充当可能とし、元利償還金についてその70％を基準財政需要額に算入することとしているので、あわせてご活用いただきたい。なお、当該措置は、2020年度までとされているため、耐震化に向けた早期の取組をお願いする。

**イ　耐震診断について**

耐震診断が必要な1981（昭和56）年以前の保育所について、耐震診断の実施率は全国で73.7％となっているが、実施状況の詳細をみると、診断が完了している地方自治体からほぼ未実施の地方自治体まで、自治体おいて顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、何より耐震診断を行うことが重要であるため、耐震診断実施率の低い自治体におかれては、まずは耐震診断の早期実施に努めていただきたい。

保育所の耐震診断に要する費用については、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」により国庫補助を受けることが可能であるので、各自治体におかれては、迅速かつ積極的な対応をお願いする。

**（２）保育関係予算の執行に係る適正化について**

会計検査院による2016（平成28）年度決算検査報告書において、以下の事業及び負担金において、保育関係予算の事務執行に適正を欠いたため、国庫補助金等の過大交付による不当事項として指摘を受けたところである。各都道府県等におかれては、再発防止の観点から、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市区町村等に対して改めて周知願いたい。

**①　認可化移行改修費等支援事業**

認可化移行改修費等支援事業について、必ずしも保育所に係る設備に関する基準を満たすために必要な改修等とは認められない改修等を行うとともに、保育所を開所した後の賃借料を補助対象経費に含んで

いる事例が見受けられた。

本事業は、保育所等に係る設備に関する基準を満たすために必要な経費を補助するものであり、単なる老朽化への対応のための改修等は対象とならないことから、各自治体におかれては、各改修等事業の内容を精査するとともに、保育所等を開所した後の賃借料が補助対象経費に含まれていないかを確認していただくようお願いする。

### ② 保育所運営費負担金

2014（平成26）年度以前の保育所運営費について、会計検査院より、

- 保育料について、家計の主宰者となる祖父母等の所得税額を確認していなかったため、過小に徴収されていたこと
- 保育所運営費の算定にあたり、加算対象となる職員が配置されていない期間についても加算が適用されていたこと

が指摘されている。

このため、子ども・子育て支援新制度における保育料の算定における適正事務の確保とともに、公定価格における各種加算の認定等の事務に当たっては、告示、通知等に即した事務が適切に行われるよう指導をお願いする。

## （３）保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会について（関連資料45参照）

保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが重要である。こうしたことを踏まえ、保育所保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図ることを目的として、学識経験者等に参集を求め、2018（平成30）年５月より標記検討会を開催し、幅広く多角的に具体的な方策等の検討を行うこととした。

2018（平成30）年９月26日までの計６回の検討会における構成員や関係者（保育事業者、事業者団体、地方自治体）の意見発表、自由討議を踏まえ、「中間的な論点の整理」として、「保育の質に関する基本的な考え方や、具体的な捉え方・示し方」や「『保育所における自己評価ガイドライン』の見直し」等、現時点で考えられる具体的な検討事項を示した。今後これらについて、適宜実態調査や調査研究を行いつつ、作業チームを設置して実務的な検討や作業を進めた上で、検討会において引き続き更に議論を深めていく予定である。

各都道府県等におかれては、本検討会に関して管内市区町村、保育関

係者等への周知を図るとともに、保育実践に係る相談・助言や指導監査の効果的・効率的実施等を通じて、保育の質の確保・向上に資する各種取組の一層の促進に努められたい。あわせて、特色ある取組の共有や展開に向けた情報収集に際しては、ご協力をお願いしたい。

### （４）保育所児童保育要録の見直しについて（関連資料46参照）

2018（平成30）年４月１日より適用されている保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）において、保育所と小学校との連携に関して、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有する等の記載が追加された。このことを踏まえ、保育所保育と小学校教育との一層の円滑な接続に資するよう、子どもの育ちを支える資料として就学時に保育所から小学校へ送付される「保育所児童保育要録」について、有識者による検討会を開催し、見直しを行った。見直し後の保育所児童保育要録の取り扱い及び記載事項・参考様式等に関しては、2018（平成30）年３月30日付け「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（厚生労働省保育課長通知）にて管内市区町村、保育関係者等への周知をお願いしているところである。

この改定保育所保育指針に基づく保育所児童保育要録は、2019（平成31)年４月に小学校に入学する児童より適用されるものであることから、各都道府県等におかれては、改めて周知を図り、その運用に遺漏のないようご配慮いただきたい。

### （５）保育所における感染症対策ガイドライン及びアレルギー対策ガイドラインの改訂について（関連資料47参照）

標記２つのガイドラインは、保育所保育指針に基づき、子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた保育所における感染症対策及びアレルギー対応の基本を示したものである。これらについて、保育所保育指針の改定（2017（平成29）年３月告示、2018（平成30）年４月適用)、関係法令の改正・制定、科学的根拠に基づく最新の知見等を踏まえ、医療の専門家ではない保育所の職員によるより積極的な活用に資するよう、実用性に留意し、有識者による検討会において全体の構成及び内容の見直しを図ることとした。

「保育所における感染症対策ガイドライン」(2009（平成21）年作成、2012（平成24）年改訂）については、2017（平成29）年11月から2018（平成30)年３月にかけて３回にわたり開催された検討会での議論を踏まえ、2018（平成30）年改訂版を作成し、平成30年３月30日付け「『保育所における感染症対策ガイドライン』の改訂について」（厚生労働省保育課

長通知）を発出した。

また、「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」（2011（平成23）年作成）については、2018（平成30）年11月より検討会を開催し、保育現場及び都道府県・市町村を対象としたアレルギー対応の現状に関する調査の結果等も踏まえながら、改訂に向けて現在見直しを進めているところである。

こうした状況を踏まえ、各地方自治体におかれては、保育所における感染症対策及びアレルギー対応の取組のさらなる促進に向けて、標記ガイドラインの周知にご協力いただきたい。

### （６）保育所等の経営実態調査について（関連資料48参照）

子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、2019（平成31）年度に内閣府において「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」を行うこととしているので、各地方自治体におかれては保育所等に対する調査実施の周知をお願いする。

### （７）天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴う対応について（関連資料49参照）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）の施行により、本年４月27日から５月６日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日となる（ただし、保育所等においては通常土曜日は開所のため、最大９日連続の休日）。

また、この法律に対する参議院内閣委員会附帯決議（平成30年12月６日）においては、長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来たすことのないよう、政府は、「当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業者ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応がとられること」について適切な措置を講ずるべきである、とされている。

今般、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴う休日保育等の対応について（通知）」（平成31年２月22日子ども家庭局保育課等連名通知）において、10連休における対応について整理しているので、ご参照の上、対応をお願いしたい。

また、通知にあるとおり、一時預かり事業（一般型）の運営費（特別利用保育等対象以外の児童）については、年間延べ利用児童数の区分に応じた基準額が設定されているところであるが、10連休中の一時

預かり事業の需要増にきめ細かく対応ができるよう、10連休に子どもを受け入れた場合については、別途、利用児童一人当たりの単価を設定し、利用児童数の人数に応じて運営費を加算する仕組みとすることを検討している。

各地方自治体におかれては、本加算の活用を積極的に御検討いただきたい。

## （８）外国人等の子どもに対する保育について

我が国に在留する外国人は、平成30年６月末時点で264万人、我が国で就労する外国人も平成29年10月末時点で128万人と、それぞれ過去最多を記録している。

今般、新たな在留資格である「特定技能１号」及び「特定技能２号」の創設（平成31 年４月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめたところ。

この中で、保育についても、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む」とされており、各自治体におかれても、以下の事業を活用しつつ、保育所等における外国籍等の子どもや保護者の支援に努めていただきたい。

- **保育体制強化事業**

  保育所等における清掃業務等の周辺業務を行う者を活用する場合のほか、通訳等を活用する場合にも、当該事業の対象となる。

- **家庭支援推進保育事業**

  家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要な家庭の児童を対象としているところであるが、外国人子育て家庭の児童についても、当該事業の対象となる。

[関連資料：保育課・少子化総合対策室]

# 幼児教育無償化のこれまでの主な経緯

| | |
|---|---|
| ・平成26年度～ | 毎年度、幼児教育の段階的無償化を実施 |
| ・平成29年12月８日 | 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定） |
| ・平成30年５月31日 | 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ） |
| ・平成30年６月15日 | 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定） |
| ・平成30年10月15日 | 国と地方の協議の場 |
| ・平成30年11月21日 | 教育の無償化に関する国と地方の協議<br>（地方側） 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長　他<br>（政府側） 内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣 |
| ・平成30年12月３日 | 教育の無償化に関する国と地方の協議<br>（地方側） 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長<br>（政府側） 内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣 |
| ・平成30年12月17日 | 国と地方の協議の場 |
| ・平成30年12月28日 | 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意） |

資料１

# 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日　関係閣僚合意

## 1．総論

○ 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討

○ 幼児教育の無償化の趣旨　→　幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

## 2．対象者・対象範囲等

### （1）幼稚園、保育所、認定こども園等

● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化

※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化

※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象

※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### （2）幼稚園の預かり保育

● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※ 保育の必要性の認定　…　2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）

※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

### （3）認可外保育施設等

● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

資料2

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
  - 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
    （①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等）
  - 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
  - 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
  - 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
  - 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

## 3．財源

### （1）負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

### （2）財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と２年目を全額国費。認可外保育施設等の５年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

## 4．就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

## 5．実施時期

○ 2019 年10 月１日

## 6．その他

○ 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討

○ 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。 未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

○ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

# 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1．基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※　既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※　就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

### 2．子育てのための施設等利用給付の創設

**（1）対象施設等を利用した際に要する費用の支給**

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

**①対象施設等**

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※　認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける（経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする）。

**②支給要件**　以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ３歳から５歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

**（2）費用負担**

- 本給付に要する費用は、原則、国が２分の１、都道府県が４分の１、市町村が４分の１を負担する。

※　平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

**（3）その他**

- 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

## 施行期日

平成３１年１０月１日　（一部の規定については、公布の日から施行）



資料３

**幼児教育・保育の無償化**　平成31年度予算案：3,882 億円（公費）

－３歳から５歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

| 区分 | | 主な負担割合 | 国・地方合計（億円） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 国 | 地方 |
| ＜新制度＞<br>保育所・幼稚園等 | 私立 | 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 | 2,059 | 1,030 | 1,030 |
| | 公立 | 市町村10/10 | 818 | － | 818 |
| ＜未移行＞<br>私立幼稚園等 | | 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 | 696 | 348 | 348 |
| 認可外保育施設等 | | 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 | 141 | 70 | 70 |
| 預かり保育等 | | 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 | 168 | 84 | 84 |
| 合　計 | | | 3,882 | 1,532 | 2,349 |

※ 四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
※地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

（初年度の取扱い）
・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする（平成31年度予算案において計上）。

（事務費）
・ 初年度（2019年度）の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第２次補正予算案において301億円、平成31年度予算案で120億円を計上。さらに、２年目（2020年度）を全額国費による負担として措置。
・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

（システム改修経費）
・ 平成30年度予算（192億円）及び平成31年度予算案（62億円）を活用して対応。



資料４

# 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直しについて

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

○ １号認定子ども（幼稚園等）・２号認定子ども（保育所等（３～５歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）

- 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。

  ※　生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第３子以降

- さらに、副食費の免除対象者の拡充（年収360万円未満相当世帯）を図る。

○ ３号認定子ども（保育所等（０～２歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

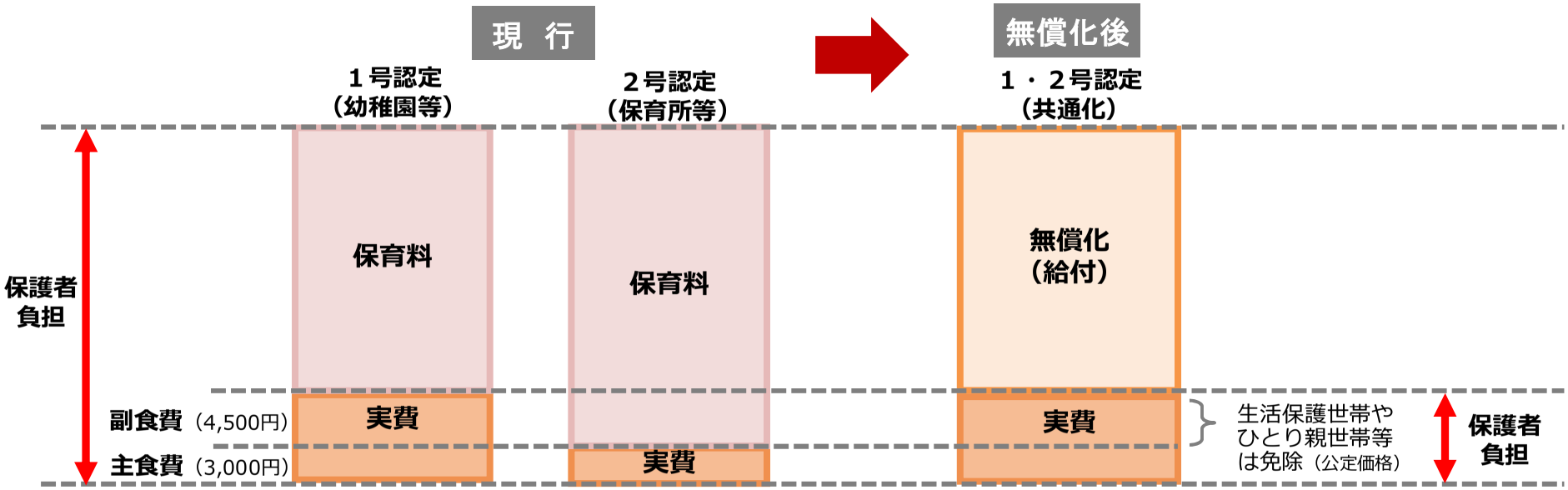


資料５

第４０回子ども・子育て会議（H30.11.30）資料より作成

## １．幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

### （取扱いの見直しに関する周知等）

- 特に利用調整により利用施設が決まる２号認定子ども（保育所等（３～５歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう方策を検討する。
- 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策を検討する。
- 新制度未移行幼稚園における食材料費（副食費）についても、低所得者への負担軽減措置を検討する。

### （参考）「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

資料６

# 認可外保育施設に係る無償化の対象範囲について

○　無償化の対象となる認可外保育施設は、指導監督基準を満たすものとしているが、**待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する児童が存在する**ことを踏まえ、指導監督基準を満たさない施設も対象とする５年間の猶予期間を設けることとしている。

○　この経過措置について、地方自治体から、以下のように、**無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討**するよう、提案いただいているところ。

**真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議　～　幼児教育・保育の無償化に当たって　～（平成30年12月10日全国市長会）（抜粋）**

１　国と地方の協議に基づく幼児教育・保質確保・向上等

ＰＤＣＡ サイクルを活用した国と地方の協議については、年内協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に構築すること。

その際、認可外保育施設の範囲を明確化するとともに、都市自治体が子どもの安全に責任を負う立場にあること、無償化に係る事務が自治事務であることを踏まえ、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討すること。

**＜対応案＞**

○　市町村によっては、以下のように保育提供体制に違いがある。

- 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるをえない地域がある一方、
- 待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域がある

○　このため、５年間の経過措置期間においては、以下の扱いとする。　（※法律事項）

①　経過措置期間中は、**指導監督基準を満たしていない施設についても無償化の対象とすることを原則**とする。

②　ただし、市町村が、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用する人がいないなどの場合には、**条例で職員配置（保育士資格等）等に関する基準を設け**、**無償化の対象を当該基準を満たす施設に限ることができる**こととする。

③　併せて、条例制定の際の勘案要素として、**市町村が保育の需要及び供給の状況その他の事情（待機児童の状況、認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市区町村の取組の状況等）を勘案**し、**特に必要であると認める**ことを規定する。

※　通常の認可外保育施設の確認に加え、条例を制定した市町村は、市町村条例で定める一定の基準を満たしたものかどうかも確認する必要がある。

資料７

# 認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）

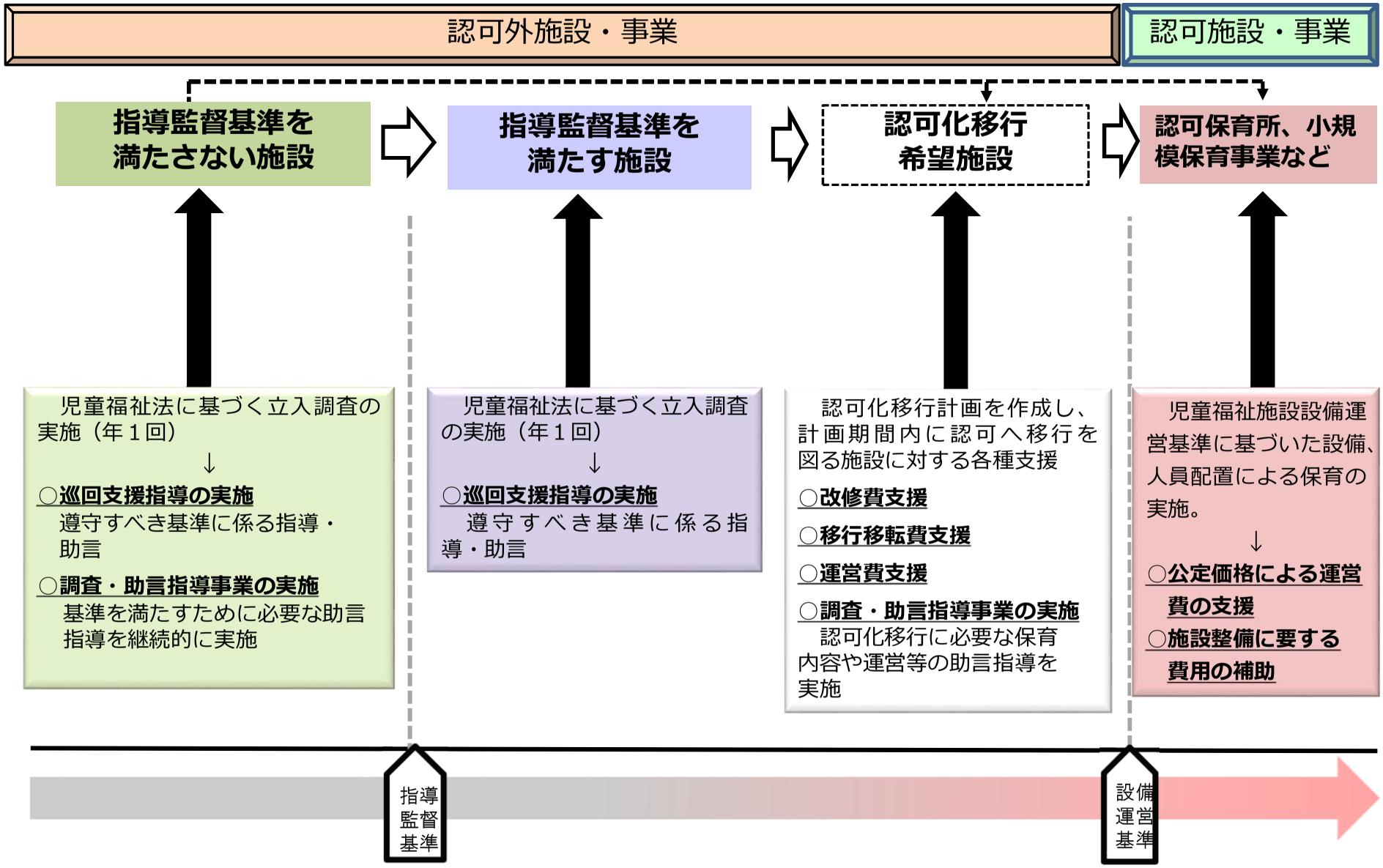


資料８

# 認可化移行調査・助言指導事業（旧：認可化移行調査費等支援事業）

【平成30年度予算額】　→　【平成31年度予算案】
保育対策総合支援事業費補助金(381億円)の内数　　同394億円の内数

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、
①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、（拡充）
移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

＜拡充の内容＞

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

【実施主体】都道府県、市町村　　【補助率】国1/2、都道府県1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助基準額（案）】
1．認可化移行可能性調査支援　　1か所当たり　564千円
2．認可化移行助言指導支援　　1施設当たり　504千円
3．指導監督基準遵守助言指導支援　　1施設当たり　755千円【拡充】

○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合

1 認可化移行可能性調査支援
認可化の障害となっている事由を診断
2 認可化移行助言指導支援
認可化移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導

・調査
・助言・指導

計画書の提出

認可外保育施設

認可化移行希望
(指導監督基準を満たす)

○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】

3 指導監督基準遵守助言指導支援
都道府県等の①認可外保育施設の担当者や②巡回支援指導員と連携して、対象施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行う

連携

・継続的な
助言・指導

連携

指導監督

認可外保育施設

助言・指導

都道府県等の
認可外保育施設の
指導監督担当部署

指導監督基準を
満たさない

巡回支援指導員

資料9

# 巡回支援指導員について

【業務内容】

保育所等の質の確保・向上を目的として各施設を巡回し、以下の内容に関する助言・指導を実施

① 保育所等が満たすべき基準の遵守状況

② 保育中の死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）

③ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- 巡回指導の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者

※ 指導員の具体例：保育所の園長や保育士経験者

【配置主体】

- 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村

※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。
（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

【補助率・補助単価(H31予算案)】

補助率：国 1/2 、都道府県又は市区町村 1/2　　補助単価：巡回支援指導員１人あたり 4,062千円

【配置状況（H29補助金交付決定）】

21自治体 97名 ※ 国の補助事業によらず、各自治体独自で実施している場合もあり。

<配置イメージ>

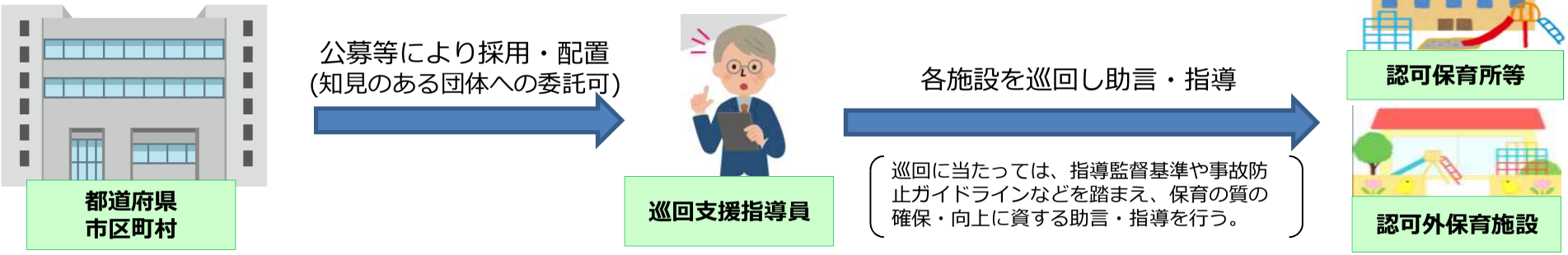


資料10

# 認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム（案）

【目的】

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要となる認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を越えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。

【構築方法】

内閣府所管の「子ども・子育て支援全国総合システム」のうち「特定教育・保育施設等データ管理システム」が、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、保護者の施設の選択に資するよう、各施設の情報公表を行うことを目的に外部システムへ移管することに合わせ、認可外保育施設に関する情報共有システムを当該システムに追加する。

【業務フロー】

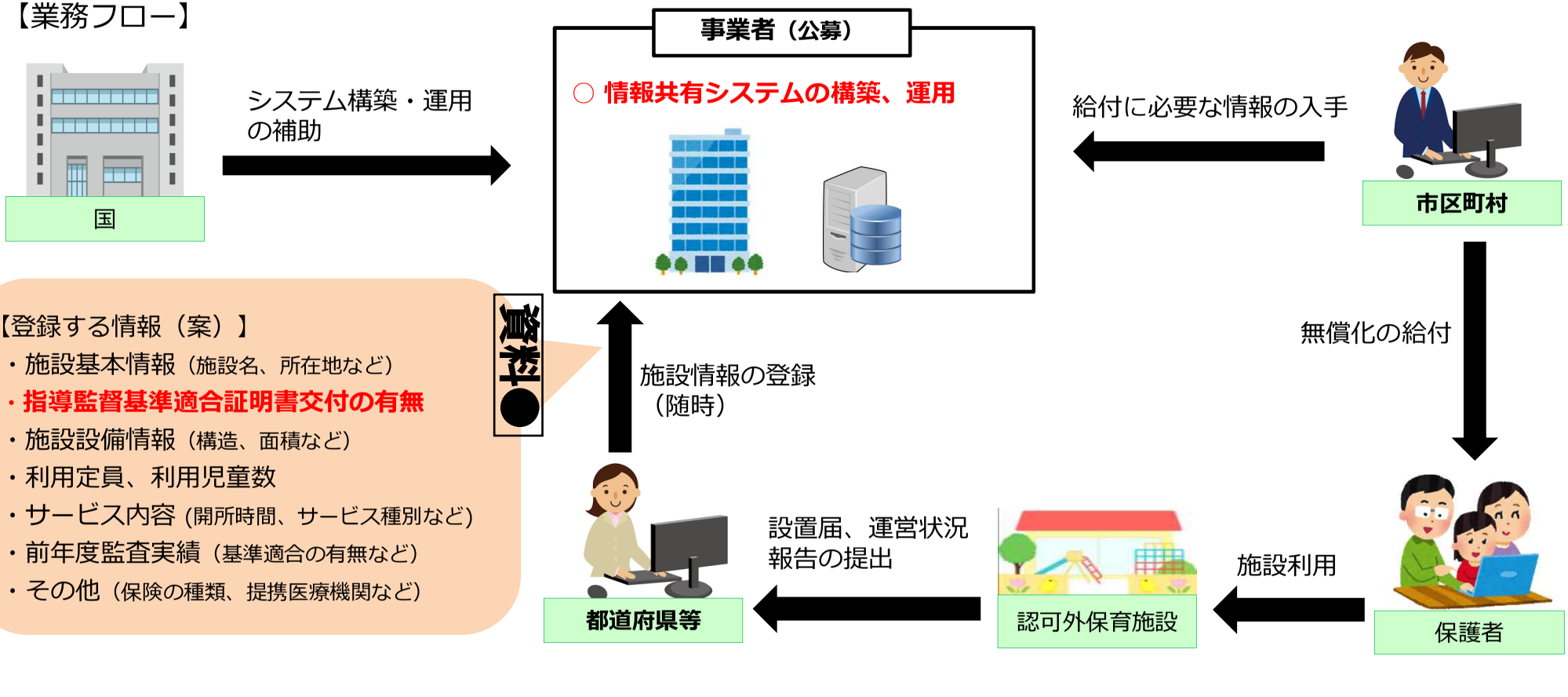


【登録する情報（案）】

- 施設基本情報（施設名、所在地など）
- **指導監督基準適合証明書交付の有無**
- 施設設備情報（構造、面積など）
- 利用定員、利用児童数
- サービス内容（開所時間、サービス種別など）
- 前年度監査実績（基準適合の有無など）
- その他（保険の種類、提携医療機関など）

資料12

# 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

## １．改正の趣旨

＜認可外保育施設の届出対象外施設について＞

○　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の２第１項において、法第６条の３第９項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、認可を受けていないものの設置者は、その事業の開始の日から１月以内に都道府県知事に届出を行うこととされているが、少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものは届出の対象外とされている。

　また、厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 49 条の２において定められている。

○　事業所内保育施設については、現行、雇用する労働者以外の監護する乳幼児を保育する施設や、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る施設は届出を行う必要があるが、雇用する労働者の監護する乳幼児のみの保育を行う施設は届出の対象外とされている。しかし、近年、事業所内保育施設でも様々な運営がなされている施設があることに鑑み、行政がその事業内容を把握する必要があることから、事業所内保育施設について全てを届出の対象とすることとする。

＜認可外保育施設の利用料の変更に関する情報提供について＞

○　認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することを義務付けているが、本年 10 月からの幼児教育の無償化では、認可外保育施設の利用料についても月額 3.7 万円を上限として無償化することを踏まえ、サービスの内容及び利用料の変更があった場合には、変更の内容及びその理由を掲示しなければならないこととする。

## ２．改正の内容

○　現行、規則第 49 条の２において届出の対象外とされている同条第１号イからハまでに該当する事業所内保育施設について、これらの規定を削り、法第 59 条の２第１項の規定に基づく届出の対象とする。

○　規則第 49 条の５の施設での掲示事項に、サービスの内容及び利用者が支払うべき額に変更があった場合は直近の変更の内容及びその変更の理由を新たに規定する。

○　なお、今回の改正によって新たに届出の対象となる認可外事業所内保育施設について、９月 30 日までに届出を行うこととする猶予期間を設けるとともに、都道府県等の条例等に基づき既に法第 59 条の２第１項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出ている事業所内保育施設の設置者が、改めて届出を行わなくてよいこととするため、必要な経過措置を設ける。

## ３．根拠条文

法第 59 条の２第１項、第 59 条の２の２第３号

## ４．施行期日等

公布日　　平成 31 年３月下旬（予定）

施行期日　平成 31 年７月１日（ただし、利用料等の変更の掲示に関する改正については、４月１日）

# 認可を目指す認可外保育施設への支援

**<目　　的>**

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

**<実施要件等>**

- 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- 職員配置については、認可基準の１／４以上は有資格者とし、比率（１／４、1／3、6割、９割）に応じて補助単価を設定。

*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は５年間が上限

## １．改修費支援

- 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】国１／２（市町村１／４、設置主体１／４）(*)
*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国２／３（市町村１／12、設置主体１／４）なる
【補助基準額】１施設当たり ３，２００万円

## ２．移行費支援

① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国１／２
- 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】１施設当たり５６．４万円
- 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。【補助基準額】１施設当たり５０．４万円
- 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】１施設当たり７５．５万円

② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国１／２
- 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
【補助基準額（移転費）】１施設当たり１２０万円
【補助基準額（仮設設置費）】１施設当たり３８０万円

## ３．運営費支援

- 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補　助　率】国１／２（都道府県１／４、市町村１／４）
【補助基準額】
① 運営費補助（児童一人当たり月額）

| | 拡 基本分単価 |
|---|---|
| ４歳以上児 | ５．６万円 |
| ３歳児 | ６．２万円 |
| １，２歳児 | １１．３万円 |
| ０歳児 | １８．１万円 |

＋

新 公定価格に準じた各種加算

※ 消費税８％の場合の荒い試算
※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち９割が保育士の場合
※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

新 ② 保育支援員加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）
【補助基準額】14.1万円

③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）
【補助基準額】 0.8万円

④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）
【補助基準額】 2.0万円

資料13

# 認可化移行運営費支援事業の拡充（イメージ）

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
- このため、認可化移行運営費支援事業について、平成31年度予算案においては、以下の拡充を実施。
  - 補助単価を公定価格の２／３から引き上げ、**公定価格に準じた水準**にする。
  - 認可施設への移行を促進する観点から、**保育士の配置割合に応じて、一定の減額**を設ける。
  - 公定価格に準じた、**各種加算を創設**する。
  - 認可施設との単価上の差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、**新たに「９割以上」等の補助区分を創設**する。
  - 保育士の配置割合が基準の「６割」の場合の補助区分について、**保育支援員加算（仮称）を創設**する。
    ※　保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した「保育支援員」を、必要となる保育士の１．５倍に置き換えて配置する場合に一定の加算を行う。
  - 保育士の配置割合が基準の**「９割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料**とする。
    ※　「９割以上」以外の施設については、従前どおり自由設定とする。

**《拡充のイメージ》**

※ 有資格者10割の場合
※ 平成31年度は、有資格者９割、全ての加算を適用した場合

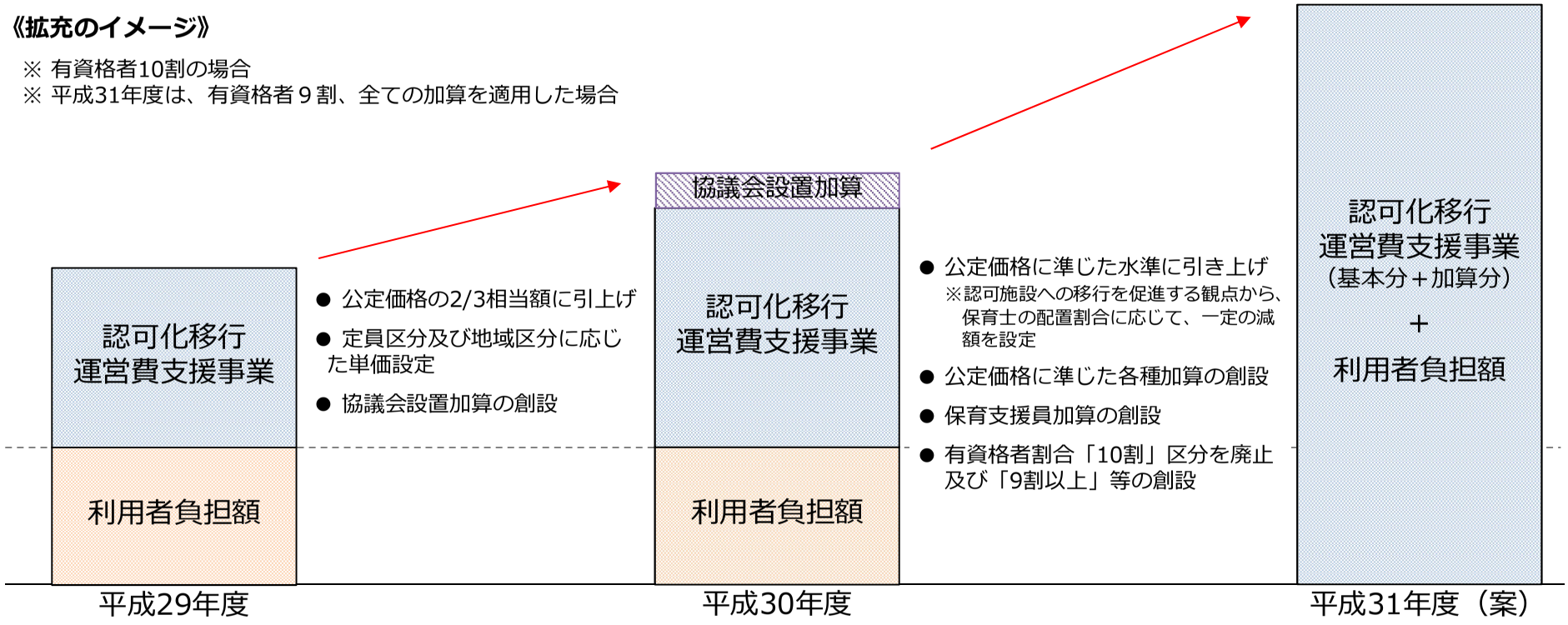


資料14

# 認可化移行運営費支援事業の拡充について

## 拡充内容等

### 平成２９年度

○　公定価格上の定員20名、3/100地域の基本分単価の75%相当の単価設定

○　定員や地域区分は加味せず、一律の単価設定

### 平成３０年度

○　将来的な認可化（公定価格による運営費補助）を視野に、公定価格をベースとした仕組みに見直し

○　公定価格の**基本分単価及び所長設置加算の２／３の水準**に見直し

○　**定員区分及び地域区分に応じた補助単価を設定**

○　待機児童協議会に参加する場合の補助額の上乗せ

### 平成３１年度（案）

○　公定価格の２／３相当から**公定価格に準じた水準に引き上げ**（保育士割合等を考慮し、一定の割合を減額）

○　公定価格に準じた**各種加算を創設**

○　認可施設の補助単価と一定の差を設けるため、保育士の配置割合に応じた**補助区分の見直し**
（10割区分の廃止、９割区分及び1/4区分を創設）

○　９割区分については、認可施設同様、所得段階別の利用料を設定

## 補助単価イメージ（児童一人当たり月額）

| | １０割 | ６割 | １／３ |
|---|---|---|---|
| 4歳児 | 1.8万円 | 1.5万円 | 1.2万円 |
| 3歳児 | 2.2万円 | 1.8万円 | 1.5万円 |
| 1・2歳児 | 5.7万円 | 4.8万円 | 3.9万円 |
| 乳　児 | 10.7万円 | 8.9万円 | 7.2万円 |

※定員及び地域区分によらず一律の単価

（定員40名、地域区分20／100の場合）

| 定員＼地域 | | ２０／１００ | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １０割 | ６割 | １／３ |
| ４０名 | 4歳児 | 2.7万円 | 2.4万円 | 2.2万円 |
| | 3歳児 | 3.3万円 | 3.0万円 | 2.8万円 |
| | 1・2歳児 | 6.9万円 | 6.3万円 | 5.8万円 |
| | 乳児 | 12.1万円 | 11.0万円 | 10.2万円 |

＋

**協議会加算**

※定員は6人～150人まで間で16区分を設定
※地域区分は、公定価格に準じ、20／100地域～その他地域までの8区分を設定

（定員40名、地域区分20／100の場合）

| 定員＼地域 | | ２０／１００ | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | **９割** | ６割 | １／３ | **１／４** |
| ４０名 | 4歳児 | 6.8万円 | 2.7万円 | 1.8万円 | 1,1万円 |
| | 3歳児 | 7.5万円 | 3.3万円 | 2.2万円 | 1.3万円 |
| | 1・2歳児 | 12.5万円 | 6.5万円 | 4.3万円 | 2.5万円 |
| | 乳　児 | 19.3万円 | 11.4万円 | 7.6万円 | 4.4万円 |

＋

**公定価格に準じた各種加算**

※単価は粗々の試算（基本分単価＋所長設置加算）
9割については、上記単価から利用者負担を除いた額が基準額となる。

資料15

# 待機児童解消に向けた取組の状況について

**【保育の受け皿拡大の状況】**

○　待機児童解消加速化プランによる市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、**2013年度から2017年度末までの５年間の合計は、約53.5万人分（※）**。待機児童解消加速化プランの**政府目標50万人分を達成**。

※ 市区町村の受け皿拡大量：約47.6万人分　企業主導型保育事業の受け皿拡大量：約６万人分

○　子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量は、現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、**2018年度から2020年度末までの３年間で約29.3万人分が拡大できる見込み**。

**【保育の申込者数、待機児童数の状況】**

○　一方、**女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇**しており、それに伴い**申込者数も年々増加**。2018年４月時点の申込者数は、約271.2万人で、昨年度と比較して増加（約6.2万人増）。

○　2018年４月時点の待機児童数は、**19,895人となり、10年ぶりに２万人を下回る**結果。

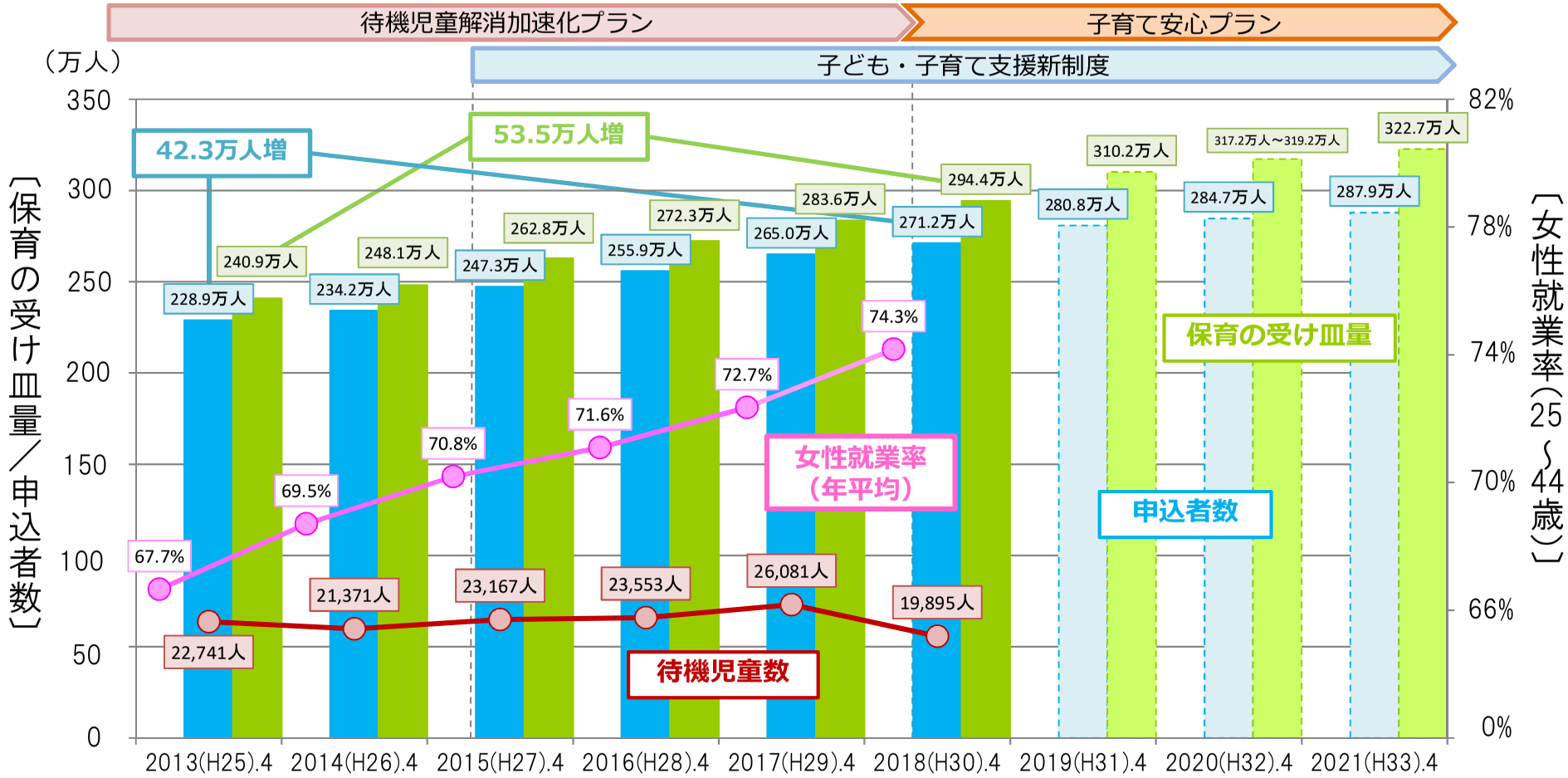


資料16

# 「子育て安心プラン」

【平成29年６月２日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を**2018（平成30）年度から2019（平成31）年度末までの**２年間で確保**。（遅くとも2020（平成32）年度末までの３年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、５年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、2020（平成32）年度末までの**３年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備（当初５年間の計画を３年間に２年前倒し）。

（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）

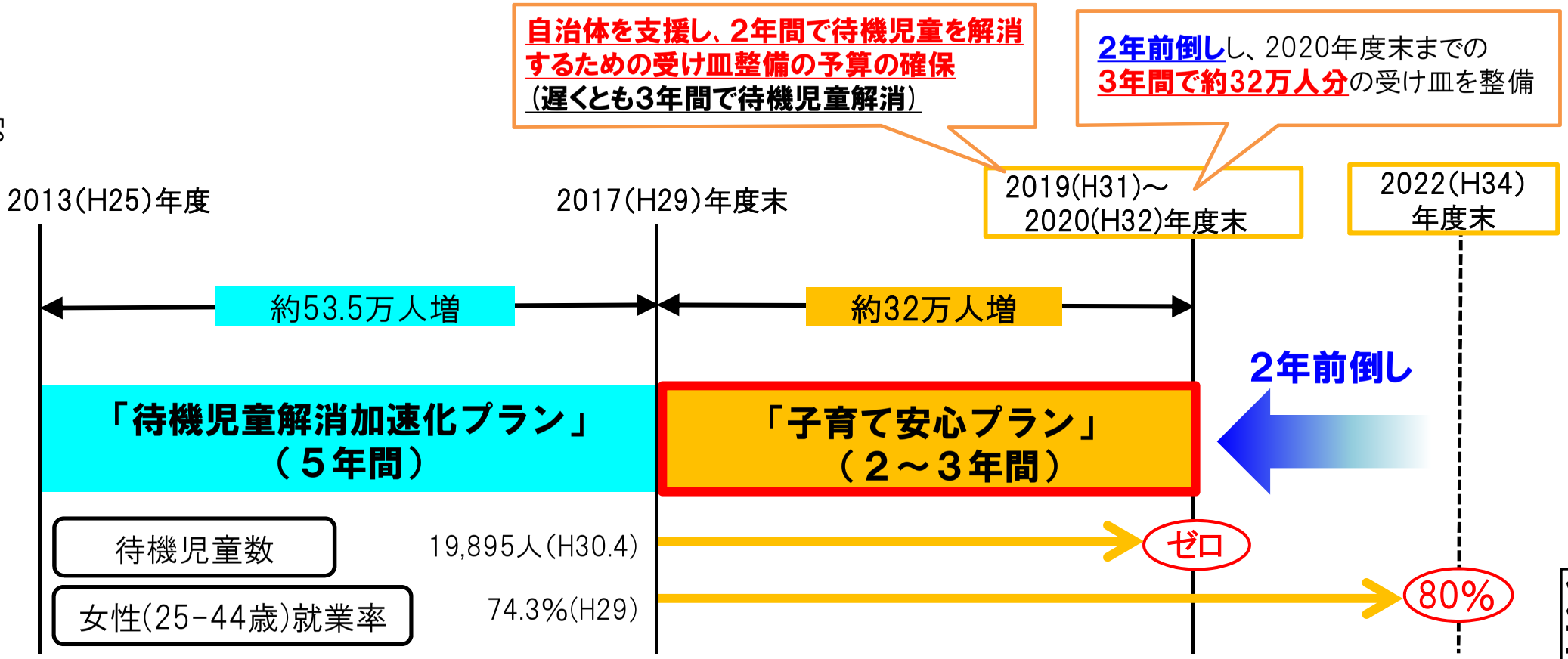


資料17

# 待機児童対策協議会の設置状況について

○ 12月末時点で11都府県において設置。当該11都府県における待機児童数は12,103人（全国（19,895人）の約6割）（H30.4.1時点）。

| 県名 | 設置日 | 構成員 | 協議内容（議題） | （参考）待機児童数 |
|---|---|---|---|---|
| 秋田県 | 5/9 | 17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者 | 保育人材の確保　等 | 37人 |
| 宮城県 | 5/14 | 35市町村（全市町村） | 市町村間の課題共有及び解決策の検討、保育事業に関する市町村間の情報共有 | 613人 |
| 山形県 | 10/29 | 28市町村（全市町村） | 協議会が別に定める | 46人 |
| 福島県 | 7/2 | 19市町村（待機児童がいる又は安心プラン採択自治体）、子ども・子育て会議委員 | 受け皿整備、保育人材確保、情報の共有（横展開） | 371人 |
| 埼玉県 | 5/24 | 24市（待機児童が20人以上） | 地域ごとの課題の把握及び分析、その結果に基づいた対策 | 1,552人 |
| 千葉県 | 8/27 | 30市町 | 協議会が別に定める | 1,392人 |
| 東京都 | 6/8 | 53市区町村 | 協議会が別に定める | 5,414人 |
| 神奈川県 | 7/9 | 33市町村（全市町村） | 受け皿整備、多様な就労形態に応じた保育、保育人材確保、情報の共有（横展開） | 864人 |
| 滋賀県 | 8/21 | 19市町（全市町） | 広域利用、特に専門性の高いもの | 439人 |
| 大阪府 | 8/27 | 43市町村（全市町村） | 協議会が別に定める | 677人 |
| 岡山県 | 5/24 | 12市町（待機児童がいる自治体） | 受け皿整備、保育人材確保、情報の共有（横展開） | 698人 |

※　議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。

資料18

# 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

（保育対策総合支援事業費補助金　394億円の内数）

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（ＫＰＩ）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

## １．受け皿確保等

- **保育園等改修費等支援事業（市町村）**
  賃貸物件等による保育園等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ
  ※　補助基準額（案）3,500万円（通常2,700万円）

- **都市部における保育園等への賃借料支援事業（市町村）**
  新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が２倍を超えた場合についても補助（通常は３倍）
  ※　補助基準額（案）1,200万円（通常2,200万円）

- **保育園等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開（都道府県）**
  保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置
  ※　補助基準額（案）262.3万円（新規）

## ２．保育人材の確保

- **潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）**
  保育士・保育園支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置
  ※　補助基準加算額（案）400万円（新規）

- **保育人材就職支援事業（市町村）**
  市町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置
  ※　補助基準加算額（案）400万円（新規）

## ３．地方自治体からの提案型事業

- **待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する、待機児童解消に向けた取組みを支援（都道府県、市町村）**
  ※　厚生労働大臣が認めた額（上限1,000万円の定額補助）

## ＫＰＩ項目・指標及び見える化

設定及び見える化するＫＰＩ項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

**「１．受け皿確保等」に関するＫＰＩ（例）**

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市町村）

**「２．保育人材の確保」に関するＫＰＩ（例）**

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育園等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育園支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓「保育士・保育園支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓保育士の平均勤続年数（都道府県、市町村）

資料19

# 保育園等整備交付金

| | | |
|---|---|---|
| 保育所等整備交付金 | 31年度当初予算案 | ７４７億円 |
| | 30年度補正予算 | ４０２億円 |

【趣旨】
　市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」における保育所等の耐震化整備等に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
　また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】
・保育園整備事業
・認定こども園整備事業（幼稚園型）
・小規模保育整備事業
・防音壁設置事業
・防犯対策強化整備事業

【実施主体】　市町村（特別区含む。）

【設置主体】　社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等（公立施設を除く）

【補助割合】　１／２（子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は２／３）



資料20

# 保育園等改修費等支援事業

（保育対策総合支援事業費補助金　31年度当初予算案　３９４億円の内数
30年度第２次補正予算　８９億円）

【趣旨】
保育園等を賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育園等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】
・賃貸物件による保育園改修費等支援事業
・小規模保育改修費等支援事業
・幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
・認可化移行改修費等支援事業
・家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】　市町村（特別区含む。）

【補助基準額】
・賃貸物件による保育園改修費等支援事業　１施設当たり27,000千円（緊急対策参加自治体は32,000千円）※
・小規模保育改修費等支援事業　１施設当たり22,000千円（緊急対策参加自治体は32,000千円）※
・幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
　１施設当たり22,000千円（緊急対策参加自治体は32,000千円）※
・認可化移行改修費等支援事業　１施設当たり32,000千円　※
・家庭的保育改修等支援事業
　保育園で行う場合　１か所当たり22,000千円（緊急対策参加自治体は32,000千円）※
　保育園以外で行う場合　１か所当たり 2,400千円
※　待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は35,000千円（平成31年度～）

【補助割合】　国１／２、市区町村１／４、設置主体１／４
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は国２／３、市区町村１／１２、設置主体１／４



資料21

# 医療的ケア児保育支援モデル事業

予 算 案 額：保育対策総合支援事業費補助金　３９４億円の内数
補　助　率：国１／２（都道府県・指定都市・中核市１／２）
（都道府県１／４，市町村１／４）

## 事業概要

○　保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

○　また、モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等を市町村内の基幹施設として、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行うとともに、**医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置**し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、**市町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定**することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 事業イメージ

**<基幹施設>**

看護師等

**医療的ケア児保育支援者**

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援**を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行う

助言・支援等

**<管内保育所等>**

保育所　　保育所（医ケア児受入施設）

医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児の受入体制を整備

**<支援者の主な業務内容>**

- 保育所等への医療的ケア児の受入れ等に関する支援や助言
- 保育所に勤務する保育士等に対する喀痰吸引等研修の受講勧奨
- 医療的ケア児の受入れを予定している保育所等の保育士等が、喀痰吸引等研修を修了するまでの間の医療的ケア
- 障害児通所支援事業所等に配置されている「医療的ケア児等コーディネーター」との連携　等

## 補助単価（案）

**基本分単価**　**［1市町村当たり年額　745万円］**

※ 看護師等の配置、補助者の配置、研修受講支援

**加算分単価**

新 ・ **支援者の配置**
**［1市町村当たり年額　204万円］**

新 ・ **ガイドラインの策定**
**［1市町村当たり年額　54万円］**

## 事業実績

**平成29年度（実績ベース）：22か所**

栃木県宇都宮市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、東京都福生市、東京都八王子市、福井県永平寺町、三重県名張市、滋賀県甲賀市、滋賀県草津市、滋賀県湖南市、滋賀県近江八幡市、京都府長岡京市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府交野市、大阪府岬町、大阪府堺市、岡山県津山市、広島県府中市、高知県三原村

**平成30年度（申請ベース）：38か所**

埼玉県坂戸市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、千葉県山武市、東京都八王子市、東京都福生市、神奈川県川崎市、神奈川県茅ヶ崎市、新潟県南魚沼市、福井県小浜市、福井県鯖江市、福井県永平寺町、長野県松本市、三重県伊勢市、三重県名張市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、滋賀県東近江市、愛知県豊橋市、京都府京都市、京都府長岡京市、京都府亀岡市、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府交野市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府岬町、兵庫県神戸市、奈良県橿原市、岡山県津山市、広島県東広島市、広島県府中市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県久留米市



資料22

# 医療的ケア児等総合支援事業（新規）
# 地域生活支援促進事業（都道府県・市町村）　予算案：128,543千円

## 既存予算

①医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業
（地域生活支援促進事業）
（実施主体：都道府県・指定都市）

②医療的ケア児支援促進モデル事業
（児童保護費等補助金）
（実施主体：都道府県・市町村）

## 平成31年度概算要求

③家庭・教育・福祉連携推進事業（仮称）
における医療的ケア児等コーディネーターの配置
（地域生活支援事業）
（実施主体：市町村）

## 平成31年度予算案

医療的ケア児等総合支援事業
（地域生活支援促進事業）
（実施主体：都道府県・市町村）

医療的ケア児等総合支援事業は、医療的ケア児とその家族の地域生活を支えるための総合的な支援を促進する。なお、医療的ケア児等コーディネーターは、医療、福祉、教育等の関係機関をつなぐ等の役割を担う。

（事業内容）
○医療的ケア児等コーディネーターの養成研修の実施①
○医療的ケア児等コーディネーターの配置③
○医療的ケア児等の支援者養成研修の実施①
○医療的ケア児に係る協議の場の設置①
○併行通園の促進②
○医療的ケア児の日中活動の促進②
（障害福祉サービスを除く）



資料23

# 医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】
医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。
【実施主体】都道府県・市町村　　【予算案】地域生活支援事業　128,543千円

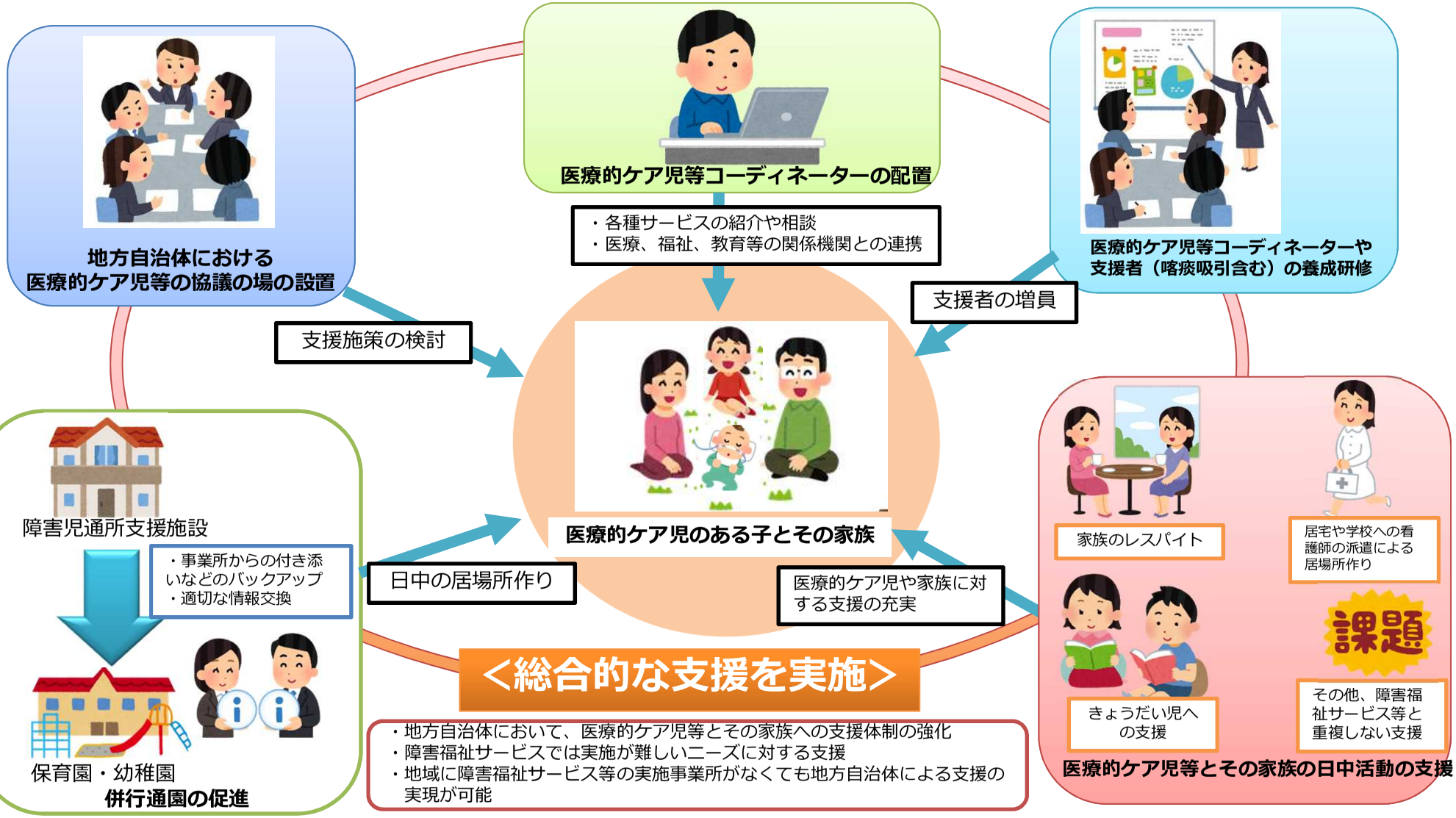

# 広域的保育園等利用事業

予 算 案 額：保育対策総合支援事業費補助金　３９４億円の内数
補　助　率：国１／２（市町村１／２）

## 事業概要

### ❶ こども送迎センター等事業

○　市町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

○　また、事業の実施要件である**「登録児童６人以上」の要件を撤廃**するとともに、事業の対象となる家庭について、居住地と保育所が離れている家庭のほか、**障害等により保護者による送迎が困難な家庭を対象**とする。

### ❷ 代替屋外遊戯場送迎事業

○　各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

### ❸ こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

○　既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

## こども送迎センター等事業イメージ

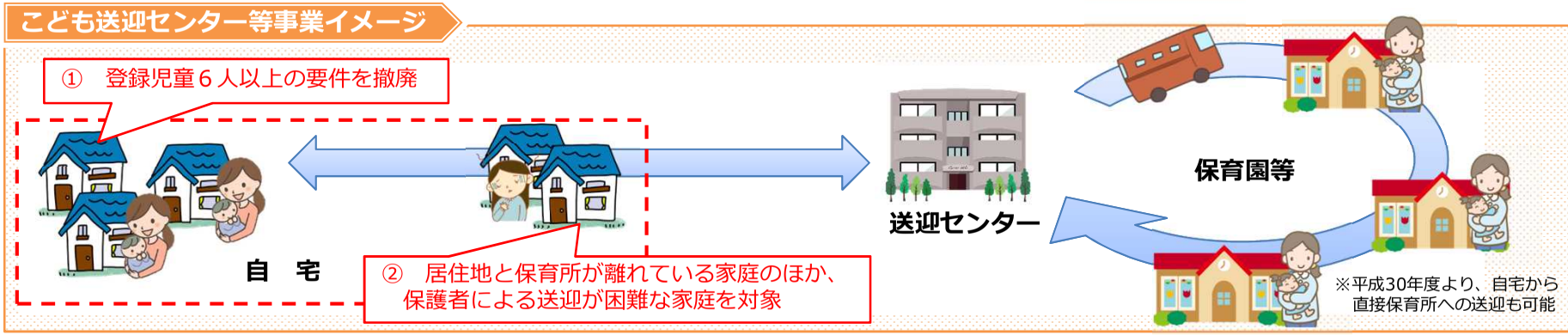


## 補助単価（案）

・保育士雇上費 500万円　・運転手雇上費　500万円
・事業費　　1,009万円（自宅送迎の場合 101万円）
・バス購入費 1,500万円（又は借上費　　750万円）
・改修費　　727万円

## 事業実績

＜子ども送迎センター等事業＞

H28：17自治体（21か所）H29：21自治体（28か所）

※代替野外遊技場送迎事業は実績なし

資料24

# 保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業（旧：保育所等の事故防止の取組強化事業）

（保育対策総合支援事業費補助金　394億円の内数）

【事業内容】
　保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助単価(案)】・研修事業：１回当たり　302千円（220千円）
　　・巡回支援指導事業：指導員１人当たり 4,062千円 （管内の施設数等に応じた配置）

【補助率】　国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

## 質の確保・向上のための研修事業

- 保育園等に勤務する保育士等や保育園以外の職員、巡回支援指導員に対する研修
- 研修内容に保育園等が遵守・留意すべき内容を追加（拡充）

## 質の確保・向上のための巡回支援指導事業

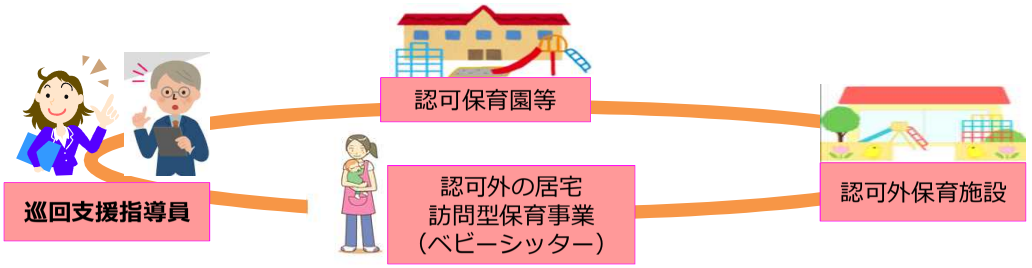


- 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導（従来）
- 保育園等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施（拡充）



資料25

# 認可化移行調査・助言指導事業（旧：認可化移行調査費等支援事業）

（保育対策総合支援事業費補助金　394億円の内数）

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、
①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、（拡充）
移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

＜拡充の内容＞

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

【実施主体】都道府県、市町村　　【補助率】国1/2、都道府県1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助基準額（案）】
1．認可化移行可能性調査支援　　1か所当たり　564千円
2．認可化移行助言指導支援　　1施設当たり　504千円
3．指導監督基準遵守助言指導支援　　1施設当たり　755千円【拡充】

○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合

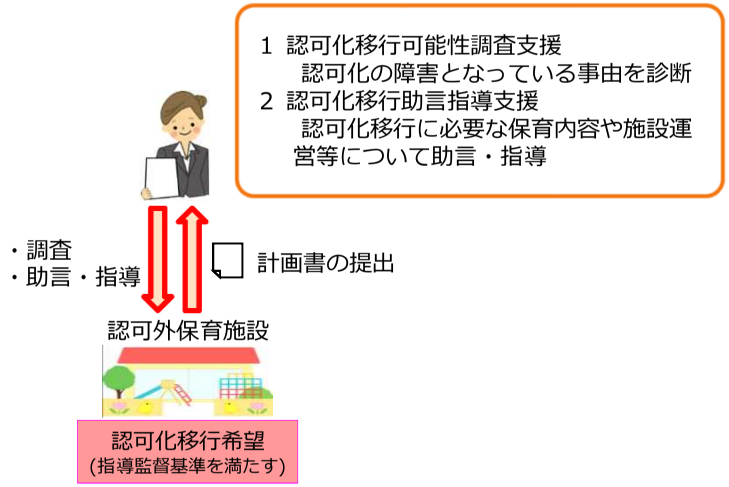


○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】

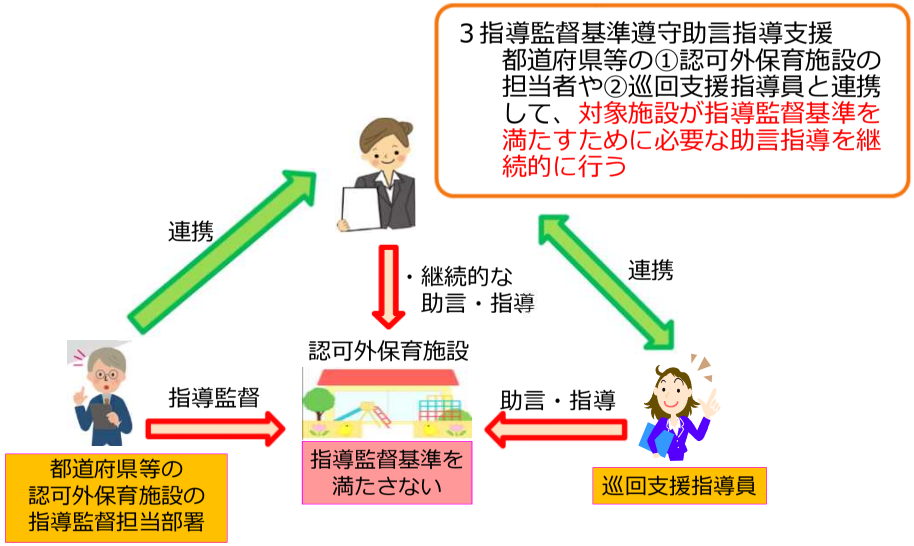




資料26

# 病 児 保 育 事 業

**平成３０年度予算　８７.８億円　→　平成３１年度予算案９２．４億円（＋４．６億円）**

## １．事業概要

**<目　的>**

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

**<事業類型>**

**（１）病児対応型・病後児対応型**

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

**（２）体調不良児対応型**

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

**（３）非施設型（訪問型）**

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

**<実施主体等>**

実施主体：市町村（特別区を含む。）
補 助 率 ：国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

**<平成31年度補助単価案(病児対応型１か所当たり年額)>**

基本分単価：5,007,000円
加算分単価：　522,000円　～　41,001,000円（※）
送迎対応看護師雇上費：5,400,000円
送　　迎　　経　　費：3,634,000円

※延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

## ２．実施か所数及び延べ利用児童数

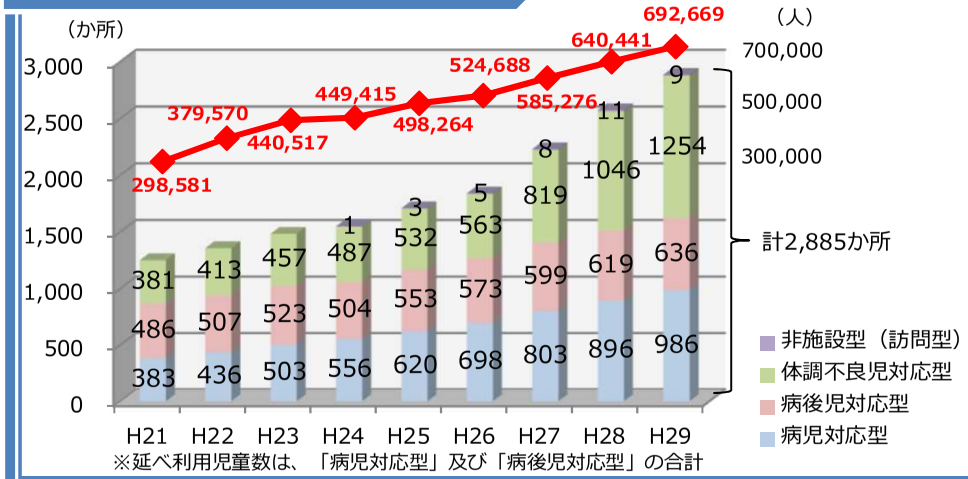


※延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計

## ３．実施場所

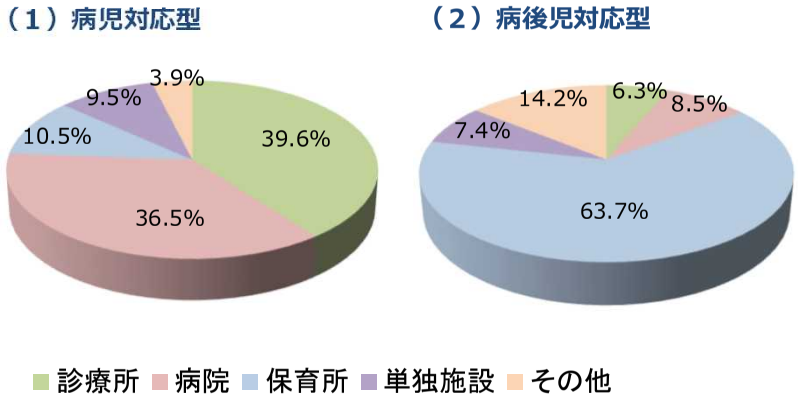


資料27

# 病 児 保 育 事 業

## 1．事業概要

**（１）病児対応型・病後児対応型**
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

**（２）体調不良児対応型**
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

**（３）非施設型（訪問型）**
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

**（４）送迎対応**
（１）及び（２）において、保育所等において保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育することを可能とする。

## 2．30年度拡充事項

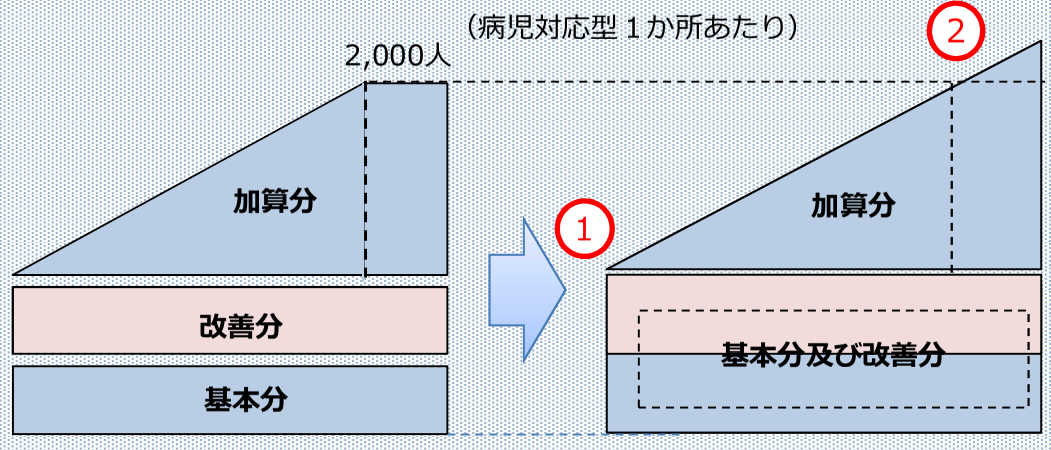


### ① 基本分と改善分の基準額の一本化

利用児童が少ない日等において、感染症流行状況等の情報提供や巡回支援を実施する場合に加算される改善分について、基本分と補助単価（基準額）の一本化を図る。

### ② 加算分補助基準額の上限の見直し

病児対応型及び病後児対応型の加算分補助単価については、現行年間利用児童数2,000人を上限と設定しているが、2,000人を超える場合についても利用児童数に応じた補助単価を設定する。

# 障害児保育の概要

## 1．財政支援

### ① 現　状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

### ② 平成30年度における改善点

- 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数よる算定に変更**

**＜対象の範囲＞**　平成19年度拡充部分

| | | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 程度 | | | | |
| | 重度 | | | | |
| | 中度 | | | | |
| | 軽度 | | | | |
| 物件費 | | | | | |

**＜H30改善点＞**

**H29：400億円程度**
- 包括算定（人口算定）
- 個別算定（保育所在籍児童数算定）

→

**H30：880億円程度**
- **個別算定（障害児数算定）**

## 2．現　状

### ① 実施か所数及び受入児童数

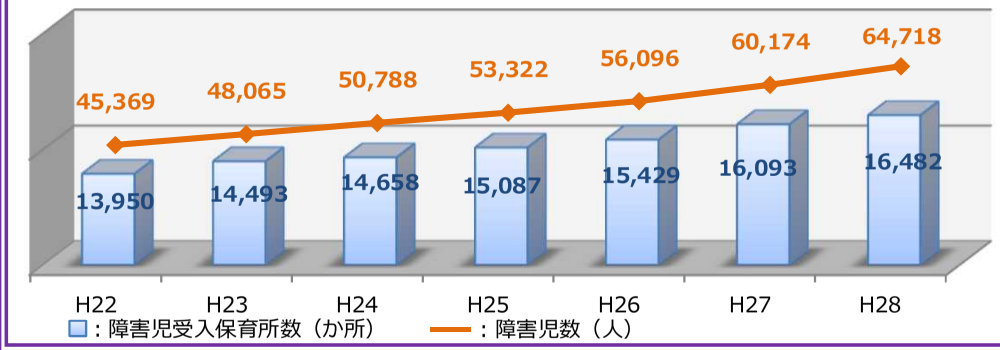


### ② 障害児保育担当職員数　（H29.3.31時点）

単位：人

| 合　計 | 常勤職員 | 非常勤職員 |
|---|---|---|
| 30,901 | 17,512 | 13,389 |

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
※障害児数には、軽度障害児を含む
※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員

資料28

# 保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆　「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材（新たに約7.7万人）を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

## 新規資格取得支援

【養成校ルート】

○保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）【27補正～：30二次補正で貸付原資等の積み増し】
- 卒業後、５年間の実務従事により返還を免除
- 学費　５万円（月額）など

○保育士資格取得支援事業の拡充（保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
- 補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大　【30予算～】

【保育士試験ルート】　※年２回の試験を実施（ 27年度：４府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

○保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
- 支給対象期間を拡大（試験の１年前までに要した費用→試験の２年前までに要した費用）　【30予算～】

## 就業継続支援

○保育園等におけるＩＣＴ化の推進
- 保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をＩＣＴ化するためのシステムの導入費用を支援する。　【30二次補正】

○保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
- 研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講→保育園等での実習）　【30予算～】
- 補助基準額の引き上げ（１施設１名分（221.5万円）→定員121人以上の施設：２名分（443万円））　【30予算～】

○保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
- 実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等　【30予算～】

○保育士宿舎借り上げ支援（補助額：１人当たり月額8.2万円（上限））
- 対象者の拡大（採用から５年以内の者→採用から10年以内の者）　【29予算～】

## 離職者の再就職支援

○保育士・保育所支援センターの拡充（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
- 保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。（補助額（案）700万円）　【31予算案】

○潜在保育士再就職支援事業（新規）
- 長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額（案）10万円）　【31予算案】

○就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、２年間勤務した場合、返還を免除）
- 貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円）　【28補正～：30二次補正で貸付原資等の積み増し】



資料29

# 保育士修学資金貸付等事業

**平成30年度第2次補正予算額：14．7億円**

（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助率】国：９／１０、地方の負担割合：１／１０

【貸付事業のメニュー】

| | | |
|---|---|---|
| １．保育士修学資金貸付 | ○　保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け<br>○　卒業後、５年間の実務従事により返還を免除 | ○貸付額（上限）<br>ア　学　　費　　5万円（月額）<br>イ　入学準備金　　20万円（初回に限る）<br>ウ　就職準備金　　20万円（最終回に限る）<br>エ　生活費加算　4.2万円程度（月額）<br>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る<br>※貸付期間：最長２年間 |
| ２．保育補助者雇上支援 | ○　保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減<br>○　施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が２割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付<br>○　保育補助者が原則として３年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 | ○保育補助者雇上費貸付額（上限）<br>295.3万円（年額）<br>※貸付期間：最長３年間<br>○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）<br>221.5万円（年額）<br>※貸付期間：最長３年間 |
| ３．未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 | ○　未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進<br>○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除 | ○貸付額（上限）　5.4万円の半額（月額）<br>※貸付期間：１年間 |
| ４．潜在保育士の再就職支援 | ○　潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進<br>○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除 | ○貸付額（上限）　就職準備金　40万円 |
| ５．未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 | ○　保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援<br>○　２年間の勤務により返還を免除 | ○貸付額（上限）　事業利用料金の半額<br>※貸付期間：２年間 |

資料30

# 保育園等におけるＩＣＴ化の推進

**平成30年度第2次補正予算額：4．4億円**

（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のＩＣＴ化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】　市区町村

【補助単価】　１施設当たり　100万円

【補助率】　国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

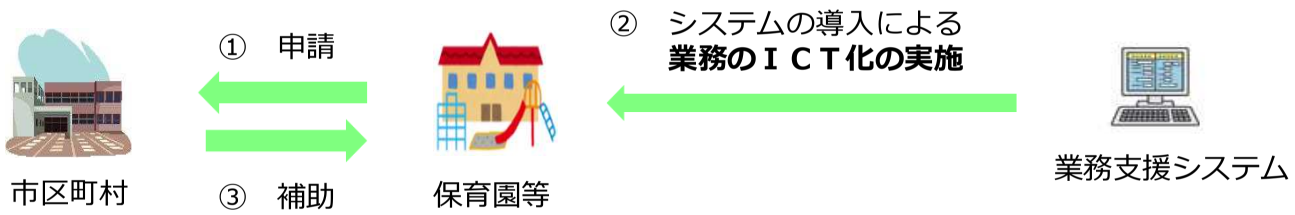


**【業務負担が軽減される例】**

**○保育に関する計画・記録**

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

**○登降園管理**

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。



資料31

# 保育士・保育園支援センター設置運営事業

（保育対策総合支援事業費補助金　394億円の内数）

【主な事業内容】

○潜在保育士に対する取組
・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供

○人材バンク機能等の活用
・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【実施主体】　都道府県・指定都市・中核市

【補助単価】

保育士・保育園支援センター運営費（案）：4,300千円
保育士再就職支援コーディネーター雇上費（案）：4,000千円
※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（１名分）を加算
※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費（案）：425千円
離職した保育士等に対する再就職支援（案）：3,914千円
保育士登録簿を活用した就職促進（案）：2,811千円
マッチングシステム導入費（案）：7,000千円（拡充）

【補助率】　国：1/2　都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士･保育園支援センターの取組例】

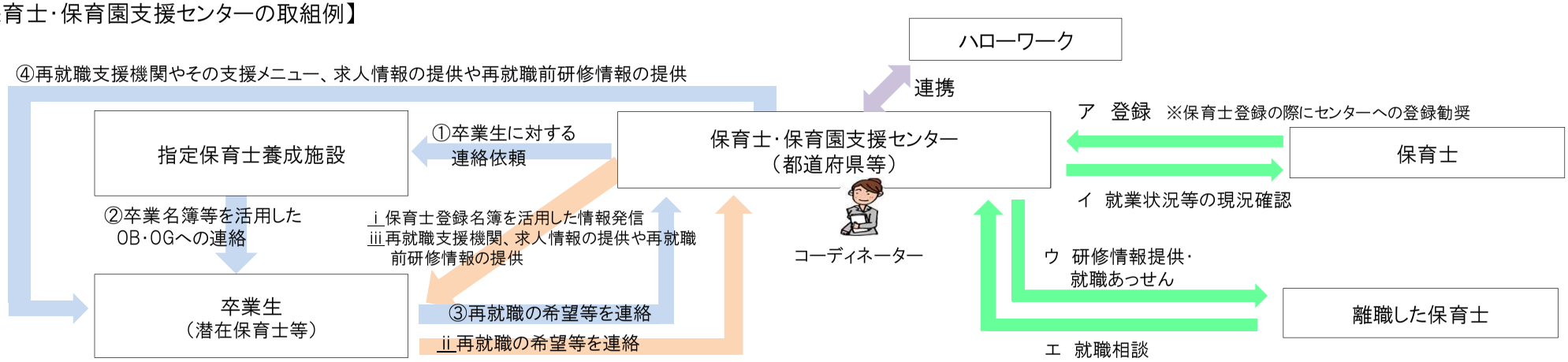


資料32

# 潜在保育士等マッチング強化事業

○　保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。

## 現在の課題

○　窓口やFAX等で求人･求職情報を受け付けるため、紙の資料が多く、データ化が困難
○　紙媒体で情報を保管しているため、検索が困難。
○　限られた人員の中で、窓口対応や研修の企画を行っている。　など

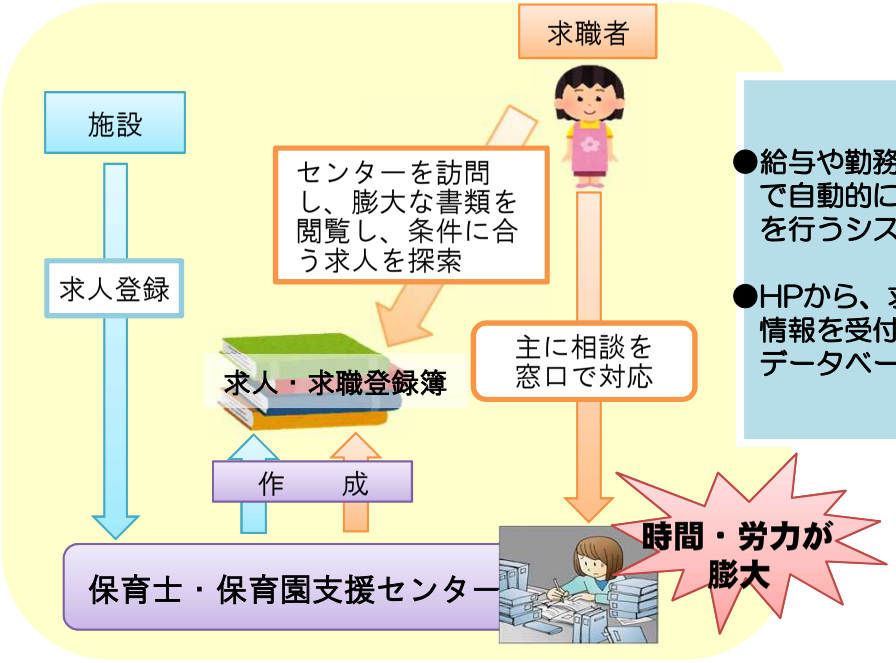


●給与や勤務時間等で自動的にマッチングを行うシステムを導入

●HPから、求人・求職情報を受付、瞬時にデータベース化

## 導入による効果

○　マッチング時間の短縮
○　情報管理業務の軽減
○　窓口対応の効率化

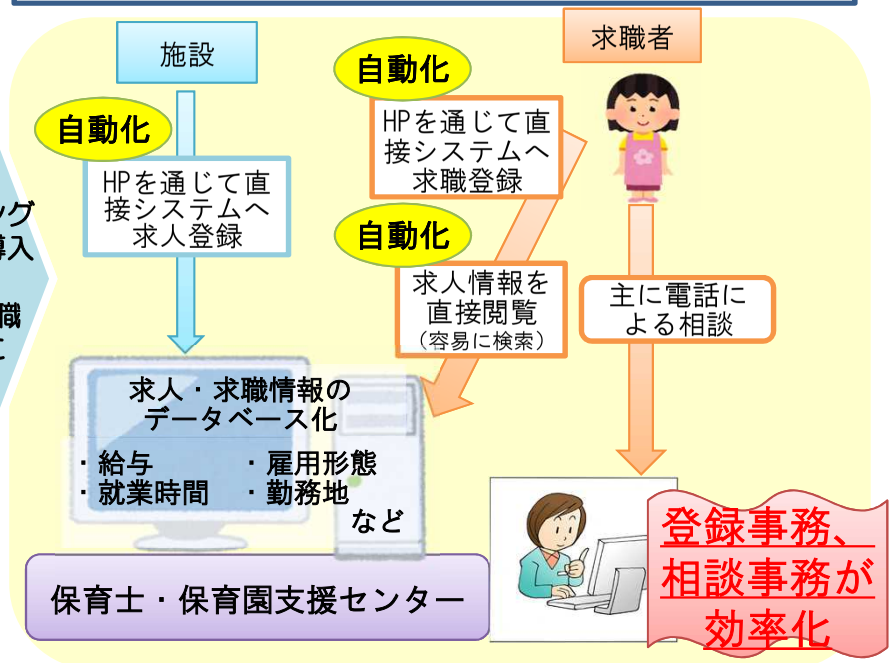


## 効率化で、よりきめ細かなマッチングや業務の充実

①よりきめ細かなマッチングの実施
　⇒条件面でのすれ違いがわずかな場合には、仲立ちとなって条件を調整
②求人、求職者を増やす取組の実施
　⇒ハローワークのみに掲載されている情報なども収集
③潜在保育士の現状に合わせた研修等の企画　　等

# 潜在保育士再就職支援事業

（保育対策総合支援事業費補助金　394億円の内数）

【事業概要】

○　離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育園支援センター等の紹介（マッチング）により、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】

○　市区町村

【補助単価（案）】

○　10万円

【補助率】

○　国１／２、市区町村１／２

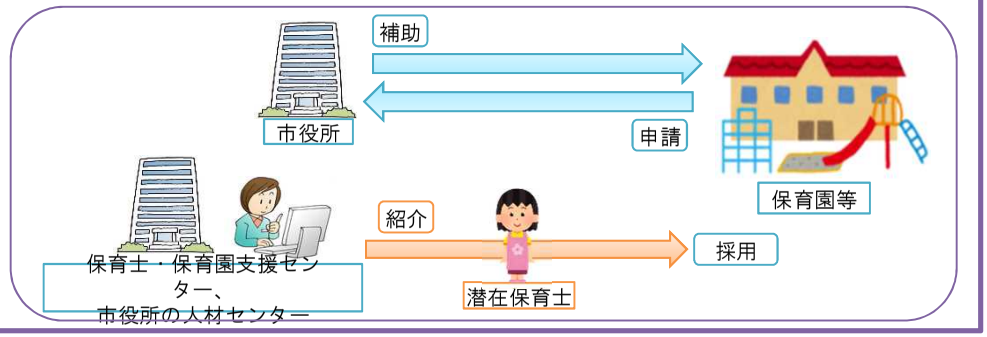


## １．保育園等におけるOJT等を支援

採用された保育所等で、主任保育士などがOJTを行う場合に、地域子育て支援の代替職員にかかる費用等を補助

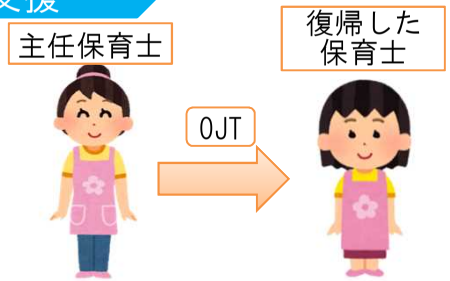


## ２．園内研修に外部講師を呼ぶための費用を支援

潜在保育士向けの研修として、外部講師を呼んで園内研修を実施する際に要する費用を補助

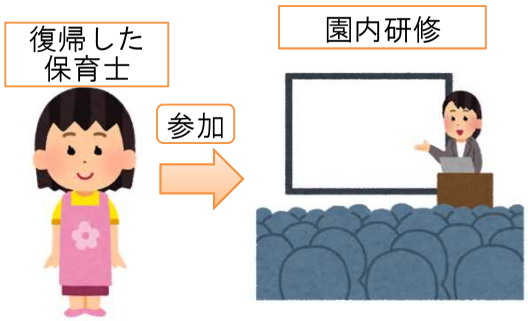


【潜在保育士へのメリット】

○　職場復帰への不安を軽減

○　研修等を通じて、最新の保育に係る知識や技術を習得

【保育園等へのメリット】

○　潜在保育士を雇う際に、よりきめ細かな支援が可能

○　潜在保育士の職場定着を促進

資料33

# ２０１８（平成３０）年国家公務員給与改定に伴う公定価格の対応について

（公定価格の算定方法）

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い）

・２０１８（平成３０）年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の２０１８（平成３０）年度単価表を改定。（保育士及び幼稚園教諭等人件費 ＋０．８％程度）

・財源は補正予算において対応。

・本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、２０１９（平成３１）年度からの公定価格の設定にあたっても、引き継がれることになる。

（実施時期）

２０１８（平成３０）年４月１日（遡及適用）

（参考：２０１８（平成３０）年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容）

①俸給表の水準を引上げ

②勤勉手当の引上げ（０．０５月分）



資料34

# 保育士等の処遇改善の推移

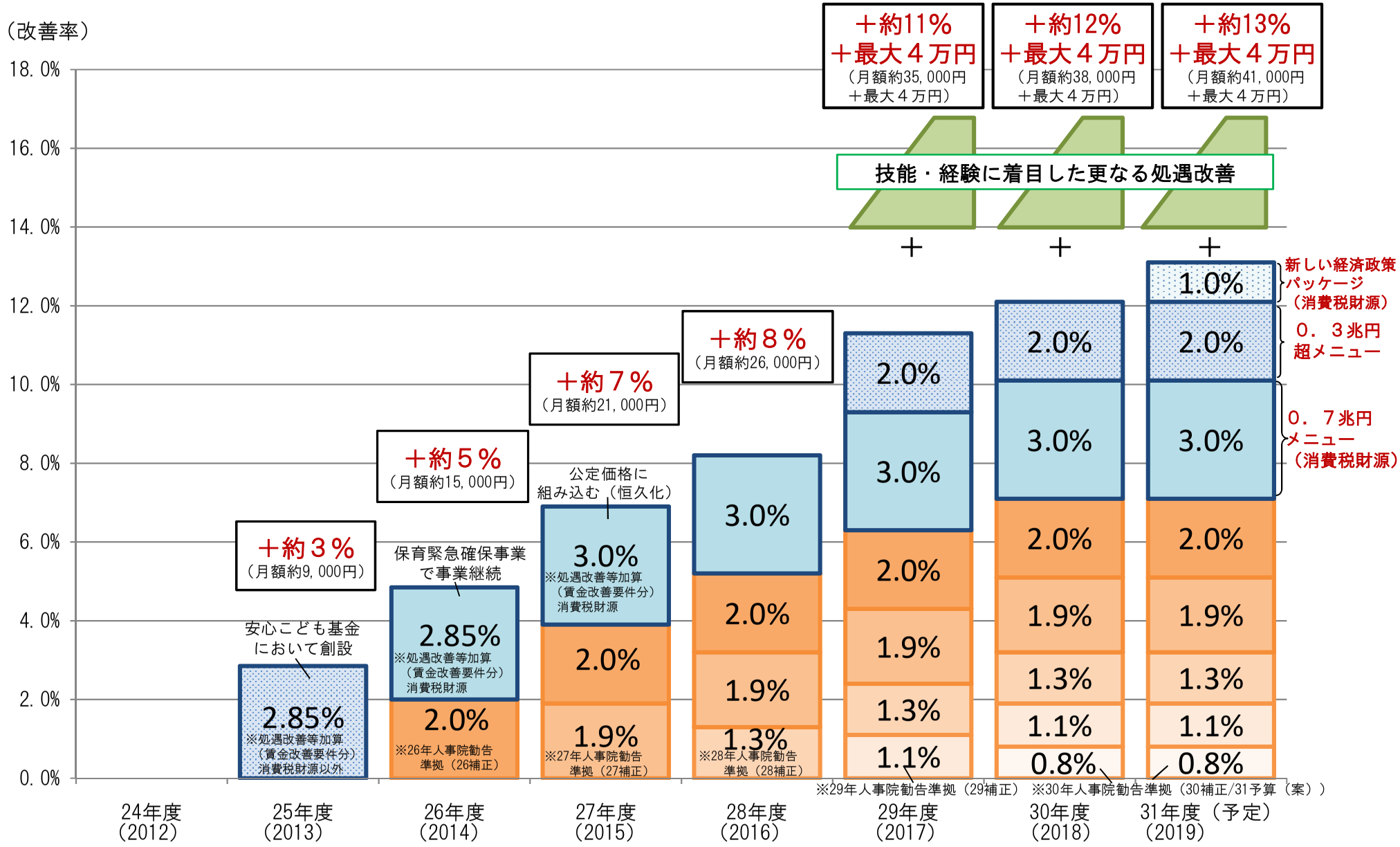


※　処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※　各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
※　上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

資料35

# 2018（平成30）年度における処遇改善等加算Ⅱの運用の見直し【保育所の場合】

■ 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じて**キャリアアップできる組織体制の整備**を目指す。
■ 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱについて、運用の柔軟化**を図る。

## 目指すべき保育園の組織体制

（括弧内の人数は、定員９０人（職員１７人）の保育所モデルの場合）

○ 例えば、０～２歳児担当、３～５歳児担当などの**「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置（２人以上）**

（定員規模に応じた人数は、別紙参照）

※ 副主任保育士：３つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者
※ 専門リーダー：４つ以上の専門分野の研修を修了した者

○ 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、**専門６分野ごとに「職務分野別リーダー」（兼務可）を配置（３人以上）**

※ 職務分野別リーダー：１つ以上の専門分野の研修を修了した者

⇒ **処遇改善等加算Ⅱの加算要件**は、研修の受講を促進し、**2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す**。
（2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定）

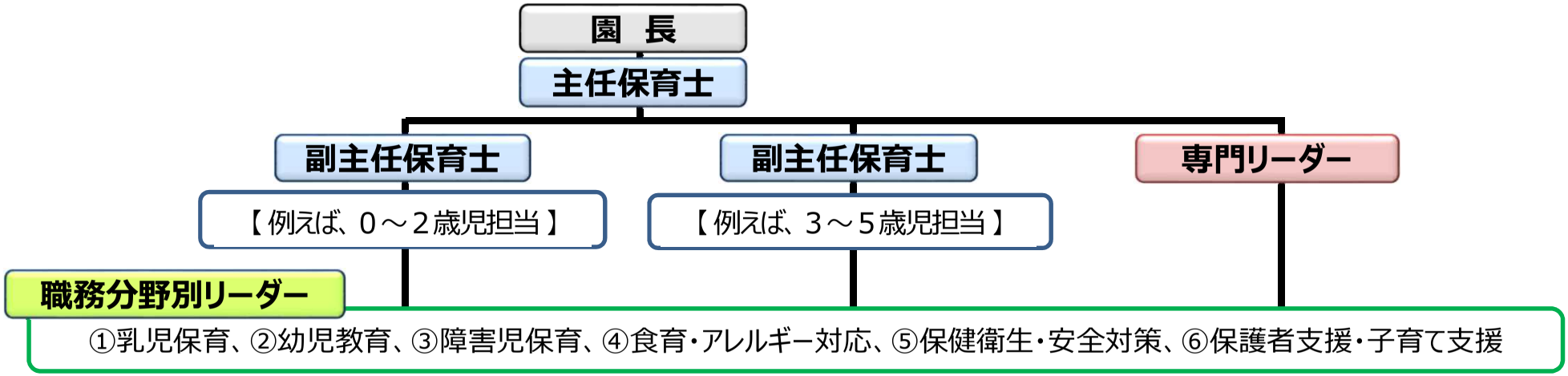




資料36

# 2018（平成30）年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し

**＜定員９０人（職員１７人※）の保育所モデルの場合＞**

※ 園長１人、主任保育士１人、保育士１２人、調理員等３人

**（配分方法の見直し）**

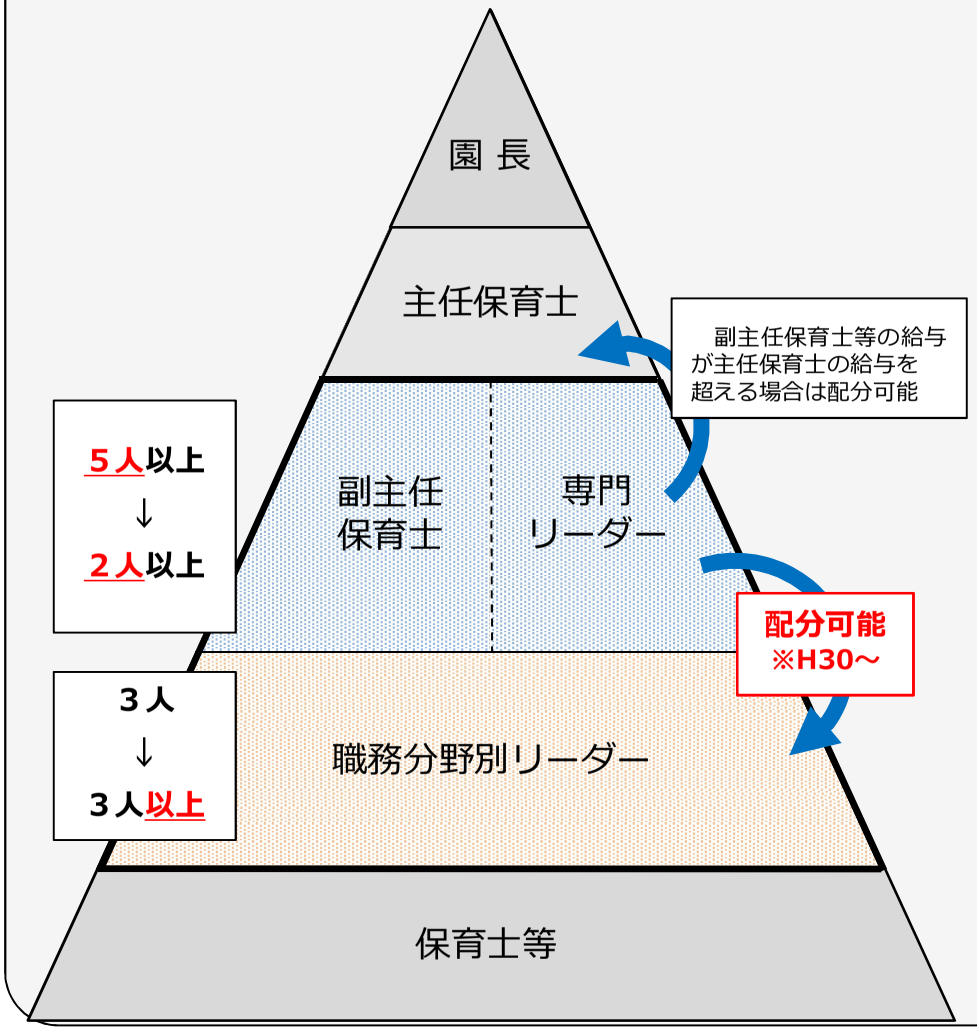


**＜ 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（４万円×５人）＞**

20万円のうち、12万円は**副主任保育士又は専門リーダーのみ**に配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

**【改善点１】**
12万円については、**職務分野別リーダーにも配分可能**

**＜職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人）＞**

３人の**職務分野別リーダー**に月額５千円

**【改善点２】**
**３人以上**の職務分野別リーダーに**月額５千円以上**（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

**同一事業者内での保育所間の配分は不可**

**【改善点３】**
加算額21.5万円（20万円＋1.5万円）の**20%**について、**同一事業者内で保育所をまたぐ配分が可能**
**（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）**

# 処遇改善等加算Ⅱの運用改善の具体的な例

**＜定員９０人（職員１７人※）の保育所モデルの場合＞**

※ 園長１人、主任保育士１人、保育士１２人、調理員等３人

**例　若手保育士の多い保育所の場合**

**【見直し前（2017（平成29）年度）】**

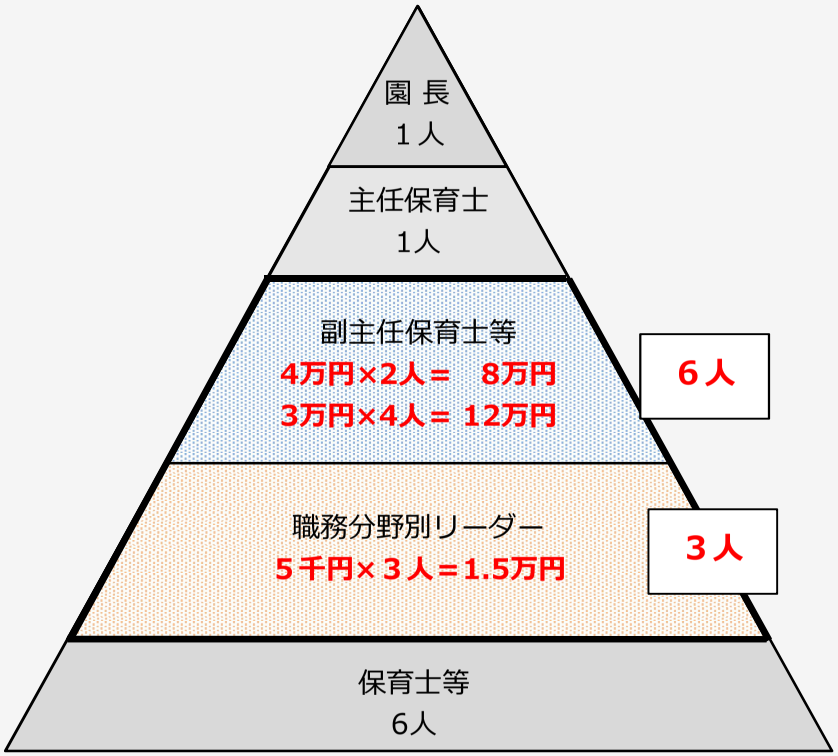


**【見直し後（2018（平成30）年度～）】**

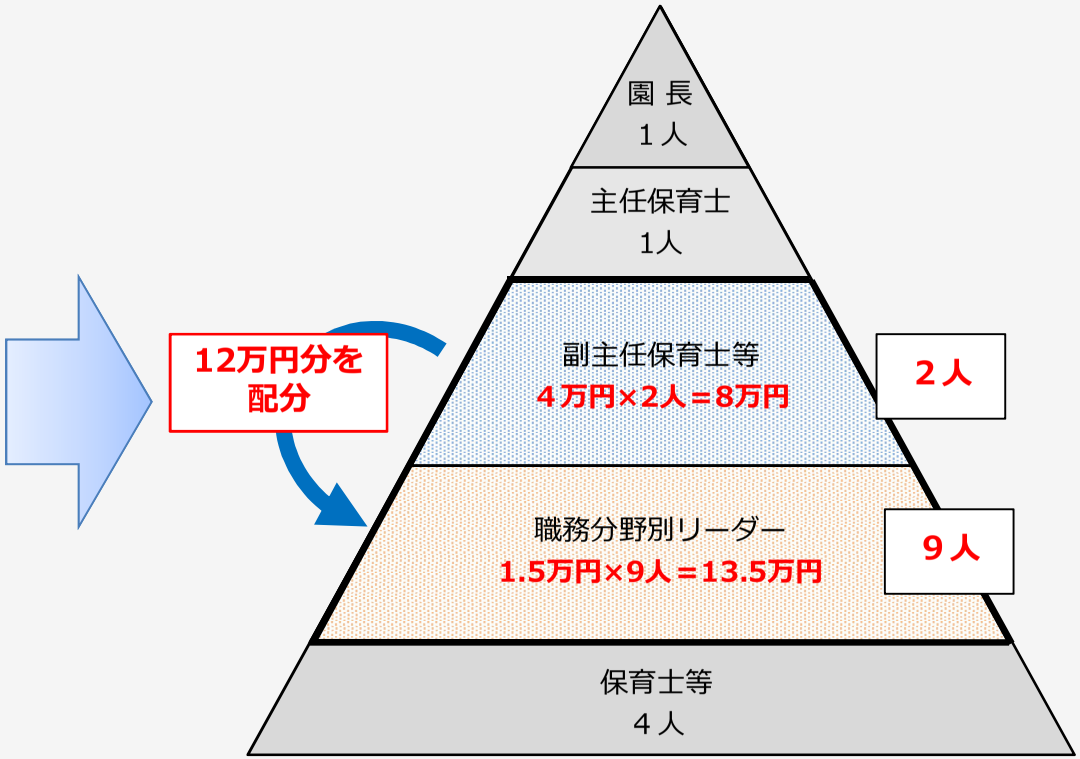

# （別紙）定員規模に応じた処遇改善等加算Ⅱの加算対象者の人数及び配分方法

| 定　員 | 公定価格上の職員数（※園長及び主任保育士を含む） | 処遇改善等加算Ⅱの対象人数（及びその額） | 必ず４万円の処遇改善が必要な人数 | 見直し後における副主任保育士等の人数 | 見直し後における職務分野別リーダー等の人数 |
|---|---|---|---|---|---|
| ３０人 | ９人 | ４万円　２人<br>５千円　１人<br>（計　８万５千円） | ２人のうち１人 | １人以上 | １人以上 |
| ６０人 | １４人 | ４万円　４人<br>５千円　２人<br>（計　１７万円） | ４人のうち２人 | ２人以上 | ２人以上 |
| ９０人 | １７人 | ４万円　５人<br>５千円　３人<br>（計　２１万５千円） | ５人のうち２人 | ２人以上 | ３人以上 |
| １２０人 | ２１人 | ４万円　６人<br>５千円　４人<br>（計　２６万円） | ６人のうち３人 | ３人以上 | ４人以上 |
| １５０人 | ２４人 | ４万円　７人<br>５千円　４人<br>（計　３０万円） | ７人のうち３人 | ３人以上 | ４人以上 |
| １８０人 | ２８人 | ４万円　９人<br>５千円　５人<br>（計　３８万５千円） | ９人のうち４人 | ４人以上 | ５人以上 |

※上記の利用児童の年齢構成が平均の場合であり、利用児童の年齢構成により職員数は異なる。

# ２０１９（平成３１）年度の公定価格について

○２０１９（平成３１）年度の公定価格については、以下のとおり２段階の改定を行う予定。

| ２０１９年４月～ | ２０１９年１０月～ |
| --- | --- |
| **○保育士等の１％の処遇改善**<br>➢処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）の１％上乗せ（全施設共通）<br><br>**○非常勤講師配置の加算化**<br>➢基本分単価に含まれる非常勤講師配置にかかる費用の配置実態に応じた加算化<br>（1号認定子ども利用定員35人以下又は121人以上の幼稚園・認定こども園）<br><br>**○居宅訪問型保育事業の保育提供日数に応じた給付**<br>➢保育を提供しない日の調整について、常態的に土曜日に保育を提供しない場合の考え方を適用<br><br>〈その他〉<br>・処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの賃金改善の確認方法等の運用改善を検討 | **○消費税率１０％への対応（全施設共通）**<br><br>**○幼児教育の無償化への対応**<br>➢利用者負担の無償化<br>（３号認定子どもについては市町村民税非課税世帯）<br>➢１号・２号認定子どもの副食費相当額の加算化及び支援対象の拡大（年収３６０万円未満相当の世帯及び第３子以降）※<br>※新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者については、地域子ども・子育て支援事業の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」により、新制度園の保護者と同様の世帯等を支援<br><br>**○栄養管理加算の拡充**<br>➢現行、栄養士の嘱託のための費用を措置している栄養管理加算について、非常勤栄養士の配置（週３日程度）を可能とするよう拡充（全施設共通）<br><br>**○チーム保育推進加算の要件の緩和**<br>➢加算の要件である施設における職員の平均経験年数を、<br>１５年以上から１２年以上に緩和（保育所） |



資料37

# 子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善（居宅訪問型保育事業）

## １．現状

**(1)保育所をはじめとする一般的な給付方法は、月割りを基本としつつ、以下の取扱い。**

①子どもが月途中に入退所する場合：日割り

②常態的に土曜日に閉所する場合：調整（保育の提供が週６日未満の場合、閉所日数にかかわらず定率の減算）

**(2) (1)のほか、居宅訪問型保育事業については、集団保育と異なる特性に鑑み、子ども１人につき保育士１人の配置を前提とした単価を設定しつつ、以下の取扱い。**

①子どもが利用しない日が予め決まっている場合：日割り

②子どもの体調等の理由により利用がない場合：日割りなし、調整なし

## ２．子ども・子育て会議の指摘

「公定価格に関する議論の整理（平成30年1月子ども・子育て会議）」の「運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化」に係る主な意見として、「居宅訪問型保育事業に関して、保育を提供していない日について、公定価格を日割りにすることには反対である。」とされており、子ども・子育て会議において継続的に改善を求める指摘を受けている。

## ３．対応方針

居宅訪問型保育事業の給付方法について、集団保育と異なる特性を踏まえつつ、保育所等との均衡に鑑み、１(1)②の考え方を他の曜日にも適用し、固定経費に配慮した単価設定とする。

**（参考）単価のイメージ**

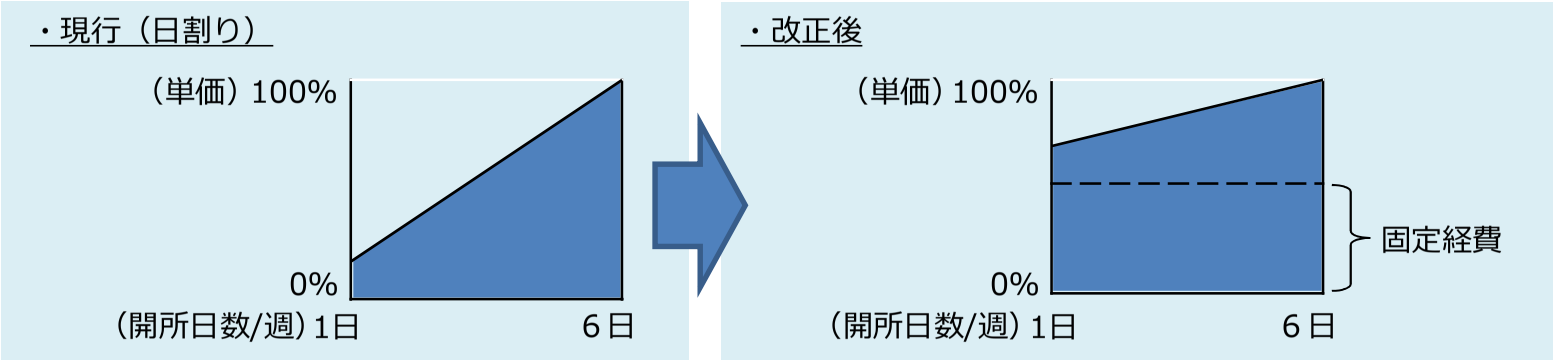




資料38

# 2019(平成31)年度予算案におけるチーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充について

○　保育所等の体制充実を図るため、２０１９年１０月より、
①　チーム保育推進加算については加算要件を緩和するとともに、
②　栄養管理加算について嘱託職員分の費用を措置しているものを非常勤職員の配置に係る費用の措置まで拡充を図る。

| | ２０１９年９月まで | ２０１９年１０月以降 |
|---|---|---|
| チーム保育推進加算 | （加算概要）<br>○　チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。<br>○　以下の場合、１名分の保育士人件費相当分を加算<br>①　必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置<br>②　チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築<br>③　職員の平均経験年数が１５年以上<br>④　加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること | （加算概要）<br>○　チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。<br>○　以下の場合、１名分の保育士人件費相当分を加算<br>①　必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置<br>②　チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築<br>③　職員の平均経験年数が１２年以上<br>④　加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること |
| 栄養管理加算 | （加算概要）<br>○　食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算<br>○　栄養士を嘱託するための費用を措置 | （加算概要）<br>○　食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算<br>○　栄養士を嘱託する場合のほか、非常勤栄養士　（週３日程度）を配置する場合の費用を措置 |

資料39

# 子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成30年11月9日
勧告先：内閣府、厚生労働省

## 調査の趣旨・背景

◆　保育施設等における重大事故の国への報告件数について、近年（平成24年から29年まで）、死亡事故は減少傾向にあるものの、死亡事故以外の重大事故は増加傾向にあり、平成29年では841件

◆　政府は、平成25年4月策定の「待機児童解消加速化プラン」や29年6月策定の「子育て安心プラン」により、待機児童解消に必要な保育の受皿の拡大を図っており、今後とも、保育施設等を利用する児童の安全対策を始め保育の質の確保がますます重要

**⇒　本調査は、安全で安心して子どもを預けることができる環境の整備を図る観点から、保育施設等及び行政機関における安全対策の取組状況を中心に調査**

＜調査対象機関＞　内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、（独）日本スポーツ振興センター、15都道府県、29市町村、149保育施設、関係団体

＜調査時期＞　平成29年4月～30年11月

### 保育施設等における重大事故の国への報告件数の推移（平成24年から29年まで）

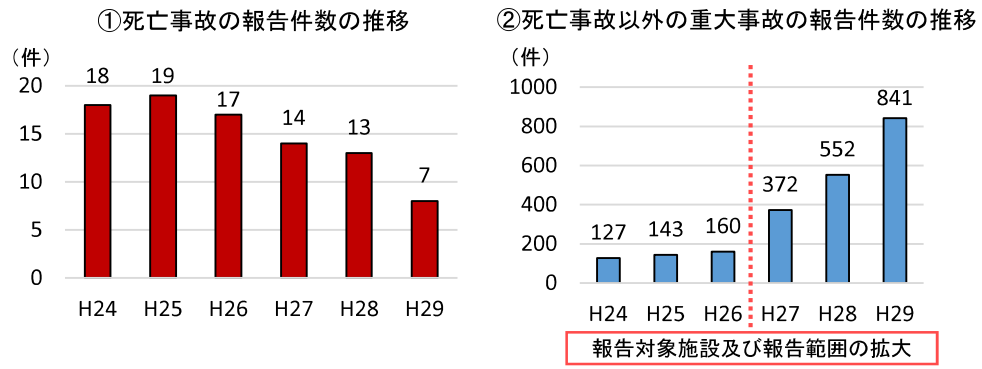


※1　保育施設等・・・保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設
　2　重大事故・・・①死亡事故、②治療期間が30日以上の重篤な事故等

（注）内閣府及び厚生労働省の資料を基に作成

| 主な調査結果 | 主な勧告 |
|---|---|
| **1　保育施設等における重大事故対策の徹底・推進**<br>睡眠中の呼吸等点検など重大事故対策の実施状況について、国は監査時の確認事項として明確に位置付けていないことなどから、ほとんどの地方公共団体では、監査時に必要な指摘・助言を未実施<br>他方、重大事故対策の実施状況を監査時の確認事項として位置付け、監査時に未実施の保育施設に対し必要な指摘・助言を行っている地方公共団体の例あり | 重大事故対策の重要性の周知徹底、監査の機会等を通じた適切な指摘を要請 |
| **2　保育施設等で発生した事故の的確な把握**<br>治療期間30日以上の骨折等の重大事故について、大半の保育施設及び地方公共団体は、国に未報告の事案がみられなかったが、一部の保育施設・地方公共団体(1割程度)では、事故範囲の誤認等により、未報告の事案が26件 | 重大事故の範囲の明確化、監査の機会等を通じた重大事故の報告状況の確認を要請 |
| **3　処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底**<br>安全対策の基盤となる保育従事者等を確保するため国が実施する賃金加算について、国が示した方法では賃金の改善状況が十分確認できないとして、独自に賃金台帳等を活用し確認している市町村が約6割 | 賃金台帳等の活用による確認を要請、地方公共団体独自の取組例の収集・情報提供 |
| **4　保護者の安心に資する情報の開示の推進**<br>保育士等の配置数など法令上、掲示や書面交付等が求められる情報について、大半の保育施設では開示されていたが、開示の重要性や制度の無理解から、一部の保育施設(1割程度)では未開示 | 監査の機会等を通じて情報開示の重要性・制度内容の周知を要請 |



資料40

1

# 1　保育施設等における重大事故対策の徹底・推進

**主な調査結果**

報告書P18～61

**【制度等】**

国（内閣府、文部科学省及び厚生労働省の関係3府省）は、「教育・保育施設等における事故防止等ガイドライン」を定め、地方公共団体を通じて、管内の施設・事業者で広く活用されるよう周知を図ってほしい事項として、次のようなことを記載

① 重大事故が発生しやすい場面として、ⅰ睡眠中、ⅱプール活動・水遊び中、ⅲ誤えん（食事中）、ⅳ誤えん（玩具等）、ⅴ食物アレルギーを例示し、場面ごとに示した注意事項を踏まえた対応（例：定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検する、プール活動・水遊び中に指導役と監視役を分けて配置するなど）をとること

② 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を通じ、職員の資質の向上に努めること

➡ 今回、当省が全国の149保育施設を抽出し、これら国のガイドラインにおいて示された、①重大事故が発生しやすい場面に応じた事故防止対策の取組状況、②救急対応の実技講習（救急救命講習）への保育従事者等の参加状況を調査した結果は、以下のとおり

**重大事故が発生しやすい場面に応じた事故防止対策の取組状況**

| 場面 | 重大事故が発生しやすい場面での取組 | 実施施設 | 未実施施設 | 不明 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 睡眠中 | 0歳児の呼吸等点検 | 114 (84%) | 7 (5%) | 14 (10%) | 135 (100%) |
| | 1歳児の呼吸等点検 | 113 (80%) | 15 (11%) | 14 (10%) | 142 (100%) |
| プール活動・水遊び中 | プール活動・水遊び中の指導役と監視役の分別配置 | 96 (70%) | 19 (14%) | 23 (17%) | 138 (100%) |
| 誤えん（食事中） | 食事中の誤えん事故防止のための食材点検 | 112 (79%) | 9 (6%) | 21 (15%) | 142 (100%) |
| 誤えん（玩具等） | 玩具等の誤えん事故防止のための保育室内の点検 | 115 (77%) | 13 (9%) | 21 (14%) | 149 (100%) |
| | 玩具等の誤えん事故防止のための園庭内の点検 | 67 (73%) | 5 (5%) | 20 (22%) | 92 (100%) |
| 食物アレルギー | 食物アレルギー事故防止のためのアレルギー児の把握 | 127 (87%) | 4 (3%) | 15 (10%) | 146 (100%) |
| | 食物アレルギー事故防止のための誤食防止措置 | 117 (85%) | 4 (3%) | 16 (12%) | 137 (100%) |

（注）0歳児を預かっていない、プール活動を行っていないなどの事情のある施設を除外して整理しているため、調査対象149施設とは一致しないものがある

**救急救命講習への保育従事者等の参加状況**

| 救急対応の実技講習 | 参加施設 | 不参加施設 | 不明 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 心肺蘇生法の実技講習 | 97 (73%) | 20 (15%) | 16 (12%) | 133 (100%) |
| 気道内異物除去の実技講習 | 63 (47%) | 51 (38%) | 19 (14%) | 133 (100%) |
| AEDの使用方法に関する実技講習 | 94 (71%) | 24 (18%) | 15 (11%) | 133 (100%) |
| エピペンの使用方法に関する実技講習（施設内での実技講習を含む） | 78 (61%) | 34 (27%) | 15 (12%) | 127 (100%) |

（注）平成26年度から29年度までの間に開業した施設（当該講習の調査対象とした年度が26年度から28年度までの3年間）及びエピペンを保有している乳幼児を預からない方針としている施設を除外して整理しているため、調査対象149施設とは一致しない

◆ **一部の保育施設において、これらの重大事故対策が実施されていない原因・・・・重大事故対策の重要性の認識不足や実施方法等に関する情報が不足**

## 1　保育施設等における重大事故対策の徹底・推進（続き）

※　今回の勧告先は、いずれも内閣府及び厚生労働省

**主な調査結果**

【制度等】

国は、地方公共団体に対し、児童福祉法等の関係法令や各種通知に基づき、保育施設等の種別に応じた定期的な立入検査を実施し、施設の運営状況を確認するよう要請

➡ 今回、重大事故対策が未実施であった保育施設において、地方公共団体による監査の受検時に何らかの指摘・助言を受けたか調査した結果は、以下のとおり

- ✓ 一部の地方公共団体では、監査調書に、例えば「呼吸等点検を実施するに当たって満2歳までは呼吸等点検の内容を記録すること」などの確認事項を定め、重大事故対策が未実施の保育施設に対し、必要な指摘・助言を行っている例あり
- ✓ 他方、当省の調査で判明した重大事故対策が未実施の保育施設で監査を受検していたほとんどの保育施設では、地方公共団体から必要な指摘・助言を受けていなかった。

⇒ 地方公共団体の中には、国が重大事故対策を監査の確認事項として明確に位置付けていないため、保育施設等に対し監査での必要な指摘・助言を行いづらいといった意見や、保育施設等における重大事故発生防止対策の工夫例の収集・共有に苦慮しているため、国において全国の好事例を収集の上、情報提供してほしいといった意見を有する地方公共団体あり

**主な勧告**

○　保育施設等に対し、重大事故対策の重要性の周知徹底

○　地方公共団体に対し、

ⅰ）重大事故対策の実施状況を監査時の確認事項として明確に位置付けて提示

ⅱ）監査の機会等を通じて、重大事故対策が未実施の保育施設等について適切な指摘を行うよう要請

## 2　保育施設等で発生した事故の的確な把握

**主な調査結果**

報告書P62～79

【制度等】

国は、保育施設等で発生した事故について、その再発防止に資するため、平成27年に関係3府省連名で「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」を発出し、①死亡事故、②治療期間が30日以上の重篤な事故(※1)等(意識不明を含む)を地方公共団体を経由して、国に報告するよう要請

※1　国の意図・見解：治療期間30日以上の負傷等を伴う「全て」の事故が報告対象

➡ 今回、当省が全国の149保育施設を抽出し、重大事故の報告状況を調査した結果、死亡事故以外（※2）の骨折等の重大事故とみられる事案について、保育施設や地方公共団体の9割以上で未報告はないが、重大事故の範囲を狭く認識していることなどにより、1割程度の施設・団体において未報告が26件あり

※2　死亡事故事案の未報告はなし

| 重大事故とみられる未報告の事案 | 件数 | 保育施設・地方公共団体 | 主な傷病名等 |
|---|---|---|---|
| 保育施設から地方公共団体への未報告の事案 | 11 | 9/148施設（6%） | 骨折や歯髄え死など |
| 地方公共団体から国への未報告の事案 | 15 | 4/44団体（9%） | 意識消失、ぜん息発作（ICU使用）など |
| 計 | 26 | | |

（注）平成29年度に開業した保育施設を除く148施設及び44地方公共団体における27年度・28年度の事故記録等から事故の報告状況を調査

**主な勧告**

○　保育施設等に対し、誤認を招くことがないよう、重大事故の範囲を明確にした上で、報告を励行するよう周知徹底

○　地方公共団体に対し、

ⅰ）重大事故の報告状況を監査時の確認事項として明確に位置付けて提示

ⅱ）監査の機会等を通じて、保険給付の請求に係る資料等を活用して重大事故の報告状況の確認を行うよう要請

**このほか、重大事故の報告の的確な実施を図る上で、監査の機会等に災害共済給付等の請求事案を確認することは有用な取組の一つ**

認可保育施設が加入する(独)日本スポーツ振興センターが行う「災害共済給付」の請求事案のうち、調査対象29市町村管内に所在する施設において、平成27年4月から29年3月までの間に発生した事案で、29年3月までに医療費の支給がなされた負傷等の事案(1,539施設、13,611件)を分析したところ、骨折等による「診療実日数が30日以上の事案」や「事故後3か月以上連続で給付が行われている事案」あり（399件※）➡ **これらは、重大事故に該当する可能性が高く、監査の機会等に精査が必要**

※　登園又は降園中の事故等を除く

## 3　処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底

**主な調査結果**

報告書P108～116

**【制度等】**

国は、保育施設等に支給している人件費及び事業費等について、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（関係3府省連名通知）により、安全対策の基盤となる保育士等の離職を防止するため、平均勤続年数やキャリアアップなどの取組に応じて加算（賃金改善）を行う仕組みを創設

また、国は、同通知等により、市町村に対し、加算が行われた保育施設等から提出される平均賃金改善月額等を記載した賃金改善実績報告書により、加算（賃金改善）が行われたか確認するよう要請

➡ 今回、当省が全国の29市町村を抽出し、保育従事者等の賃金改善の確認状況を調査した結果、国から示された確認方法では十分な賃金改善確認ができないなどとして、賃金改善実績報告書の提出に加え、賃金台帳の写し等を徴収し、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認している市町村が約6割(16/28市町村)。一方、国から示された確認方法のみにより確認している市町村が約4割(12/28市町村)　※

**中には・・・**保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認した結果、賃金改善のために支給された金額(約62万円)の半分以上が経営者の親族(1人)に配分されている事案などを発見した市町村あり

※　国からの賃金加算を利用していない市町村が1市町村あったため、調査対象29市町村とは一致しない

**主な勧告**

○　地方公共団体に対し、賃金改善確認に当たり賃金台帳等の活用を図るよう要請するとともに、地方公共団体独自の取組例を収集・情報提供

## 4　保護者の安心に資する情報の開示の推進

**主な調査結果**

報告書P122～126

**【制度等】**

児童福祉法等において、①保育施設等は、認可・認可外を問わず、保育士等の配置数に係る情報を施設等内の見やすい場所に掲示しなければならない、②認可外保育施設は、乳幼児の保険に係る情報や提携医療機関に係る情報等を保護者（利用申込者）に対して書面で交付しなければならない旨などを規定

➡ 今回、当省が全国の149保育施設を抽出し、法令に沿って保育士等の配置数、乳幼児の保険の情報等が保育施設で掲示、書面交付等されているかを調査した結果、必要な情報を掲示、書面交付等により開示していた保育施設が7～8割程度あった一方で、開示の重要性や制度の無理解などにより、必要な情報を未開示（未掲示、未交付等）であった保育施設が1割程度

**保育施設における保護者に対する情報開示に係る取組の実施状況（主なもの）**

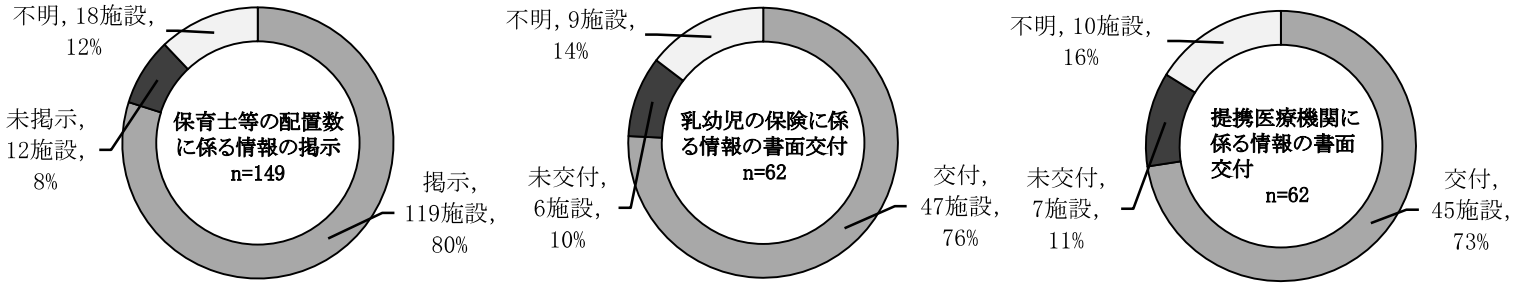


（注）書面交付義務は認可外保育施設のみに課せられているため、調査対象62認可外保育施設の状況を調査

**主な勧告**

○　地方公共団体に対し、保育施設等における保護者に対する情報開示の重要性及び法令上の開示制度の内容について、監査の機会等を通じて保育施設等への周知を要請

# 保育園等における事故防止推進事業

**平成３０年度第２次補正予算額　２．５億円**
（保育対策総合支援事業費補助金の内数）

【事業概要】
　０～１歳の午睡中に死亡事故などが発生している状況を踏まえ、睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

【実施主体】　都道府県、市区町村（機器は保育施設が購入）

【補助単価】　１施設あたり　５００千円以内

【補 助 率】　国：１／２　　都道府県・市区町村：１／４　　事業者：１／４

【事業イメージ】

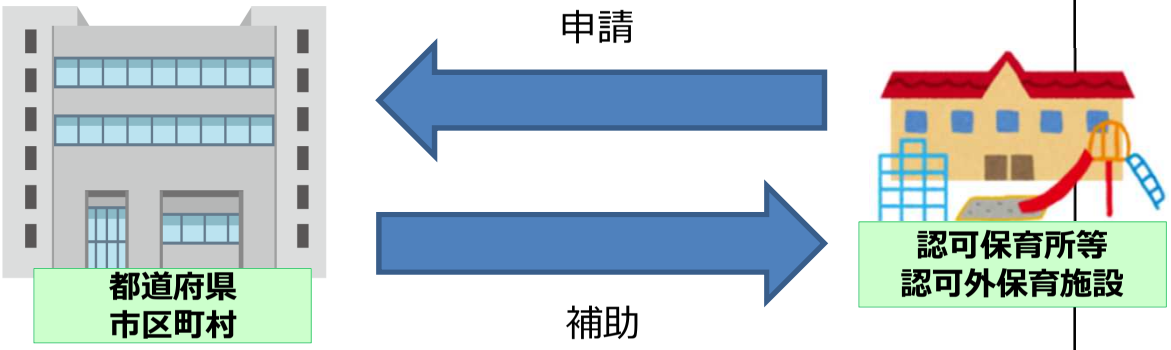


機器の購入（例）

＜午睡チェック＞
　午睡中の体動や体の向きを自動検知し、睡眠時のチェック表に自動で記録するなど、事務負担等を軽減する機能を備えるICT機器
**→保育士等が乳幼児の睡眠中の呼吸点検や見守りに専念することができる。**

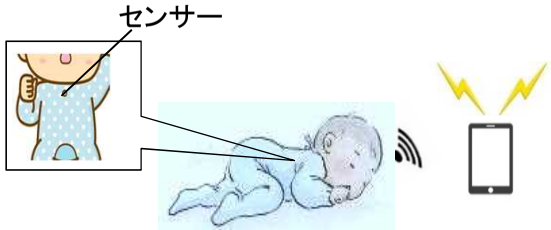




資料41

平成 31 年 1 月 28 日
子ども・子育て会議　参考資料２

*関連部分抜粋*

# 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針

（平成 30 年 12 月 25 日
閣　議　決　定）

## １　基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、2014 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年４月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

2018 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

## ２　一括法案の提出等

下記４から６までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を 2019 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

## ３　事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

## ４　国から地方公共団体への事務・権限の移譲等（略）

## ５　都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

**【内閣府】**

### （１）子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

## ６　義務付け・枠付けの見直し等

**【内閣府】**

### （４）児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、事前協議における書類の様式を統一する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

［措置済み（平成 30 年２月 16 日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡、平成 30 年２月 16 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）］

**（５）教育職員免許法（昭 24 法 147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）**

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平 24 法 66）附則５条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

**(10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）**

（ｉ）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）への協議（３条６項）については、当該認定こども園の設置者が市町村（指定都市及び中核市を除く。）である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（ⅱ）幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

**(11) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）**

（ｉ）子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。

（ⅱ）施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）１条 35 号の５）における加算額の配分方法等については、2018 年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019 年度中に結論を得る。そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずる。
（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

**【文部科学省】**

**（３）児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金**

（ｉ）認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。
（関係府省：厚生労働省）

**（４）教育職員免許法（昭 24 法 147）**

（ｖ）幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（９条の３第３項）の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭 22 法 164）６条の３第７項及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）59 条 10 号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して調査・検討を行い、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**【厚生労働省】**

**（３）児童福祉法（昭 22 法 164）**

（ｉ）放課後児童健全育成事業（６条の３第２項及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）59 条５号）に従事する者及びその員数（34 条の８の２第２項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後３年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。［再掲］
（関係府省：文部科学省）

（ⅳ）保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）32 条）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例については以下のとおりとする。

・特例が適用される地域の基準（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平23厚生労働省令112））については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合には、公示地価要件を緩和する。

［措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第62号）］

・特例の適用期間（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平23政令289））については、３年間延長する。

（ｖ）一時預かり事業の職員配置（施行規則（昭23厚生省令11）36条の35）については、１日の子どもの受入れ数がおおむね３名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士１名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、子育て支援員（地域型保育）又は子育て支援員（一時預かり事業）１名とすることを可能とする。

（vi）禁錮以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由（18条の５第２号及び第３号）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、省令を改正し、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯歴情報の照会を行うことを可能とする。

［措置済み（児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第26号））］

（ｘ）保育士の欠格事由（18条の５第２号）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。

（xi）児童福祉施設に対する施設監査（施行令 38 条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**（４）児童福祉法（昭 22 法 164）、雇用保険法（昭 49 法 116）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平３法 76）**

育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。

・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

**（６）児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）**

近隣の保育所等が連携し、１か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

（関係府省：内閣府）

**（７）児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）**

（ｉ）事業所内保育事業については、地域の実情を踏まえ、満３歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

（関係府省：内閣府）

（ⅱ）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・連携施設に関する経過措置（同令附則３条）の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

・市町村長（特別区の長を含む。）が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同令６条２項に定める要件の全てを満たすと認める場合には、同条３項に定める者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることを措置する。

（関係府省：内閣府）

［措置済み（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 65 号））］

・保育所型事業所内保育事業について、満３歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定（同令６条３号）については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設（児童福祉法 59 条１項に規定する施設のうち、同法 39 条１項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。）であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

事　務　連　絡
平成 31 年 2 月 7 日

都道府県
各　指定都市　保育担当課　御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局保育課

育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた
運用上の工夫等について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地方分権の閣議決定（平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定））においては、別紙１のとおり、育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図ることとされたところです。今般、別紙１の一部について、市町村の選択により実施する場合の具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、本内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いします。

また、本内容については、厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課及び職業安定局雇用保険課と協議済みであり、追って労働者や企業、ハローワーク等に対しても周知することとしています。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第１　本事務連絡の趣旨

育児休業・給付は、原則として子が１歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には、最長２歳に達するまで延長が可能とされている。この保育所等に入れないことの証明としては、保育所入所保留通知書（「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成９年９月25日児発第596号厚生労働省児童家庭局長通知。以下「施行通知」という。）第４号様式。以下「入所保留通知書」という。）の提出を求めている。今般、当面復職の意思がなく、当初から育

児休業の延長を希望する方が入所保留通知書の入手を目的として入園申込みを行い、市町村の事務手続に混乱が生じており、また真に入園を希望する方に不利益が生じているとの意見が、平成30年の地方分権改革に関する提案募集（以下「提案募集」という。）により寄せられたところである。

これを踏まえ、市町村の選択による、公平な利用調整の実現等を図るための、保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項をお示しする。

## 第２　利用調整を行う際の工夫について

### １　具体的な工夫の方法

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第３項及び附則第73条第１項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を設定するため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年９月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第２号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第２の７で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、市町村が独自に調整指数の点数付けを行うなどの取扱いを行っていただいていると承知している。

第１に示した趣旨を踏まえ、利用調整の具体的な工夫としては、以下のものが考えられる。なお、以下の工夫はあくまで考えられる一例であることを申し添える。

① 利用調整に際して、申込者の内面の意思を外形的に確認するため、利用申込書に、「直ちに復職希望」「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」との選択肢を設ける。

② 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」について選択した者については、利用調整に当たっての調整指数を減点する。

③ その結果、当該項目を選択しなかった者については、優先的に取り扱われることで、希望する園に入れる可能性が高まることとなる。

### ２　留意事項

第１のとおり、育児休業・給付は原則として、子が１歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には、最長２歳に達するまで延長することが可能とされている。すなわち、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合等に限られた例外的措置であるため、今回の工夫を行うに当たっても、育児休業・給付の制度趣旨を利用者に丁寧に説明することが望ましい。

また、利用者が「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択する場合には、その結果、調整指数が減点されることを事前に十分に説明する必要がある。例えば、申請書に「当該項目を選択した場合、調整指数が減点となる」ことを利用者の目に留まりやすい箇所に明確に記載しておくこと等の配慮を行うことが考えられる。細かな注釈等の記載のみでは、内容が利用者に伝わらない可能性あることに十分留

意すること。

第３　第一次申込みにおいて内定したにもかかわらず辞退し、第二次申込みで落選した者に対する入所保留通知書の記載について

今般の提案募集において、公平な利用調整を困難にする具体的な支障事例として、一斉入所の申込みの際、入所保留通知書の取得を目的として入所申込みをしたものの、第一次申込みで保育所が内定したので、これを辞退し、第二次申込みの際、第一次申込みで既に入所枠の埋まっている保育所をあえて希望して再度入所申込みをする、といった事例が生じている旨の指摘があった。

こうした事例で、育児休業・給付が延長されるのは法律・制度の趣旨に反するものであり、また、これをもって、地方自治体の事務負担が増え、公平な利用調整が阻害されるとするのであれば、是正を図っていくことが適切である。

このため、市町村の選択により、こうした育児休業・給付の申込みについて、勤務先・ハローワークにおいて適切に確認・審査を行うための工夫として、第二次申込みに対する入所保留通知書の備考欄に「第一次申込みで希望した園に内定した上で辞退した」旨や内定辞退の有無を付記することが考えられるので、各市町村の状況を踏まえた上で、この運用の実施についてご協力いただきたい。

また、上記対応を行う場合、併せて、第一次申込みに内定した場合の保育所入所承諾書（施行通知第３号様式）の備考欄においても、「やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合がある」旨を記載するなど、取扱いの周知について配慮をお願いしたい。

第４　その他

上記第１から第３までの内容について、FAQを別紙２のとおりまとめているので、参照願いたい。

（別紙１）

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）（抄）

育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。

・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018 年度中に通知する。
・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

（別紙２）　本事務連絡に関するFAQ

## ＜第１及び第２について＞

| |
|---|
| 問. 今回の事務連絡の内容について、自治体の方で必ず対応する必要があるのでしょうか。 |

（答）

○　本事務連絡は、市町村の選択による利用調整の工夫をお示しさせていただいたものですので、必ずしも御対応いただく必要はありません。地域の実情に応じて実施の検討を行っていただくようお願いいたします。

| |
|---|
| 問. 本事務連絡第２の取扱いについて、どの時点の利用調整から実施すればよいでしょうか。平成31年４月からの利用調整で対応する必要はありますでしょうか。 |

（答）

○　実施時期については、各市町村の実情に応じてご判断いただくものとなります。そのため、平成32年度以降の利用調整から実施していただくことで構いません。

| |
|---|
| 問. 本事務連絡第２の取扱いの内容は、結果として入所保留通知書を取得する目的での保育所への申込みを追認することになるのではないでしょうか。 |

（答）

○　本事務連絡第２の取扱いは、保育の公平な利用調整に向け、保育の必要性が高い方を把握し、必要性の高さに応じて優先的に入園できるようにするものです。また、申込みをした方については、入園を希望した保育所等に空きがあれば入園することとなります。

| |
|---|
| 問.「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択し、調整指数が減点された者であっても、利用調整の結果、希望する保育所に入園できることになっても構いませんか。 |

（答）

○　「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長でも許容できる」を選択し、調整指数が減点された場合であっても、保育所への入園を希望している者であることから、市町村において保育を実施していただく必要があります。

○　そのため、こうした調整指数が減点された者についても、定員に空きがある場合などは、当然希望する保育所等に入所することとなります。

問．「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した者については、一律に入所保留とするようなこととしても、差し支えありませんか。

（答）

○　保育所等の利用申込みをしている者は、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択しているかにかかわらず、保育所への入園を希望している者であることから、利用調整を行わず一律に入所保留にすることは適切ではありません。

問．「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した者に対しても、希望していた園に欠員が出る等により、入所可能となった場合、その旨を通知した方がよろしいでしょうか。

（答）

○　「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した者についても、保育の必要がある子どもについては、市町村において保育を実施していただく必要があり、利用調整における調整指数に応じて、入所可能となった場合には、その旨を通知していただくこととなります。

問．「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した結果、入所保留となった者について、待機児童数に含めるのでしょうか。

（答）

○　「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」の選択肢を選択し、入所保留になった者についても、「保育所等利用待機児童数調査要領」（平成30年４月17日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知別紙）に沿って御対応いただくこととなります。

## ＜第３について＞

問．入所保留通知書の備考欄に、第一次申込みをした保育所等から内定の連絡を受けたにもかかわらず、それを辞退するとともに第二次申込みを行い、第二次申込みで落選した旨を記載するために、システム改修が必要となりますが、改修に対応する補助金はありますか。

（答）

○　システム改修費の補助は予定しておらず、各市町村の予算により対応していただくこととなります。

問．入所保留通知書は、行政処分の処分決定通知ですが、こうした文書に、行政処分と無関係の内容の記載があることは問題ないでしょうか。

（答）

○　備考欄に、処分決定の内容と区分して記載があることについては問題ありません。

問．備考欄に記載された者について、育児休業・給付については延長されなくなるということでしょうか。

（答）

○　内定辞退後に再度の入所申込みを行ったことにやむを得ない理由がある場合には、勤務先やハローワークの判断により育児休業・給付の延長が可能となります。

問．ハローワークや企業等への周知については、どのように実施する予定でしょうか。全国的に制度が周知されるということでよろしいでしょうか。

（答）

○　厚生労働省の関係部局から、ハローワークや企業、労働者等に対して周知を行う予定です。

# ５年後見直しに係る検討について

平成31年２月19日子ども・子育て支援新制度　地方自治体担当者向け説明会資料

## 子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第２条第４項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第２条第２項において、法律の施行後５年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとされている。

## 検討の進め方

〇その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

（１）法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項

ア　新制度施行後、５年間で経過措置の期限が到来する項目

イ　地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

（２）新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項

ア　新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

イ　制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項　　など

〇（１）及び（２）を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

## 参　考

〇子ども・子育て支援法（平24法65）

附　則

（検討等）

第二条　１～３（略）

４　政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

附　則（平成二四年八月二二日法律第六六号）

（検討）

第二条　１（略）

２　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料44

# 新制度施行後、５年間で経過措置の期限が到来する項目

| 項目 | 第37回会議（H30.10.9開催)における方向性 | その後の取組状況 |
|---|---|---|
| ①　幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例<br><br>②　幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例 | 保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を5年間延長する | 第198回国会（常会）に提出予定の第９次地方分権一括法案により、認定こども園法一部改正法及び教育職員免許法を改正し、特例期間を5年間延長予定<br>これにあわせて、保育士資格の取得に係る特例期間を5年間延長する告示改正を予定 |
| ③　みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置 | 経過措置は延長しない | 年度内に経過措置は延長しない旨を周知予定 |
| ④　幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例 | 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例と同様に5年間延長 | 第９次地方分権一括法案成立後、本特例の期間も5年間延長する旨を通知予定 |
| ⑤　新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置 | 幼児教育の無償化に伴い、本特例の必要性は失われる | 年度内に事務連絡やFAQ等を通じ、自治体へあらかじめ周知予定 |
| ⑥　みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置 | 経過措置は延長しない | 年度内に事務連絡やFAQ等を通じ、自治体へあらかじめ周知予定 |

| 項目 | 第37回会議（H30.10.9)における方向性 | その後の取組状況 |
|---|---|---|
| ⑦　地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における食事の提供に係る経過措置 | ①　自宅以外の場所における家庭的保育事業については、経過措置を5年間延長<br><br>②　小規模保育事業、事業所内保育事業については、経過措置は延長しない | ①自宅以外の場所における家庭的保育事業<br>・・・経過措置を5年間延長する省令改正を年度内に予定<br>②小規模保育事業・事業所内保育事業<br>・・・経過措置は延長しない旨を年度内に通知等で予め周知予定 |
| ⑧　地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置 | 経過措置を5年間延長 | 経過措置を5年間延長する省令改正を年度内に予定<br>定員が20名以上であって、市区町村が適当と認める①企業主導型保育施設、②地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を連携施設として位置付ける省令改正も年度内に予定 |
| ⑨　小規模保育事業B型等に係る経過措置（保育従事者の資格） | 経過措置は延長しない | 経過措置を延長しない旨について、年度内に通知等であらかじめ周知予定 |
| ⑩　小規模保育事業C型に係る経過措置（定員上限） | 経過措置は延長しない | 経過措置を延長しない旨について、年度内に通知等であらかじめ周知予定 |
| ⑪　放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置 | 「従うべき基準」の参酌化に係る検討と合わせ、経過措置の在り方を検討していく | 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）により、放課後児童健全育成事業の職員に関する基準の参酌化が決定 |

①及び②は、法律改正が必要な項目。③～⑪は、省令等の改正が必要な項目。

## ①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例
## ②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例

**概要**

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後５年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「認定こども園法一部改正法」という。）附則第５条）

また、これにあわせて片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験（３年かつ４，３２０時間）を有する者については、大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。
（教育職員免許法附則第１９項、児童福祉法施行規則第６条の１１の２第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）

**背景**

新制度施行前の幼保連携型認定こども園については、教育又は保育に携わる職員に幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を求めていなかった。しかし、新制度の施行による新たな基準に基づく幼保連携型認定こども園（以下「新幼保連携型認定こども園」という。）では、教育・保育を一体的に提供する単一の施設として幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する保育教諭等を配置することとなった。

そこで、新制度への制度変更に伴う経過措置として、また幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行に配慮するために、新制度施行後５年間に限って幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方のみしか有しない者でも保育教諭等となることができることとする経過措置を設けた。

さらに、これらの経過措置期間中に、保育士資格のみあるいは幼稚園教諭免許状のみを有して保育教諭等となった者が幼稚園教諭免許状もしくは保育士資格を無理なく取得できるよう、勤務経験及び単位の修得等に係る特例を設けた。

## 現状・課題

| 資格・免許の保有状況 | 平成30年度 | | 平成29年度 | | 平成28年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 両方保有 | 90,647人 | 90.4% | 73,126人 | 89.2% | 54,088人 | 87.8% |
| どちらか一方のみ保有 | 9,660人 | 9.6% | 8,876人 | 10.8% | 7,538人 | 12.2% |
| 幼稚園教諭のみ | 2,274人 | 2.3% | 2,272人 | 2.8% | 2,104人 | 3.4% |
| 保育士のみ | 7,386人 | 7.4% | 6,604人 | 8.1% | 5,434人 | 8.8% |
| 総数 | 100,307人 | 100.0% | 82,002人 | 100.0% | 61,626人 | 100.0% |

参考：幼保連携型認定こども園の施設数
H30.4.1現在：4,409施設
H29.4.1現在：3,618施設
H28.4.1現在：2,785施設

○特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状の授与がされた件数（平成25～28年度）　10，924件
○特例制度を活用し、保育士試験に合格した者（平成26～29年度）　22，186人

いずれか一方の免許状・資格しか保有していない保育教諭等の現状は、平成28年度以降、その割合は減少しているものの、その人数は幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い増加している。

また、保育の受け皿拡充が求められる中、あわせて保育人材も確保していくことが必要だが、免許状と資格双方を有する者の採用が難しいことなどが、課題とされているところである。

## 方向性

幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一方の免許状・資格しか保有していない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大の方向性も踏まえ、保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を平成36年度末まで5年間延長することとする（その際、幼稚園教諭免許状の授与手続きに係る期間も配慮する。）。

| | |
|---|---|
| 取組状況 | 第198回国会（常会）に提出予定の第9次地方分権一括法案により、認定こども園法一部改正法及び教育職員免許法を改正し、特例期間を平成36年度末まで5年間延長する予定。<br>これにあわせて、保育士資格の取得に係る特例期間を5年間延長する告示改正を行う予定。<br>なお、経過措置期間中に計画的かつ円滑に免許状・資格を取得し、併有促進を図るため、平成31年度予算案において、①従来より措置している保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状・保育士資格取得支援に係る経費を引き続き盛り込む（文部科学省・厚生労働省予算）とともに、②都道府県・関係団体・養成機関が連携し、組織的に講座等の受講機会確保を図る取組への補助（内閣府予算）を新たに盛り込んでいるところ。 |

# 認定こども園等への財政支援（平成３１年度予算案）

※（）内は平成３０年度予算額

## 厚生労働省事業

### 保育園等整備交付金　747億円/394億円【補正】（664億円/548億円【補正】）

**認定こども園整備事業**

○ 幼稚園型認定こども園の保育園機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

**保育園整備事業**

○ 保育園（幼保連携型認定こども園の保育園部分含む）の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

### 保育対策総合支援事業費補助金　394億円（381億円）

**保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業**

○ 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。

等

### 職員の資質向上・人材確保等研修事業　36億円（27億円）

**保育の質の向上のための研修支援**

○ 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。

等

## 文部科学省事業

### 認定こども園施設整備交付金　34億円／108億円【補正】（22億円/165億円【補正】）

**認定こども園整備**

○ 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。
（新増改築、大規模改修等）
・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

**幼稚園耐震化整備**

○ 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築等）
・私立幼稚園の耐震化経費
※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。

**防犯対策整備**

○ 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、ブロック塀、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。

※幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における同内容の補助は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金により補助。

### 教育支援体制整備事業費交付金　11億円（11億円）

**保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援**

○ 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
※ 免許状取得後1年以上勤務することが必要。

**幼児教育の質の向上のための緊急環境整備**

○ 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

**認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援**

○ 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。
※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

**認定こども園等の円滑な移行のための準備支援**

○ 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。

**園務改善のためのICT化支援**

○ 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。

# 幼稚園教諭免許状･保育士資格取得に係る連携事業

## １．概要

幼保連携型認定こども園では幼稚園教諭免許状・保育士資格を併有した保育教諭の配置が求められているが、一方の免許状・資格のみ保有している者への免許状・資格取得に係る経過措置も設けている。

この経過措置期間中に計画的かつ円滑に免許状・資格を取得し、併有促進を図るために、都道府県・関係団体・養成機関が連携して組織的に講座等の受講機会を確保する取組に係る経費の補助を行う。

【事業イメージ】

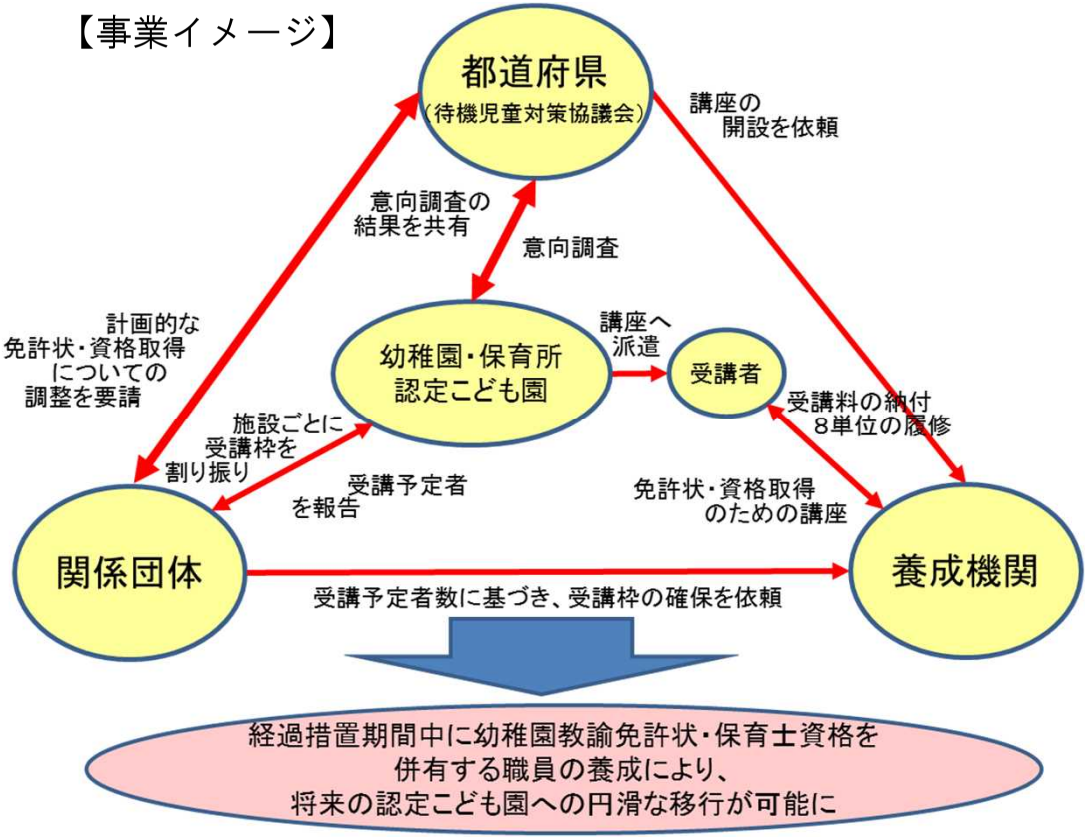


## ２．実施主体・補助率・補助額

- 実施主体：都道府県
- 補 助 率：１／２
- 補 助 額：1,000千円

## ３．補助要件

幼稚園教諭免許状・保育士資格取得推進計画の作成、及び当該事業実施による達成状況の報告。

# ③みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置

**概要**

子ども・子育て支援新制度施行時にみなし確認を受けた認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）においては、施行後5年間に限り、3歳児～5歳児の職員配置（短時間利用児部分）については、35：1とすることができる。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項）

**背景**

幼稚園については、1学級あたりの学級編制基準が、原則35人以下となっている。一方、保育所の職員配置基準では、3歳児が20：1、4歳児以上が30：1となっている。

新たな認定こども園の職員配置基準では、長時間・短時間利用児の区別なく、保育所と同様に3歳児は20：1、4歳児以上は30：1とすることとした。しかし、この新たな職員配置基準を設定するにあたり、保育所の配置基準に達していない認定こども園の新制度への円滑な移行に配慮等する観点から、認定こども園の短時間利用児の部分については、幼稚園の学級編制基準（35：1）を活用することもできることとする経過措置を設けた。

**現状・課題**

【3歳児～5歳児（短時間利用児部分）の職員配置基準を35：1の経過措置を活用しているみなし認定こども園の施設数】

| 施設類型 | 施設総数 | 回答施設 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | みなし確認を受けた施設（①） | 経過措置適用施設（②） | 経過措置適用施設の割合（②/①） |
| 幼保連携型 | 4，409 | 3，866 | 723 | 49 | 6．8% |
| 幼稚園型 | 966 | 867 | 199 | 18 | 9．0% |
| 保育所型 | 720 | 645 | 133 | 7 | 5．3% |
| 地方裁量型 | 65 | 59 | 23 | 0 | 0．0% |
| 合　計 | 6，160 | 5，437 | 1，078 | 74 | 6．9% |

※本調査結果は、平成31年1月17日時点の速報値（回答率88.3%）

| | |
|---|---|
| 方向性 | すでに、短時間・長時間利用児の区別なしの基準で対応している園が大半であり、改正後の職員配置基準で対応することが可能であると考えるため、経過措置は延長しないこととする。 |
| 取組状況 | 年度内に経過措置を延長しない旨について、自治体へ周知予定。 |

# ④幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例

**概要**

乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者（保育士）とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等として園児の保育に従事することができるものとする。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号））

**背景**

現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていること、さらに幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例を踏まえ、本特例を設けた。

**現状・課題**

| 年度 / 資格区分 | H30年度 | | H29年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 園数 | 割合※ | 園数 | 割合※ |
| 保健師 | 22園 | 0．5% | 37園 | 1．0% |
| 看護師 | 759園 | 17．2% | 549園 | 15．2% |
| 准看護師 | 213園 | 4．8% | 152園 | 4．2% |
| 合計 | 994園 | 22．5% | 738園 | 20．4% |

※幼保連携型認定こども園数（H30年：4，409園、H29年：3，618園）に占める割合

**方向性**

保育所における保育士の職員配置基準では、本特例と同様な特例が継続している。保育教諭の資格特例の延長により、保育士資格のみ保有する者も保育教諭となることが可能となるため、保育士の職員配置基準の特例を保育士資格のみ有する保育教諭にも適用することが必要。

また、人材確保策の一環として、本特例を引き続き活用出来るようにすることも必要であることから、①の保育教諭の資格特例と同様に5年間延長することとする。

| | |
|---|---|
| 取組状況 | 第198回国会（常会）に提出予定の第９次地方分権一括法案成立後に、本特例を５年間延長する旨を自治体へ周知予定。 |

# ⑤新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置

| | |
|---|---|
| 概要 | 新制度施行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している私立幼稚園・認定こども園については、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を講ずることとしている。<br>※5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本<br>（子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号）） |
| 背景 | 新制度における利用者負担上限額を一律に当てはめた場合、それよりも低い保育料を設定していた私立幼稚園等を利用する保護者に対し、利用者負担の増加を強いることとなるため、低額に設定された利用者負担額の継続性（保護者負担軽減）の観点から措置したもの。 |
| 現状・課題 | 「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す」こととされており、これに基づき無償化が実施された場合においては、市町村が定める利用者負担額が0円となることから、本特例の必要性は失われることとなる。 |
| 方向性 | 幼児教育の無償化に伴い、本特例の必要性は失われる。 |
| 取組状況 | 今後、年度内に事務連絡やFAQ等を通じ、自治体へあらかじめ周知予定。 |

# ⑥みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置

**概要**

平成27年3月31日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置し、平成27年4月1日以降も継続して当該施設に配置されている施設に対して、施設長2人目分の人件費相当額を給付する。

（特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号））

**背景**

新制度施行前の基準に基づく幼保連携型認定こども園（以下「旧幼保連携型認定こども園」という。）は、認可幼稚園と認可保育所という二つの認可制度による二つの施設が合わさったものであったため、それぞれに園長又は施設長が配置されている場合があったが、新制度における、新幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を提供する単一の施設とされたことから、施設長が1人となった。

このため、旧幼保連携型認定こども園の新幼保連携型認定こども園への円滑な移行に配慮等するため、新制度施行前に園長又は施設長であった者のいずれか一方が退職等した時点（ただし、5年を限度とする）まで、公定価格において2人目の施設長の人件費相当額を給付する経過措置を設けた。

**現状・課題**

【公定価格上の経過措置の適用を受けている施設数】

| | 適用を受けている施設数（3月時点） | 幼保連携型認定こども園の施設総数（私立）（4月時点） | 施設総数に占める割合※ |
|---|---|---|---|
| 平成30年 | 146施設 | 3，762施設 | 3．9% |
| 平成29年 | 154施設 | 3，067施設 | 5．0% |
| 平成28年 | 196施設 | 2，334施設 | 8．4% |

※ みなし確認を受けた私立の幼保連携型認定こども園486施設に占める割合は、平成30年度が30．0%、平成29年が31．7%、平成28年が40．3%

**方向性**

新幼保連携型認定こども園は、単一の施設であり、また本特例を利用している園の全幼保連携型認定こども園数に対する割合は小さいことから、本経過措置は延長しないこととする。

| 取組状況 | 今後、年度内に事務連絡やFAQ等を通じ、自治体へあらかじめ周知予定。 |
| --- | --- |

# ⑦地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における食事の提供に係る経過措置

**概要**

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）における食事の提供については、施行日から5年を経過する日までの間は、自園調理でなくてもよいこととされている。
（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条）

**背景**

子ども・子育て支援新制度の施行前は、家庭的保育事業等での食事の提供方法に関し、自園調理を求めていなかった。

新制度の施行に際し、食事の提供方法に関しては、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）においても、自園調理を基本とした上で連携施設等からの外部搬入を可能とする方針とされたことに伴い、新制度の施行前時点で自園調理を行っていない事業から移行する場合には、第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとされたもの。

**現状・課題**

平成29年2月時点での自園調理への移行率が60%と低かった家庭的保育事業（自宅で実施するもの）については、平成30年4月の省令改正により、経過措置の期限を平成32年3月末からさらに5年間延長済み。

また、自宅以外の場所における家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業については、平成30年4月1日時点における自園調理や連携施設等からの外部搬入への移行状況はそれぞれ以下のとおり。

| | 家庭的保育（自宅） | | 家庭的保育（自宅以外） | | 小規模保育 | | 事業所内保育 | | 全体 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 施設数 | 割合 | 施設数 | 割合 | 施設数 | 割合 | 施設数 | 割合 | 施設数 | 割合 |
| 全体 | 673 | 100.0% | 226 | 100.0% | 3746 | 100.0% | 521 | 100.0% | 5166 | 100.0% |
| うち自園調理 | 443 | 65.8% | 128 | 56.6% | 3121 | 83.3% | 355 | 68.1% | 4047 | 78.3% |
| うち外部搬入 | 32 | 4.8% | 36 | 15.9% | 593 | 15.8% | 154 | 29.6% | 815 | 15.8% |
| （自園と外部搬入の合計） | 475 | 70.6% | 164 | 72.6% | 3714 | 99.1% | 509 | 97.7% | 4862 | 94.1% |

※平成30年12月下旬時点の集計
（回答自治体数：1,680、回収率：93.6%）

| | |
|---|---|
| 方向性 | 自宅以外の場所における家庭的保育事業については、一部の事業所で自園・外部搬入への移行が進んでいない実情があることから、自宅における家庭的保育事業と同様に経過措置の期限を平成32年3月末からさらに5年間延長することとする。<br><br>小規模保育事業、事業所内保育事業については、自園調理・外部搬入への移行率が高くなっていることから、経過措置は延長しないこととする。 |
| 取組状況 | 自宅以外の場所における家庭的保育事業に係る経過措置については、5年間延長する省令改正を年度内に行う予定。<br>なお、小規模保育事業・事業所内保育事業に係る経過措置について、延長しない旨を、年度内に通知等で予め周知していく。 |

## ⑧地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置

**概要**

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、施行日から5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないでもよいこととされている。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条、特定教育・保育教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条）

**背景**

子ども・子育て支援新制度の施行前は、家庭的保育事業でのみ保育所本体または連携保育所の支援が前提とされていた。

新制度の施行に伴い、地域型保育事業では保育内容の支援、代替保育の提供と卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めることとしつつ、経過措置として、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合には、第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間は、市町村は連携施設の設定を求めないことができることとしたもの。

現状・課題

平成30年4月1日時点の地域型保育事業における連携施設の設定状況をみると、連携施設の3要件※全てを設定している事業所は、46%。

平成30年4月1日時点　単位:事業所

| 事　業 | 連携状況 | | | | | | | | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ①・②・③の全て | ①・② | ①・③ | ②・③ | ①のみ | ②のみ | ③のみ | 設定なし | |
| 家庭的保育事業 | ４０２ | ３１３ | ４９ | ２ | ６７ | ０ | ７ | １１０ | ９５０ |
| | 42% | 33% | 5% | 0% | 7% | 0% | 1% | 12% | 100% |
| 小規模保育事業（Ａ型） | １，７３０ | １９４ | ４２４ | ９ | ２７９ | ９ | １６２ | ６０８ | ３，４１５ |
| | 51% | 6% | 12% | 0% | 8% | 0% | 5% | 18% | 100% |
| 小規模保育事業（Ｂ型） | ２８７ | ３５ | ９６ | ３ | ８２ | ０ | ４４ | ２１２ | ７５９ |
| | 38% | 5% | 13% | 0% | 11% | 0% | 6% | 28% | 100% |
| 小規模保育事業（Ｃ型） | ３６ | ８ | １１ | ２ | ３０ | ０ | ２ | １３ | １０２ |
| | 35% | 8% | 11% | 2% | 29% | 0% | 2% | 13% | 100% |
| 保育所型事業所内保育事業 | ５９ | ２ | １６ | ３ | ３ | ０ | ４４ | ４８ | １７５ |
| | 34% | 1% | 9% | 2% | 2% | 0% | 25% | 27% | 100% |
| 小規模型事業所内保育事業 | １５９ | １８ | ６７ | ０ | ２１ | ０ | １８ | ８１ | ３６４ |
| | 44% | 5% | 18% | 0% | 6% | 0% | 5% | 22% | 100% |
| 上記計 | ２，６７３ | ５７０ | ６６３ | １９ | ４８２ | ９ | ２７７ | １，０７２ | ５，７６５ |
| | 46% | 10% | 12% | 0% | 8% | 0% | 5% | 19% | 100% |

※①:利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
②:必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。
③:当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

| | |
|---|---|
| 方向性 | 連携施設の3要件全てを設定した地域型保育事業の事業所が約半分程度にとどまっている現状を踏まえ、経過措置の期限を5年間延長することとする。<br>なお、経過措置を延長するに当たっては、連携施設の確保がより促進されるような方策を併せて検討することとする。 |
| 取組状況 | 経過措置を5年間延長する省令改正を年度内に行う予定。<br>また、定員が20名以上であって、市区町村が適当と認める、①企業主導型保育施設、②地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設について、卒園後の受け皿としての連携施設として位置づける省令改正を年度内に行う予定。<br>保育所型事業所内保育事業においては、①規模（定員20人以上）や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること、②3～5歳児を受け入れている事業所も存在すること等を踏まえ、市町村が認める場合には、卒園後の受け皿の確保を不要とする省令改正を年度内に行う予定。<br>※　人口減少や離島のように、保育所や認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることができる。<br>引き続き、現下の連携施設の設定状況を踏まえ、自治体における運用状況等を調査した上で、連携施設の確保の促進策について更なる検討を行っていく。 |

# ⑨小規模保育事業B型等に係る経過措置（保育従事者の資格）

**概要**

小規模保育事業B型と事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者については、施行日から5年を経過する日までの間は、保育従事者とみなすこととされている。
（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第4条）

**背景**

子ども・子育て支援新制度の施行後は、小規模保育事業B型や事業所内保育事業（利用定員19人以下）で保育に従事する者は「保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者」とされているが、新制度施行前においても家庭的保育者及び家庭的保育補助者が保育に従事していたことから、設けられたもの。

**現状・課題**

家庭的保育者又は家庭的保育補助者の、子育て支援員研修等の必要な研修の修了状況をみると、平成30年4月1日時点では下表のとおり。

単位：人

| | 小規模B型 | | 事業所内（定員１９人以下） | | 合　計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 保育従事者 | 1040 | 100.0% | 219 | 100.0% | 1259 | 100.0% |
| うち研修未修了者 | 134 | 12.9% | 29 | 13.2% | 163 | 12.9% |
| うち研修受講見込み無し者 | 23 | 2.2% | 7 | 3.2% | 30 | 2.4% |

※平成30年12月下旬時点の集計
（回答自治体数:1,680、回収率93.6%）

**方向性**

研修の修了者が従事者の大半を占め、また未修了者の中でも受講見込みのない者の割合が低い状況を踏まえると、経過措置は延長しないこととする。

**取組状況**

経過措置を延長しない旨について、年度内に通知等で予め周知していく。

# ⑩小規模保育事業C型に係る経過措置（定員上限）

| | |
|---|---|
| 概要 | 小規模保育事業C型の利用定員は6人以上10人以下とすることが原則だが、施行日から5年を経過する日までの間は、その利用定員を6人以上15人以下とすることができることとされている。<br>（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第5条、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第4条） |
| 背景 | 子ども・子育て支援新制度の施行前は、グループ型小規模保育事業の利用定員が最大15名までとされていたことを踏まえ、設けられたもの。 |
| 現状・課題 | 小規模保育事業C型の定員の変更状況をみると、平成30年4月1日時点では、小規模保育事業C型の事業所（76か所）のうち定員が11～15人の事業所は5か所あり、そのうち4か所は定員を見直す見込み、1か所は小規模保育事業B型への移行を検討中とのこと。<br>※平成30年12月下旬の集計（回答自治体数：1,680、回収率：93.6%） |
| 方向性 | 大部分の小規模保育事業C型の事業所において定員の変更等が行われている又は行われる見込みであることを踏まえると、経過措置は延長しないこととする。 |
| 取組状況 | 経過措置を延長しない旨について、年度内に通知等で予め周知していく。 |

# ⑪放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置

**概要**

放課後児童健全育成事業の従うべき基準として設けられている、放課後児童支援員に関する規定について、放課後児童支援員は、基準に定める基礎資格を有する者（例えば保育士や高卒以上で、実務経験を有する者など）であって、都道府県知事が行う研修を「修了した者」でなければならないが、平成32年3月31日までの間は、「修了することを予定している者」を含むとしている。
（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条）

**背景**

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は平成27年4月1日から施行され、それまでは法令上の基準は存在せず、多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、基準策定の際、「現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である」とされた。
（社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書（平成25年12月25日）より一部引用）
これも踏まえ、研修受講には一定の時間を要することから、5年間は、研修修了予定者も放課後児童支援員となれるよう、経過措置期間を設けたものである。

**現状・課題**

| 都道府県知事が行う研修（放課後児童支援員認定資格研修）を受講した者 | 平成30年5月1日現在 | | 平成29年5月1日現在 | | 平成28年5月1日現在 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 総数 | 53,132人 | 58.5% | 34,220人 | 39.4% | 16,128人 | 19.3% |

参考：放課後児童支援員の数
H30.5.1現在：90,769人
H29.5.1現在：86,829人
H28.5.1現在：83,471人

研修受講者は、増えてはいるものの、平成30年5月1日現在でも、約41%の方が研修の受講ができていない。

社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ（平成30年7月27日）においても、「地方自治体や放課後児童クラブ関係者からは、経過措置期間が終了するまでに該当者が研修受講を修了できない可能性があることについて懸念の声があがっている。（中略）現在の設備運営基準では、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこととなっており、認定資格研修の経過措置の終了後は、放課後児童クラブに放課後児童支援員がいない場合、開所できない形となっている。今後、放課後児童クラブが安定して運営できるよう、経過措置の延長も視野に入れるとともに、研修方法のあり方の工夫が検討されていく必要がある。」と指摘されている。

| | |
|---|---|
| 方向性 | 研修を受講していない放課後児童支援員が在籍する放課後児童クラブが、経過措置終了後も安定的な運営が確保されることを念頭に、平成30年度中に結論を得ることとされている、「従うべき基準」の参酌化に係る検討と合わせ、経過措置の在り方を検討していく。 |
| 取組状況 | 「平成30年の地方からの提案に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）により、放課後児童健全育成事業の職員に関する基準の参酌化が決定された。 |

# 子ども・子育て会議（第35回～第36回会議まで）における主なご意見

**①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例**
**②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例**

- いずれか片方の免許状・資格しか保有していない者の割合を考慮し、保育教諭の資格特例、免許状・資格の取得特例を延長するとともに、免許状・資格が取得しやすい環境整備、また免許状・資格の併有に対するインセンティブ付けなどを通じ、併有を誘導していく必要がある。
- 免許更新講習の受講機会の拡大とともに、他の各種研修との相互乗り入れなどの検討も必要。
- 片方の免許状・資格しか保有していない者の割合を考慮して、今後、幼保連携型認定こども園への移行を希望する施設が特例を活用できるよう、延長すべき。
- 人材不足の中、特例の延長が必要
  - 片方の免許状・資格取得者を採用せざるを得ない状況もあり、延長されなければ教育・保育の提供が困難になる。
  - 職員採用時、幼稚園教諭免許状の未更新者が多数であり、経過措置が延長されなければ職員を採用できなくなってしまう。
  - 片方の免許状・資格しか保有していない者は、資格特例が延長されないと幼保連携型認定こども園で就労できなくなってしまう。
  - 待機児童が解消できない間は、職員が資格・免許状取得のために現場を離れることが難しい。
  - 日常業務がある中で、免許状・資格取得や免許状の更新講習の受講は難しい。
- 潜在保育士の活用の観点から経過措置を延長するとともに、免許状・資格を取得しやすい環境整備も必要。
- 免許状・資格の取得機会や幼稚園教諭免許状の更新講習の受講機会が十分に提供されていない観点から、特例の延長が必要。

**③みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置**

- 保育所と同等の質を確保するため、経過措置の延長は不要。
- 子どもの最善の利益、保育の質向上の観点から、経過措置の延長は不要。

**④幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例**

- 保育教諭不足の現状や安全衛生管理の観点から、経過措置を延長すべき。
- 日々の子どもの健康管理だけでなく、障害のある子ども、医療的ケア児への対応の観点からも専門職の必要性は高まっていることを踏まえ、延長が必要。
- 今後、幼保連携型認定こども園への移行を希望する施設が活用できるよう、延長すべき。
- 国として、今後も幼保一元化を積極的に推進するためにも幼保連携型認定こども園への移行特例については、延長が必要。
- 保育所と同等の職員配置とすべきであるため、整合性がとれるまで延長が望ましい。

**⑥みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置**

・ 大規模園では、適正な運営を行う上で、幼稚園部門、保育所部門それぞれに管理者が必要であるため、経過措置の延長が必要。
・ 経営実態調査の結果から、施設長が一人でも運営可能と確認できたため、経過措置の終了は致し方ない。

**⑦地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における食事の提供に係る経過措置**

・ 食事の提供に係る経過措置、連携施設の確保に係る経過措置いずれも延長するだけでなく、給食提供の方策や連携施設の確保方策についての検討が必要。
・ 保育の質の向上を図るため、経過措置を延長する必要はないものと考える。
・ 居宅で家庭的保育事業を営む家庭的保育事業者には、自園調理に関する経過措置が5年間延期されたところであり、全ての家庭的保育事業者ができるだけ早く自園調理ができる体制を整えられるよう期待。

**⑧地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置**

・ 食事の提供に係る経過措置、連携施設の確保に係る経過措置いずれも延長するだけでなく、給食提供の方策や連携施設の確保方策についての検討が必要。（再掲）
・ 連携施設の確保、連携内容の調整については、自治体が関与・協力することが不可欠であることを周知していただきたい。自治体の成功事例の紹介など、自治体間での情報共有を促すような機会があれば好ましい。
・ 全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消（それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下）が生じる恐れがあることから、経過措置の延長が必要。
・ 連携施設設置義務を解除する、連携若しくは加点という方式にするなど、選択肢を増やすべき。
・ ５年間の特例措置の継続が必要な地域や、連携施設を確保しなくても入所可能な地域があることから地域の実情に応じて対応できるよう、実態調査を行いそのあり方を検討すべき。

**⑨小規模保育事業Ｂ型等に係る経過措置（保育従事者の資格）**
**⑩小規模保育事業Ｃ型に係る経過措置（定員上限）**

・ 保育料の無償化等による新たなニーズが想定される中、これに対応することができるよう、経過措置を延長すべき。

**⑪放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置**

・ 自治体や放課後児童クラブ関係者は、経過措置期間までに受講が修了しないことを懸念しており、放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置の延長が必要。

# 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会

## 1．目 的

○ **保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもの**であり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、**保育所等を整備するとともに、保育の質を確保・向上させていくことが重要**。

○ 2018（平成30）年４月から改定保育所保育指針が適用されたことなどを踏まえ、**改定後の保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上**を図るため、学識経験者等に参集を求め、具体的な方策等を検討。

## 2．検討状況

○ **保育の質に関しては、主に「内容」「環境」「人材」の３つの観点**が考えられるところ、上記目的を踏まえ、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直しなど、**主として保育の「内容」面から、幅広く多角的に保育の質の確保・向上に資する方策等を検討**。

○ **2018（平成30）年5月以降、計6回の検討会を開催**。構成員や関係者（事業者、事業者団体、自治体）による意見発表、自由討議を実施した後、**9月26日に開催した第6回検討会において、「中間的な論点の整理」**。今後は、具体的な検討事項について、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、実務的な検討や作業を行い、**引き続き中期的に検討**。

（構成員）

| | | |
|---|---|---|
| ○ | 大豆生田　啓友 | 玉川大学教育学部教授 |
| | 古賀　松香 | 京都教育大学教育学部准教授 |
| ◎ | 汐見　稔幸 | 東京大学名誉教授・白梅学園大学前学長 |
| | 野澤　祥子 | 東京大学大学院発達保育実践政策学センター准教授 |
| | 普光院　亜紀 | 保育園を考える親の会代表 |
| | 松井　剛太 | 香川大学教育学部准教授 |

◎座長、○座長代理
（五十音順、敬称略）

（オブザーバー）
内閣府　子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省　初等中等教育局幼児教育課

**内　容**
- 保育所保育指針の告示
- 教育保育情報の報告・公表
- 自己評価ガイドライン
- 第三者評価ガイドライン　等

**環　境**
- 設備運営に係る最低基準の制定（人員配置、面積）
- 感染症対策ガイドライン
- アレルギー対応ガイドライン
- 事故防止及び事故発生時対応ガイドライン　等

**人　材**
- 保育士資格に係る基準の制定（指定保育士養成施設指定基準、保育士試験実施要領）
- キャリアアップ研修ガイドライン
- 能力経験に応じた処遇改善　等



資料45

# 中間的な論点の整理【概要】

（保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会）

2018（平成30）年９月26日

## １．今後の検討に当たっての「基本的な視点」

○ 保育の質の検討に当たっては、**「子ども」を中心に考えることが最も基本**。それを前提として、様々な保育の現場において、職員全員の参画の下、子どもの思いや願いを受け止め、子ども一人一人の発達過程に応じて、**保育所保育指針に基づく保育実践（※）の充実に向けた取組が日常的に行われることが重要**。*（※環境を通した保育、養護と教育の一体性、健康・安全の確保等）*

○ また、保育の質の確保・向上には、**保育をめぐる多様な関係者の参画や連携・協働、保育に関する理解の共有も必要**。

## ２．現時点で考えられる「検討の方向性」（具体的な検討事項）

### （１）総論的事項

○保育現場・地域・国といった様々な主体による取組が連動し、全体として機能するための**保育の質に関する基本的な考え方や、具体的な捉え方・示し方等**

*（※我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特性を踏まえた「『質の高い保育』とは、どのようなものか」といった、保育の各現場の創意工夫ある保育実践に際し念頭に置く方向性）*

### （２）個別的事項

#### ① 保育の現場における保育実践

**（職員間の対話を通じた理念共有）**

○各保育所等における**保育の理念の明確化・園全体での共有**

○子どもや保育に関する**職員間の対話**が促される環境の構築

**（保育の振り返りを通じた質の向上）**

○改定指針を踏まえた**「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し**

・評価結果の公表や活用 等

**（保育の環境や業務運営改善）**

○安全快適性と保育充実に資する**環境（人・物・空間・時間）工夫**

○質向上や保育士等の**業務負担軽減**に資する業務運営

**（保育士等の資質・専門性向上）**

○**各種研修の質的充実**

○多様な経歴の初任保育士支援

○園長等のマネジメント能力向上

#### ② 保護者や地域住民等との関係

**（保育実践の内容の「見える化」）**

○**保護者や地域住民等のニーズ**を踏まえた**保育実践の「見える化」**

・保育の評価や取組の情報公表

・日常保育に係る交流機会 等

**（保護者や地域住民等の関与）**

○ 保育所等における保育実践や質向上の取組への関与促進

・**関係者との交流機会の充実** 等

#### ③自治体や地域機関との関係

**（保育所と自治体等との連携協働）**

○自治体や関係機関との連携方策

・**保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、養成施設等との連携**

・地域のネットワークづくり 等

**（自治体の役割充実や連携促進）**

○**保育実践に係る相談・助言**

○指導監査の効果的・効率的実施

○自治体間の効果的・効率的連携

## ３．今後の検討の進め方

○ 今般整理した具体的な検討事項について、その内容を踏まえ、**適宜、実態調査や調査研究**を行いつつ、検討会の下に**作業チームを設置し、実務的な検討や作業**を行う。

○ その上で、**検討会において、作業チームにおける検討状況等を踏まえ**、保育の質に関連する様々な動向や取組の実施状況等に留意しつつ、**引き続き多角的な観点から、更に議論**を深める。

# 保育所児童保育要録の見直しについて
# （2018（平成30）年３月）

## １．背景等

○ 改定保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）において、保育所と小学校との連携に関して、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有する等の記載が追加されたことを踏まえ、保育所保育と小学校教育との一層の円滑な接続に資するよう、保育所児童保育要録の見直し等を検討

○ 2018（平成30）年3月30日付け「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（厚生労働省保育課長通知）にて、見直し後の「保育所児童保育要録の取扱い」等を周知 （2019（平成31）年4月に小学校に入学する児童より適用）

## ２．主な内容

### （１）要録の目的を踏まえた記載事項の改善

・ 要録の意義の明示、養護と教育に関する記載欄の統合、領域のねらいと「姿」の明記

### （２）要録における保育の過程と子どもの育ちの示し方

・ 子どもの生活や遊びにおける姿を捉えて保育の過程と子どもの育ちを記載することを留意事項として記載
・ 計画・実践・評価に至る保育の過程を反映した要録の記載
・ 最終年度に至る保育期間全体を通じての育ちの経過の記載

### （３）その他、特に小学校に伝えるべき事項等

・ 個人情報の取扱いに留意しながら、特に小学校へ伝えたい事項に関しては特記事項として記載
・ 要録作成を通じた保育の質の向上、就学前の保育施設における要録の様式の整合性、要録の活用に向けた取組

※ 要録の見直しに併せて、保育所と小学校との理解の共有、連携を促進するための体制等についても検討

**※ 保育所児童保育要録の見直し検討会**

2017（平成29）年12月21日 第１回
2018（平成30）年 ２月７日 第２回

＜構成員＞ ◎座長 ○座長代理

○阿部和子（大妻女子大学教授）
大方美香（大阪総合保育大学教授）
◎汐見稔幸（白梅学園大学学長）
中山美香（高知県教育委員会専門企画員）
村松幹子（たかくさ保育園園長） （五十音順、敬称略）

資料46

# 「保育所における感染症対策ガイドライン」の見直しについて
（2018（平成30）年３月）

## １．背景等

○ 保育所保育指針の改定（H29.3告示、H30.4適用）、感染症対策に関する最新の知見、関係法令の改正等を踏まえ、有識者による検討会（※）において、「保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改訂版）」の見直しを検討

○ 2018（平成30）年3月30日付け「「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について」（厚生労働省保育課長通知）にて、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」を周知

## ２．主な内容

**＜基本方針＞**

子どもの健康と安全の確保に一層資するよう、保育の現場における保育士等による実用性に留意し、改善を図る。

**（１）保育士等の衛生知識の向上**

・ 医療の専門家ではない保育士等にも積極的に活用されるよう、要点の明示や図表の活用など、記載の工夫

**（２）感染症対策に係る実施体制の強化**

・「関係機関（医療・保健機関、行政機関等）との連携」、「関連情報の共有と活用」に係る項目の新設

**（３）最新の知見、関係法令の改正等を踏まえた適切な対応**

・ 感染経路別対策（「血液媒介感染」等）の追加、個別の感染症に係る感染拡大防止策等の記載の改善
・ 定期の予防接種（Hib感染症、B型肝炎等）など、関係法令等の改正を踏まえた関連情報の更新

**※ 保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会**

2017（平成29）年11月８日　第１回（見直しの方向性）
2018（平成30）年１月31日　第２回（改訂素案）
（この間、パブリックコメントを実施）
2018（平成30）年３月14日　第３回（改訂案）

＜構成員＞　◎座長　○座長代理

伊澤　昭治（五反田保育園園長）
◎大曲　貴夫（国立国際医療研究センター病院副院長、国際感染症センター長）
○釜萢　敏　（日本医師会常任理事）
多屋　馨子（国立感染症研究所感染症疫学センター第三室長）
藤井　祐子（中野区立白鷺保育園看護師）
細矢　光亮（福島県立医科大学医学部小児科教授）
宮本　里香（横浜市こども青少年局保育・教育人材課担当係長）
山中　朋子（青森県弘前保健所長）　（五十音順、敬称略）

資料47

# 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」の概要

**<目　的>**

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等が医療関係者や関係機関と連携し、感染症対策に取り組む際に活用する。

## １．感染症に関する基本的事項

・乳幼児及び保育所の特性、感染症の発生要因を踏まえ、個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本

（１）感染症とその三大要因

（２）保育所における感染症対策

（３）学校における感染症対策

## ２．感染症の予防

・感染者への対応、各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、日常的な衛生管理の具体的方法等

（１）感染予防

ア）感染源対策　イ）感染経路別対策

ウ）感受性対策（予防接種等）　エ）健康教育

（２）衛生管理

ア）施設内外の衛生管理　イ）職員の衛生管理

## ３．感染症の疑い時・発生時の対応

・感染症の早期発見、発生時の処置、家庭や地域との連携、罹患後の登園再開に係る基本的考え方と具体的手順等

（１）感染症の疑いのある子どもへの対応

（２）感染症発生時の対応

（３）罹患した子どもが登園する際の対応

## ４．感染症対策の実施体制

・保育所内の組織的取組、保健所等の関係機関との連携等、保育所内外における実施体制整備の重要性

（１）記録の重要性

（２）医療関係者の役割等

ア）嘱託医の役割と責務　イ）看護師等の役割と責務

（３）関係機関との連携　（４）関連情報の共有と活用

（５）子どもの健康支援の充実

| | |
|---|---|
| 別添１ 具体的な感染症と主な対策（特に注意すべき感染症） | （個別の感染症ごとの症状、予防・治療方法、感染拡大防止策等） |
| 別添２ 保育所における消毒の種類と方法 | （消毒薬の種類・用途及び希釈方法等） |
| 別添３ 子どもの病気～症状に合わせた対応～ | （発熱や嘔吐等、症状に応じた具体的な対応方法や留意事項等） |
| 別添４ 医師の意見書及び保護者の登園届 | （罹患後の登園再開に関する基本的考え方を踏まえた書類の参考様式等） |
| 参　考　感染症対策に資する公表情報 | （感染症対策に資する公表情報のＵＲＬ） |
| 関係法令等 | （保育所保育指針、学校保健安全法、感染症法等） |

# 2019年度　幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について（案）

## 1．背景・目的

子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

**「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日 経済財政諮問会議）**

（2019年度～）
教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。

## 2．調査対象等

○調査対象：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）
○調査時点：2019年３月時点（収支については、2018年度実績）
○調査時期：2019年度に速やかに実施
○調査方法：施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

## 3．主な調査内容

①概　要　　（2019年３月時点）　設置主体、児童数、事業の実施状況 等
②収支の状況（2018年度）　公定価格における年間の収支差
③職員の給与（2019年３月分）　職種別の勤続年数や支給額（支給額については2017年と2019年との比較）
④職員の配置（2019年３月時点）　職種別の配置状況

※調査内容については現時点でのものであり、今後の検討状況によっては変更が生じる可能性あり。

資料48

府子本第 160 号
子保発 0222 第１号
子子発 0222 第１号
平成 31 年２月 22 日

都道府県
各　指定都市　児童福祉主管部（局）長　殿
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官
（　公　印　省　略　）
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（　公　印　省　略　）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の
施行に伴う休日保育等の対応について（通知）

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号。以下「本法」という。）の施行により、天皇の即位の日（本年５月１日）及び即位礼正殿の儀の行われる日（本年10月22日）については、休日とすることとされました。また、これらの休日となる日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の休日として、同法の規定の適用があるものとすることされており、これに伴い、本年４月30日及び５月２日についても休日となります。そのため、本年４月27日から５月６日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日（以下「10連休」という。）となります（ただし、保育所等においては通常土曜日は開所のため、最大９日連続の休日となります。）。

本法に対する参議院内閣委員会附帯決議（平成30年12月６日）においては、「奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間に渡る休日に歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている」とした上で、長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来たすことのないよう、政府は、「当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等につい

てその事業者ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応がとられること」について適切な措置を講ずるべきである、とされています（別紙参照）。

これを踏まえ、10連休における対応について下記のとおり整理しましたので、十分御了知の上、その趣旨を踏まえて御対応いただきますよう貴管内の市町村への周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一　10連休における対応の基本的な考え方

１　休日等に常態的に保育を必要とする子どもについて

休日等（日曜、国民の祝日及び休日をいう。以下同じ。）に常態的に保育を必要とする子どもについては、通常、休日保育を実施している保育所等において、休日等も保育を提供しているところ、今般の10連休においても同様に対応することとなる。

２　今般の10連休に限り、保育を必要とする子どもについて

今般の10連休においては、通常の休日等に勤務を必要としない保護者であっても、休日が長期にわたることから出勤が必要となる場合が想定される。

こうした保護者の子どもについては、休日等に常態的に保育を必要としない子どもが通常の休日等において一時的に保育を必要とする場合の対応と同様に、10連休においても、地域の実情に応じて、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）により対応することとなる。

ただし、今般の10連休においては、通常の休日等よりも多くの一時的な保育ニーズが生じる可能性があることから、地域の実情に応じて、必要な保育ニーズを充足できるよう、遺漏なき対応を図られたい。具体的には、例えば、以下のような対応が考えられるので、各自治体において御検討をお願いしたい。

- 10連休中に必要となる追加の保育ニーズについての把握
- 10連休中の一時預かり事業の受入人数の拡充についての、事業者への要請（基幹型施設の人員体制拡充による定員拡充、10連休に限った一時預かり事業実施等）
- 10連休中に利用できる事業者についてリストにする等、住民への分かりやすい情報提供

なお、10連休に限り特別に一時預かり事業を実施する場合においては、労働基準関係法令等の違反とならないよう、助言・指導すること。

また、放課後児童クラブについても、休日等はこれまでも地域の実情に応じて利用できることから、10連休中の対応についても利用者のニーズに応じた適切な対応をお願いする。なお、対応にあたっては、放課後児童クラブと併せて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の活用もご検討いただきたい。

なお、各市町村における、今般の10連休に限り保育を必要とする子どもへの対応について、別途、事前に把握させていただく予定であるため、ご留意願いたい。

第二　一時預かり事業の交付要綱の改正予定について

一時預かり事業に係る運営費については、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年７月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）に基づき交付している。

このうち、一時預かり事業（一般型）の運営費（特別利用保育等対象以外の児童）については、年間延べ利用児童数の区分に応じた基準額が設定されているところであるが、10連休中の一時預かり事業の需要増にきめ細かく対応ができるよう、10連休に子どもを受け入れた場合については、別途、利用児童一人当たりの単価を設定し、利用児童数の人数に応じて運営費を加算する仕組みとすることを検討している。各自治体におかれては、本加算の活用を積極的に御検討いただきたい。

なお、上記内容に係る交付要綱については、別途お示しすることを申し添える。

別紙

◎　参議院内閣委員会附帯決議（平成30年12月６日）

本法の施行により、来年の四月二十七日から五月六日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間に渡る休日に歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～五　（略）

六　当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業者ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること

七　（略）